

吉野川市地域防災計画 (資料編)

令和8年3月改訂

1. 災害記録に関する資料

1	南海道地震被害分布図	1- 1
2	関東以西の洋上の巨大地震	1- 2
3	主な大地震一覧表	1- 3

2. 気象に関する資料

1	地震に関する情報等	2- 1
2	気象庁震度階級関連解説表	2- 6
3	徳島県内の活断層	2-11
4	地震情報に用いる震央地名	2-12
5	徳島県に影響を及ぼした(上陸・通過) 台風の経路図 (期間: 2021年から2025年まで)	2-13
6	主な台風の経路図	2-14
7	月別の台風主要経路傾向図	2-14
8	各防災機関雨量観測所一覧表	2-15
9	気象に関する特別警報・警報・注意報等	2-16
10	水防警報・氾濫警戒情報	2-30
11	火山に関する警報・予報等	2-35
12	気象警報等の伝達系統図	2-37
13	特別警報、警報、注意報、地震情報等の伝達系統図	2-37
14	徳島県震度情報ネットワークシステムの構成	2-37

3. 通信施設に関する資料

1	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成図	3- 1
2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	3- 2
3	徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱	3- 3
4	徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表	3- 9
5	吉野川市防災行政無線システム構成図	3-13
6	吉野川市防災行政無線施設条例	3-14

4. 災害危険箇所等に関する資料

1	災害危険箇所(土砂災害関連) 総括	4- 1
2	地すべり防止区域・警戒区域等 指定箇所一覧表	4- 2
3	急傾斜地崩壊危険区域・警戒区域等 一覧表	4- 6
4	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等	4-16
5	土砂災害(特別) 警戒区域(土石流)	4-17
6	土石流対策雨量基準	4-20
7	砂防指定地一覧表	4-21
8	山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区) 一覧表	4-24
9	山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区) 一覧表	4-26
10	重要水防箇所評価基準	4-30
11	重要水防区域一覧表	4-34
12	地震時に緊急点検する「農業用ため池」 一覧表	4-38

13	防災重点ため池一覧表	4-40
14	保安林配備一覧表	4-41

5. 危険物等に関する資料

1	危険物施設一覧表	5- 1
2	高圧ガス大量保有事業所一覧表	5- 4
3	火薬類販売業者一覧表	5- 5
4	毒物・劇物取扱施設数	5- 5

6. 防災資機材等に関する資料

1	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況	6- 1
2	林野火災用空中消火資機材等保有状況	6- 3
3	応急食料及び副食調味料調達先一覧表	6- 4
4	災害救助物資備蓄数	6- 5
5	吉野川市災害用備蓄品の目標基本数量	6- 6
6	吉野川市災害用備蓄品の現況	6- 7
7	木材保有数	6-10
8	給水容器の備蓄状況（市）	6-11

7. 報道体制に関する資料

1	日本放送協会の災害報道体制	7- 1
2	四国放送非常事態対策要綱	7- 3
3	エフエム徳島非常事態対策要綱	7- 6
4	徳島県における緊急警報放送について	7- 8
5	避難情報の放送に係る申し合わせ	7- 9

8. 災害救助に関する資料

1	災害救助法の適用基準及び算定基準	8- 1
2	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	8- 3

9. 医療・防疫に関する資料

1	医療機関（吉野川市内）	9- 1
2	歯科診療所（吉野川市内）	9- 2
3	病院及び病床数（吉野川市・阿波市・美馬市内）	9- 3
4	特定施設に係る医療機関一覧表	9- 4
5	救急自動車（患者輸送車）保有状況	9- 4
6	救急病院等一覧表	9- 5
7	防疫用器材保有数	9- 8
8	県備蓄医療品等供給体制図	9- 9
9	除細動器（AED）配置施設	9-10
10	火葬場一覧表	9-12
11	大災害発生時の食品衛生対策実施要領	9-13

10. 交通に関する資料

1	輸送の確保に関する責任者及び連絡方法	10- 1
2	主要道路途絶予想箇所一覧表	10- 2
3	緊急輸送道路の一覧表（吉野川市内）	10- 2
4	緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁	10- 6
5	荷重制限橋梁の状況（橋梁15m以上）	10-10
6	消防防災ヘリコプター関係	10-10

11. 自衛隊に関する資料

1	災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表	11- 1
2	災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書	11- 2
3	ヘリポートの設置について	11- 4

12. 吉野川市災害対策本部に関する資料

1	吉野川市災害対策本部条例	12- 1
2	吉野川市災害対策本部運営規程	12- 2

13. 吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料

1	吉野川市防災会議条例	13- 1
2	吉野川市防災会議運営規程	13- 3
3	吉野川市防災会議委員名簿	13- 4
4	防災関係機関連絡先一覧表	13- 5
5	災害に関する協定一覧表	13- 8
6	吉野川市消防会館条例	13-11
7	吉野川市消防会館条例施行規則	13-13

14. その他の資料

1	指定緊急避難場所	14- 1
2	指定避難所一覧	14- 2
3	福祉避難所一覧	14- 6
4	消防用水利一覧表	14- 7
5	自主防災組織	14- 8
6	災害応急金融対策	14-12
7	災害弔慰金等支給・貸付	14-13
8	納税緩和措置	14-14
9	災害報告の記入要領	14-16
10	吉野川市内要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）一覧	14-20

1. 災害記録に関する資料

2 関東以西の洋上の巨大地震

関 東 沖	経 過	東 海 沖	経 過	南 海 沖
				684. 11. 29 (天武13) M8 ¹ / ₄ 約203年
				887. 8. 26 (仁和3) M8~8. 5 約212年
			約 2 年	
		1096. 12. 17 (永長1) M8~8. 5 約402年		1099. 2. 22 (康和1) M8~8. 3 約262年
		1498. 9. 20 (明応7) M8. 2~8. 4 約107年		1361. 8. 3 (正平16) M8 ¹ / ₄ ~8. 5 約244年
	同日		同日	
1604. 2. 3 (慶長9) M7. 9 約98年	———	1604. 2. 3 (慶長9) M7. 9 約102年	———	1604. 2. 3 (慶長9) M7. 9 約102年
	約 4 年		同日	
1703. 12. 31 (元禄16) M7. 9~8. 2 約152年	———	1707. 10. 28 (宝永4) M8. 4 約147年	———	1707. 10. 28 (宝永4) M8. 4 約147年
	約 1 1 月		3 2 時間	
1855. 11. 11 (安政2) M6. 9 約68年	———	1854. 12. 23 (安政1) M8. 4 約90年	———	1854. 12. 24 (安政1) M8. 4 約92年
	約 2 1 年		約 2 年	
1923. 9. 1 (大正12) M7. 9	———	1944. 12. 7 (昭和19) M7. 9	———	1946. 12. 21 (昭和21) M8. 0

3 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武13		土佐その他 南海・東海・ 西海	山崩れ，家屋社寺，人畜の死傷者多く，津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿，七道	京都で民家・官舎の倒壊，圧死多数，津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内，東海道	大極殿小破，東大寺巨鐘落ちる，津波社寺・民家 400余流出，東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺，摂津天王寺で被害，土佐で田千余町海に 沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲，人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	8～8.5	畿内・土佐・ 阿波	摂津四天王寺の金堂転倒，津波で摂津・阿波・土 佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～ 8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大，溺流死 4万1千，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・ 東山北陸 諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年 月 日	和 歴	規模M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1605. 2. 3	慶長9	7. 9	東海・南海・ 西海諸道	慶長地震，津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来襲阿波宍喰で死者1,500余等
1707.10.28	宝永4	8. 4	五畿・七道	宝永地震，死者2万，潰家6万，流出家2万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854.12.23	安政1	8. 4	東海・東山・ 南海諸道	安政東海地震，被害は関東から近畿，津波が房総から土佐の沿岸，死者2～3千人，潰・焼失約3万軒
1854.12.24	安政1	8. 4	畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・ 山陽道	安政南海地震，被害は中部から九州，室戸・串本で約1m隆起，甲浦・加太で約1m沈下
1905. 6. 2	明治38		安芸灘	芸予地震，死者11，家屋全壊64
1946.12.21	昭和21	8. 0	北海道沖	北海道地震，死者1,330，家屋全壊11,591， 半壊23,487，流失1,451，焼失2,598，室戸，紀伊半島隆起，須崎，甲浦沈下，津波
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1，負傷者8，山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波，死者不明者142， 家屋全壊1,500余，半壊2,000余，（津波被害）
1995. 1. 17	平成7	7. 3	兵庫県南部	兵庫県南部地震，阪神・淡路大地震， 死者不明者 6,434，負傷者43,792， 全壊104,906，半壊144,274， 一部損壊390,506， 一部地域で震度7（消防庁2006.5.19確定）
2011. 3. 11	平成23	9. 0	東北地方	東北地方太平洋沖地震，東日本大震災， 死者不明者 19,074，負傷者 6,219， 行方不明者 2,633， 全壊127,361，半壊273,268（消防庁2014.9.1現在） 徳島県由岐 津波最大波1.1m（徳島県地域防災計画）

（注）理科年表及び消防庁資料による。

（注）徳島県に被害のあったと思われる地震。

2. 気象に関する資料

1 地震に関する情報等

(1) 地震情報等の種類及び内容

ア 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	吉野川市

注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(イ) 緊急地震速報の伝達

- ・気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM 放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

- ・総務省 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

- ・地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

- ・市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、吉野川市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(ウ) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動の具体例

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

	ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

イ 地震情報の種類とその内容

気象庁は、地震発生後新しいデータが入るに従って、順次以下のような情報を発表する。
地震情報は、発表基準・情報の内容により次のように区別される。

地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表。）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。

その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素（※）を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素（※）更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
--------	---	---

※震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

ウ 地震活動に関する解説資料等

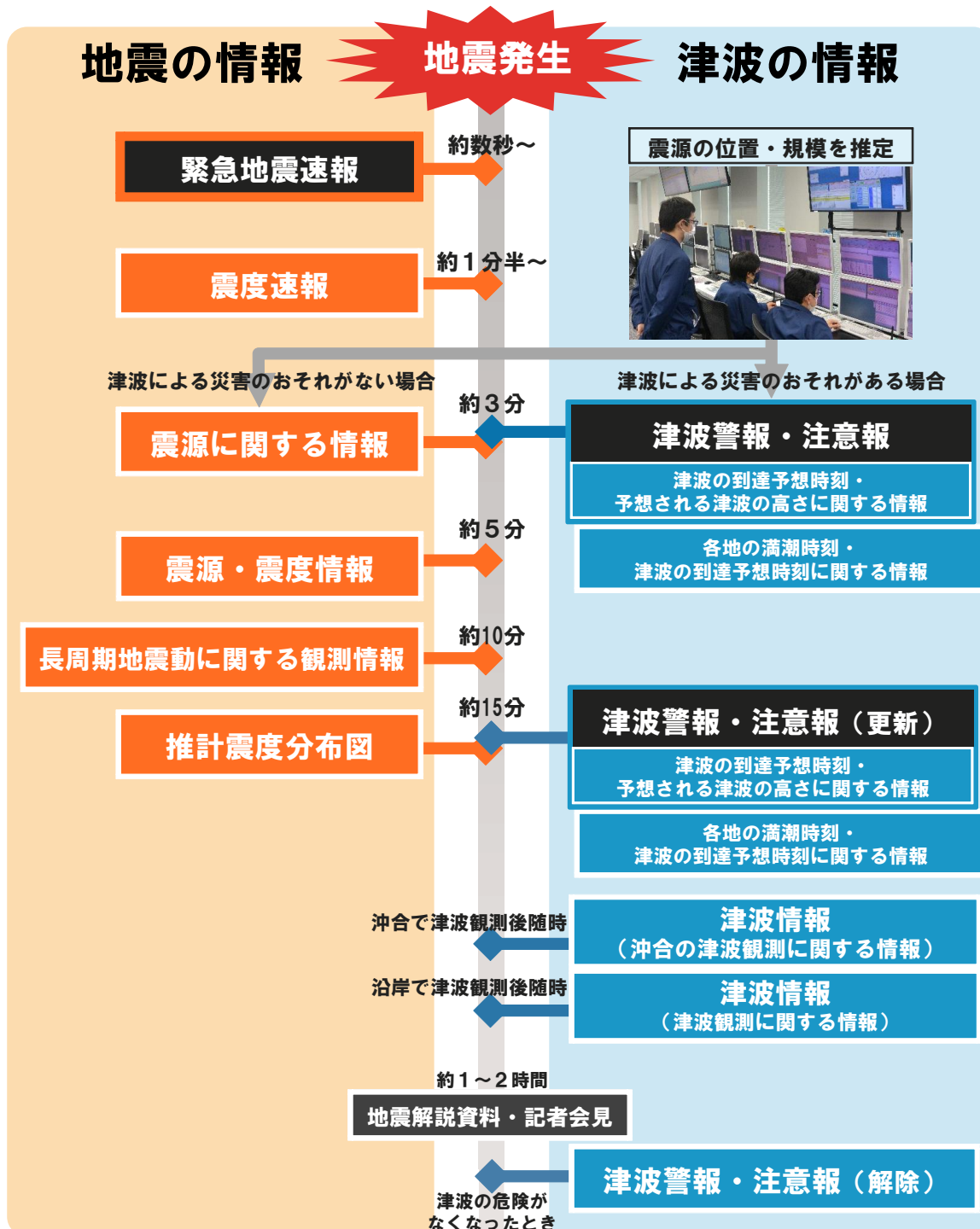
地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区気象台・徳島地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類、発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。

地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び) その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎週金曜） 	<p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</p>
徳島県の地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

2 気象庁震度階級関連解説表

(1) 使用にあたっての留意事項

- ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定するものではありません。
- イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない
わずかに	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(2) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(3) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

*木造建物（住宅）については、耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

*この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

*木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(4) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

*鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

*鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(5) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(6) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(7) 大規模構造物への影響

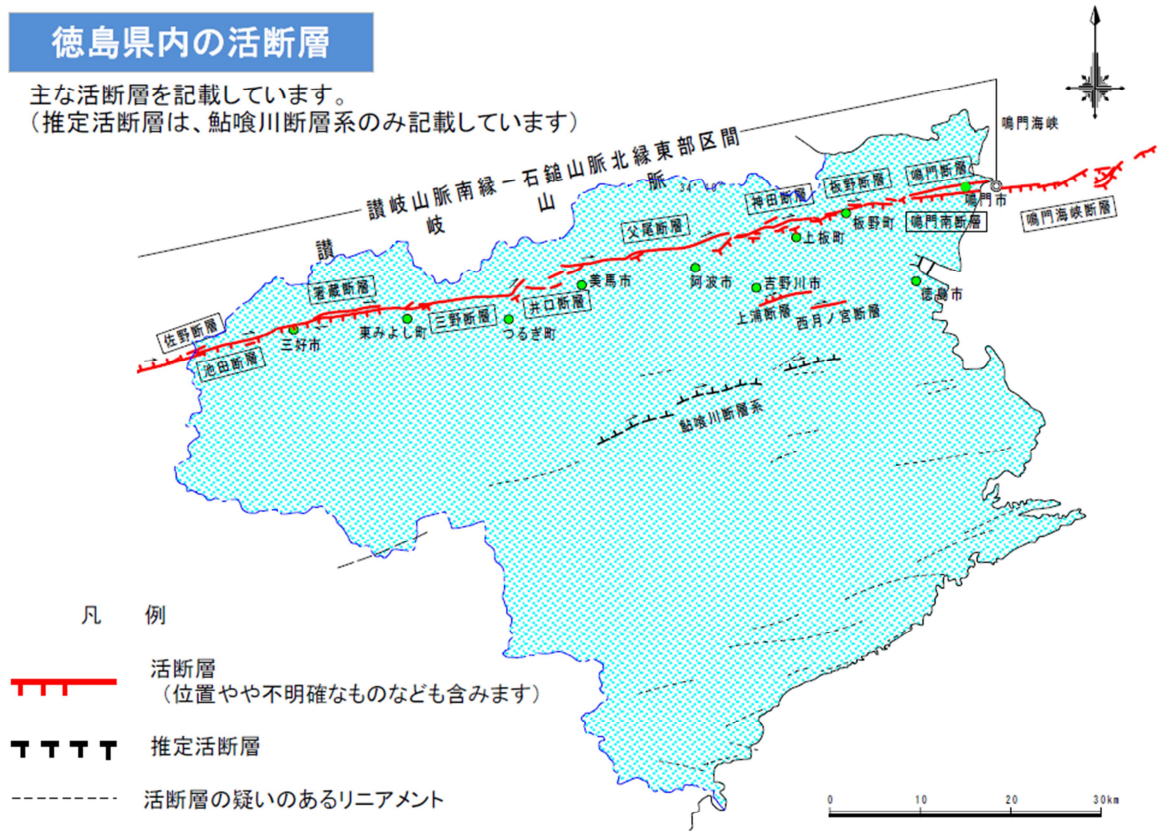
長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

^{*}規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3 徳島県内の活断層

徳島県内の活断層

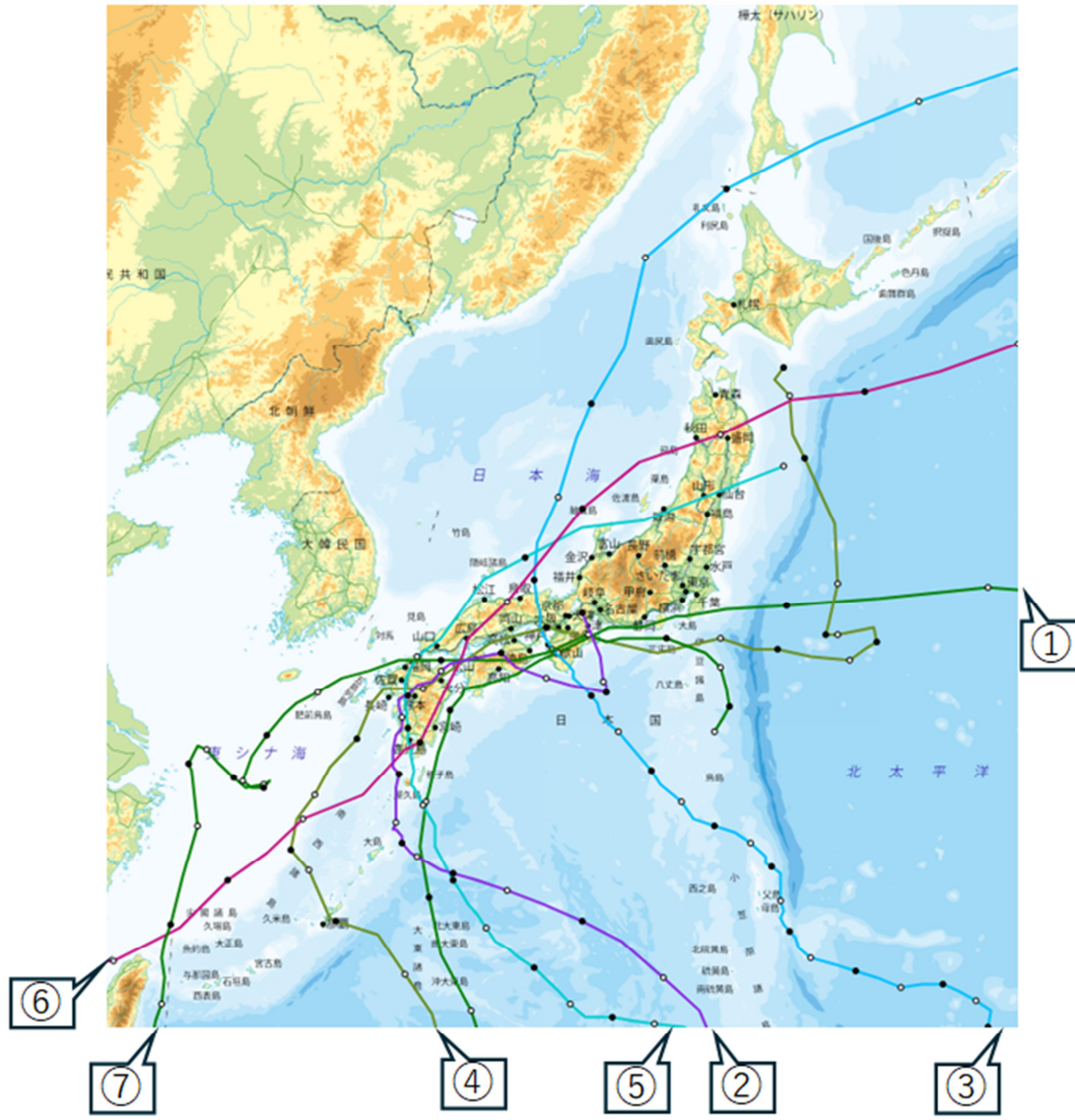
主な活断層を記載しています。
(推定活断層は、鮎喰川断層系のみ記載しています)



吉野川南岸の上浦断層および西月ノ宮断層は、「都市圏活断層図 川島(第2版)」をもとに作成
鮎喰川断層系の推定活断層およびリニアメントは「新編 日本の活断層(1991)」をもとに作成

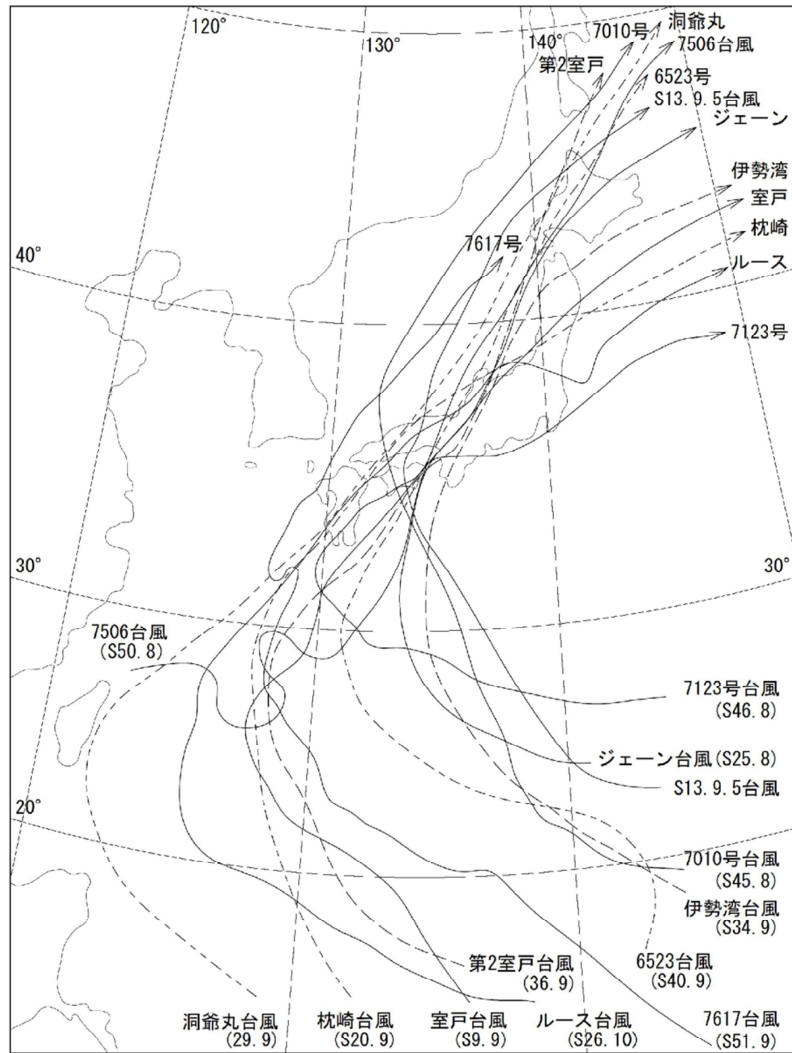
出典：徳島県の活断層Q&A

5 徳島県に影響を及ぼした（上陸・通過）台風の経路図（期間：2021年から2025年まで）

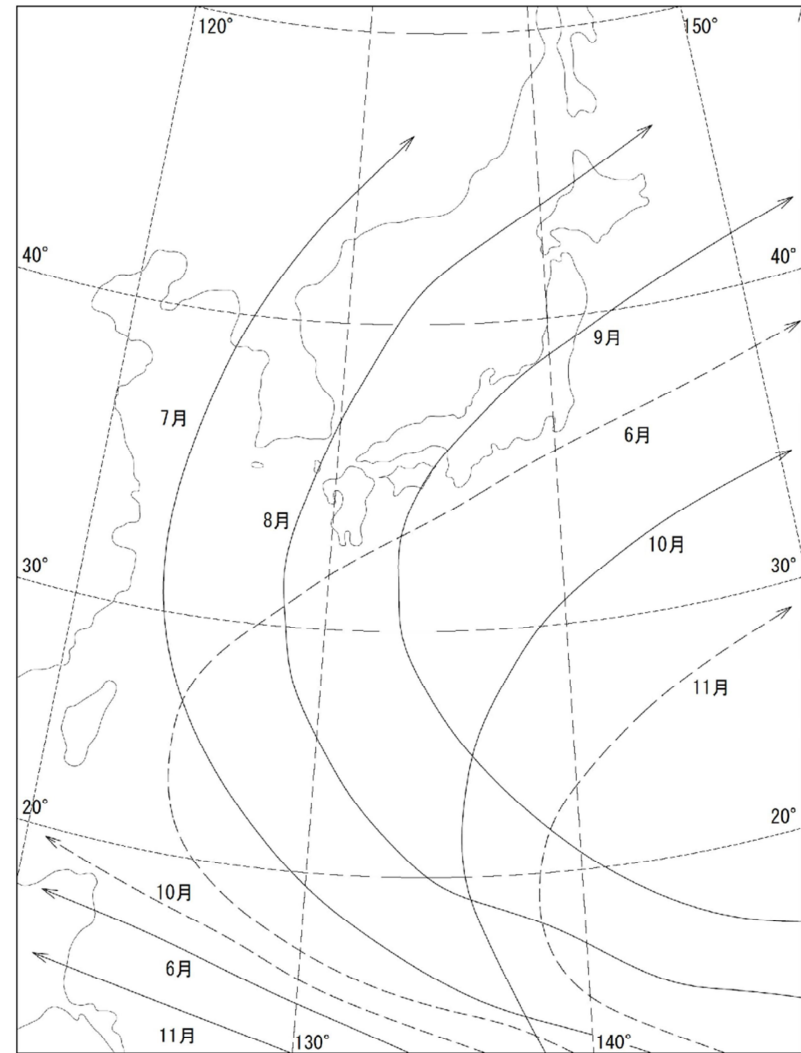


- ① 2025（令和7）年第15号台風
- ② 2024（令和6）年第10号台風
- ③ 2023（令和5）年第7号台風
- ④ 2022（令和4）年第4号台風
- ⑤ 2022（令和4）年第14号台風
- ⑥ 2021（令和3）年第9号台風
- ⑦ 2021（令和3）年第14号台風

6 主な台風の経路図



7 月別の台風主要経路傾向図



8 各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			形式	管理者	データ 所得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	山川	吉野川市山川町大塚	1.0mm転倒ます型 雨量計	徳島河川 国道事務所	徳島河川 国道事務所
	楠根地	吉野川市山川町 楠根地	1.0mm転倒ます型 雨量計		
	種野	吉野川市美郷字川俣	〃		
徳島県 県土整備部	山崎南	吉野川市山川町 忌部239-1	〃	吉野川県土 整備事務所	徳島県 県土整備部 砂防防災課
	馬見尾	吉野川市山川町 皆瀬475-1	〃		
	東山峠	吉野川市美郷 字東山峠217-1	〃		
	鴨島	吉野川市鴨島町 鴨島106-2	〃		
	吉野川庁舎	吉野川市川島町 宮島736-1	0.5mm転倒ます型隔測 自記雨量計、テレメーター		徳島県 県土整備部 河川整備課
	平	吉野川市美郷 字張410-7	〃		
四国旅客鉄 道株式会社	鴨島駅	吉野川市鴨島町 鴨島	警報機付雨量計	JR四国徳島 保線区	JR四国徳島保 線区
	山瀬駅	吉野川市山川町 西久保	〃		
吉野川市	吉野川 市役所	吉野川市鴨島町 鴨島115-1	小型気象観測装置による 超高密度気象観測シ ステムPOTEKA	吉野川市	クラウドサー バー（ウェブ でのデータ閲 覧）
明星電気株 式会社	吉野川市役 所山川支所	吉野川市山川町 翁喜台117	〃	吉野川市	〃
徳島中央広 域連合	消防本部	吉野川市鴨島町 上下島21-1	気象情報収集装置	徳島中央広 域連合消防 本部	消防本部通信 指令室

9 気象に関する特別警報・警報・注意報等

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

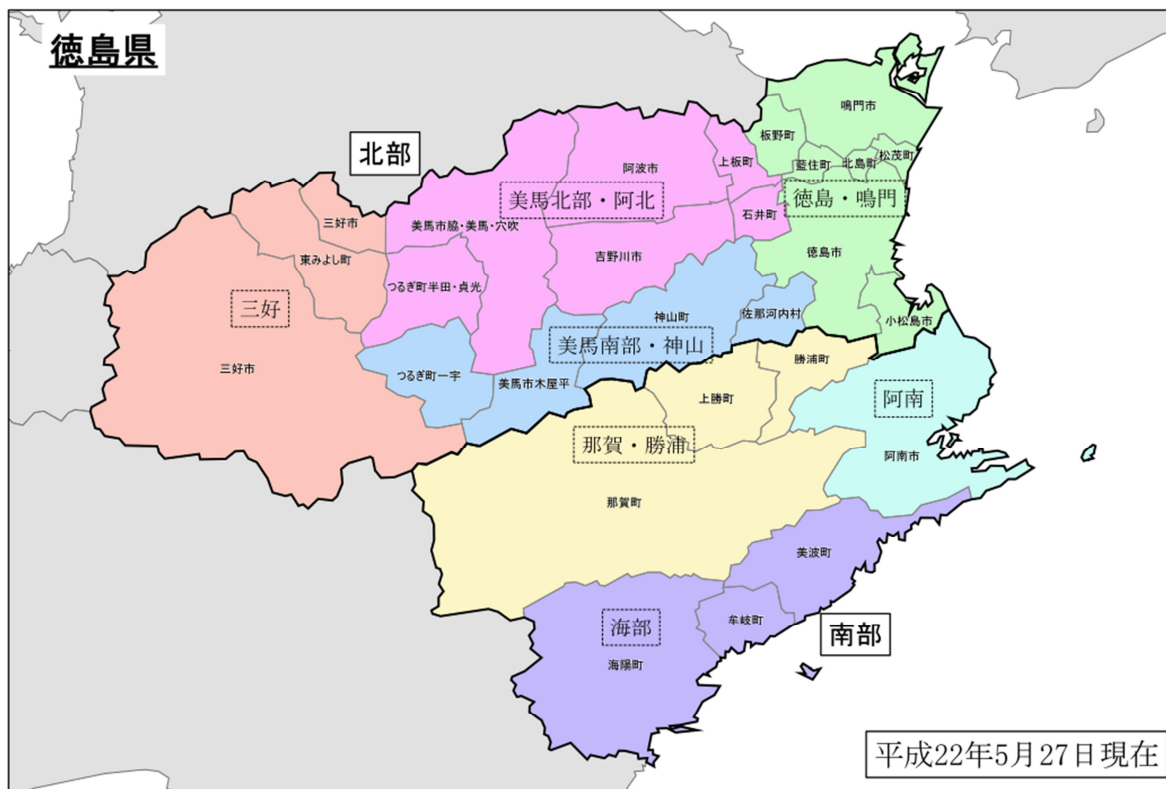
大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に、つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

徳島県の子報区分（市町村等をまとめた地域など）

府 県 予 報 区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳 島 県	北 部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南 部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町



(3) 徳島地方気象台等が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準
 (数値は、予想される気象要素値である)
 ア 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断をする。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

（大雨特別警報（土砂災害）の場合）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、1時間に概ね30ミリ以上の激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

（大雨特別警報（浸水害）の場合）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、1時間に概ね30ミリ以上の激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （ 大津波警報 を特別警報に位置づける）
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （ 噴火警報（居住地域）* を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （ 緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4） を特別警報に位置づける）

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

イ 警 報

気象に関する警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p>表面雨量指数が 20（令和7年5月29日現在） 土壌雨量指数が 179（令和7年5月29日現在） ※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ（1km格子）毎に基準が異なる。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、「12時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想される場合。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、平均風速が20m/sに到達することが予想される場合。</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。具体的には、降雪を伴い平均風速が20m/sに到達することが予想される場合。</p>
洪水警報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p>【流域雨量指数基準】（令和7年5月29日現在） 江川流域＝5.5 ほたる川流域＝7.3 川田川流域＝22.2 飯尾川流域＝11.5 三谷川流域＝8.8</p> <p>【複合基準】（令和7年5月29日現在） ほたる川流域＝（7, 4.2） 飯尾川流域＝（9, 8.1）</p> <p>※ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</p>

ウ 注意報

気象に関する注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。 表面雨量指数が 7 (令和7年5月29日) 土壌雨量指数が 130 (令和7年5月29日) ※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 具体的には、「12時間降雪の深さ」が5cmに到達することが予想されたとき。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、平均風速が12m/sに到達することが予想されたとき。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 具体的には、降雪を伴い平均風速が12 m/sに到達することが予想されたとき。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、視程が100mに到達することが予想されたとき。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。 発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%に到達することが予想されたとき。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「積雪の深さ」が50cm以上あり、次のいずれかが予想されたとき。 1 降雪の深さが20cm以上 2 気象台における最高気温が7℃以上 3 降水量が10mm以上
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 吉野川市では、気象台における最低気温が-3℃以下が予想されたとき。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 吉野川市では、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 吉野川市では、気温-2℃~2℃の条件下で、「24時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想されたとき。

洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p>【流域雨量指数基準】（令和7年5月29日現在）</p> <p>江川流域=4.4 ほたる川流域=5.8 川田川流域=17.7 飯尾川流域=9.2 三谷川流域=7</p> <p>【複合基準】（令和7年5月29日現在）</p> <p>江川流域=（5，4.4） ほたる川流域=（5，3.8） 川田川流域=（5，17.7） 飯尾川流域=（5，7.2） 三谷川流域=（5，5.6）</p> <p>※ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。</p> <p>※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</p>
吉野川 氾濫注意情報 （洪水注意報）	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>具体的には、以下の基準を満たしているときに徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。〔吉野川洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月13日）による〕</p> <p>・吉野川：池田（無堤）・池田（有堤）・岩津いずれかの基準地点で氾濫注意情報の発表基準を満たしているとき</p>

- 注1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。
- 注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。
- 注3 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。
- 注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
- 注5 大雨、洪水警報及び大雨、洪水注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。
- 注6 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップ等による災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

※その他

以下の基準値は、地域メッシュコード(1km四方)毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・大雨警報(浸水害)の危険度分布の基準値
- ・洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。土砂災害発生危険度の判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できます。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生危険度の判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。洪水害発生危険度の判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できます。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

カ 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

キ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、吉野川市の地域（山川町、川島町、鴨島町、美郷）を特定して警戒を呼びかける情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。

なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

(発表基準)

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、発表対象地域（図2）に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(解除基準)

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域（図2）ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み解除される。

(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第55条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条」に基づき市長に伝達する。

伝達経路は「12 特別警報、警報、注意報、地震情報等の伝達系統図」に準ずる。

(エ) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

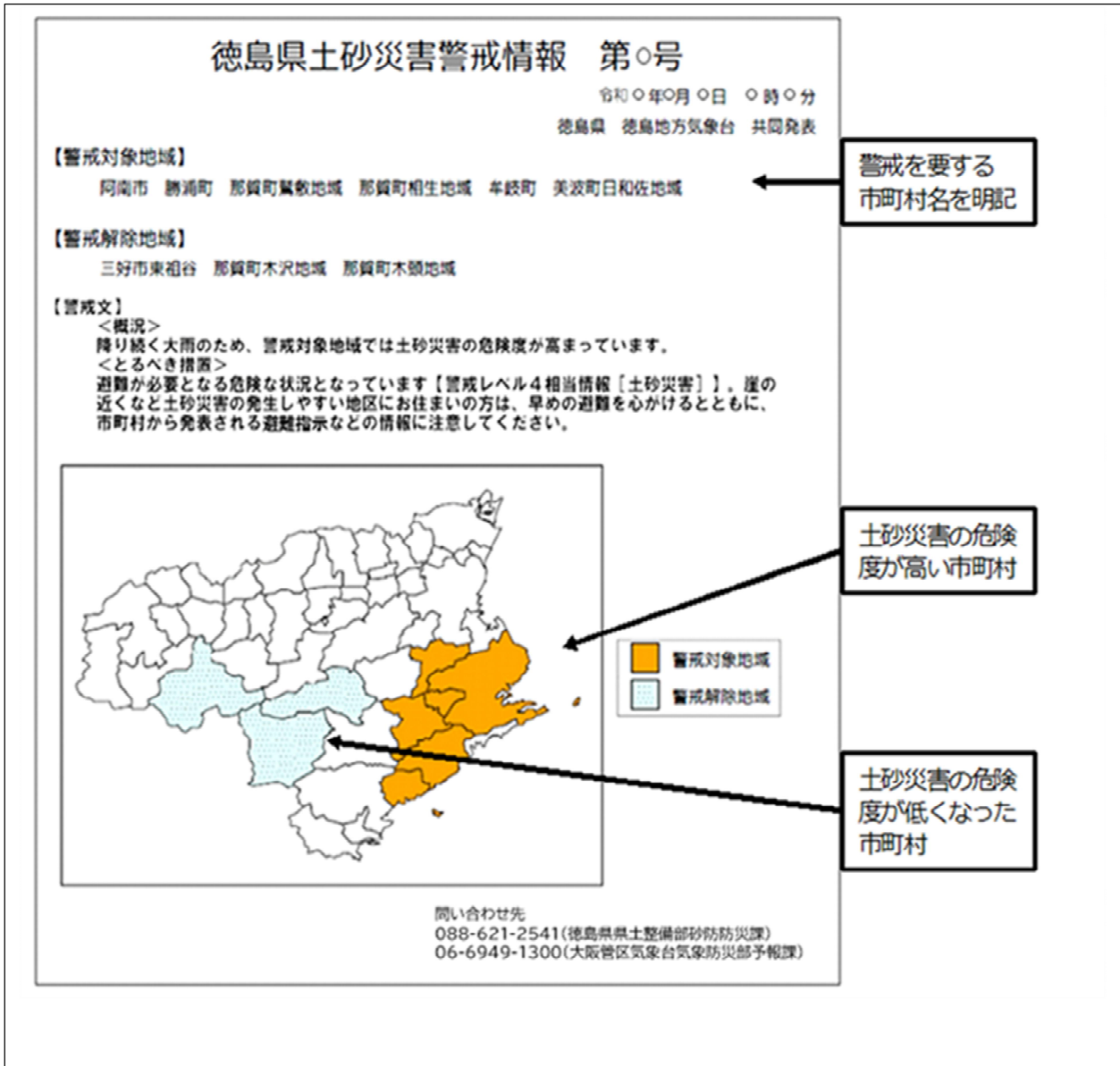


図1 土砂災害警戒情報発表例

発表対象地域



図2 発表対象地域

発表対象地域名（松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く発表対象地域数 44）

ク 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、徳島県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上	を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上	を観測又は解析したとき

ケ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区画単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号
令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

コ 吉野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。吉野川については、四国地方整備局徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

(ア) 実施区域

左岸 徳島県三好市池田町から河口まで

右岸 徳島県三好市池田町から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

池田（無堤）、池田（有堤）、岩津

(ウ) 担当官署名

徳島河川国道事務所、徳島地方気象台

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

吉野川洪水予報の基準水位

(単位：m)

河川名	観測所名		水防団	氾濫注意	避 難	氾 濫	計画高
			待機水位	水 位	判断水位	危険水位	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	—
吉野川	池 田 (無堤)	いけだ (むてい)	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	11.872m
	池 田 (有堤)	いけだ (ゆうてい)	4.10m	6.70m	8.00m	9.70m	11.872m
	岩 津	いわづ	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	12.937m

サ 台風予報、台風情報

(ア) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに、72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5日（120時間）先までの進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推定位置を1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの予報を3時間ごとに発表する。

(イ) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を 3 段階、強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の 強風域の半径	分 類
500 km未満	—
500 km以上 800 km未満	大型（大きい）
800 km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分 類
17m/s 以上 33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

シ 火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて吉野川市や吉野川市消防本部に伝達される。

10 水防警報・氾濫警戒情報

(1) 水防警報

ア 水防警報の種類及び内容

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報(適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等の水防活動に必要な情報の通知(「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

イ 国土交通省直轄管理河川

(ア) 実施区域及び担当官署

河川名	実施区域		担当官署名
吉野川	左岸 徳島県三好市池田町 から河口まで	池田から岩津まで	徳島河川国道事務所
		岩津から中央橋まで	
	右岸 徳島県三好市池田町 から河口まで (77.69km)	中央橋から第十まで	
		第十から河口まで	

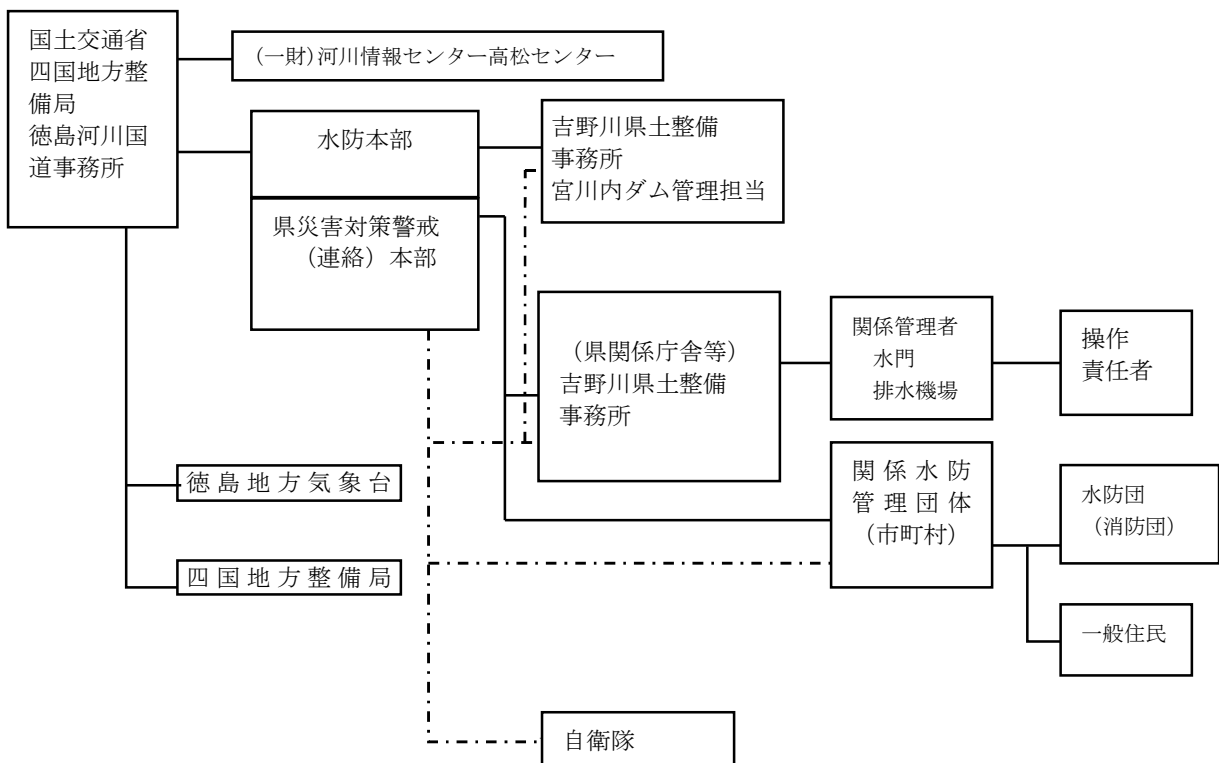
(イ) 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	位置(km)	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	対象水防管理団体名	備考
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			
吉野川	岩津(無堤)	阿波市阿波町	40.2	3.30	5.30	6.50	6.80	12.937	吉野川市阿波市	吉野川県土整備事務所
	岩津(有堤)	岩津		3.30	5.30	6.80	7.50	12.937		
	中央橋	阿波市吉野町柿原	25.3	3.40	4.90	—	—	8.795	吉野川市阿波市	吉野川県土整備事務所

(ウ) 発表基準 (洪水)

河川名	基準水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	岩津(無堤) 岩津(有堤)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位3.3mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位5.3mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃

(エ) 水防警報の連絡系統 (吉野川水防警報)



ウ 県管理河川

水防法第16条第1項の規定により知事が指定した河川(水防警報河川)及び同法第13条第2項の規定により知事が指定した河川(水位周知河川)について、次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

(ア) 実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署
飯尾川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から 鮎喰川合流点まで	徳島県土整備事務所 吉野川県土整備事務所
川田川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から 吉野川合流点まで	吉野川県土整備事務所
江川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から 吉野川合流点まで	
ほたる川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から 吉野川合流点まで	

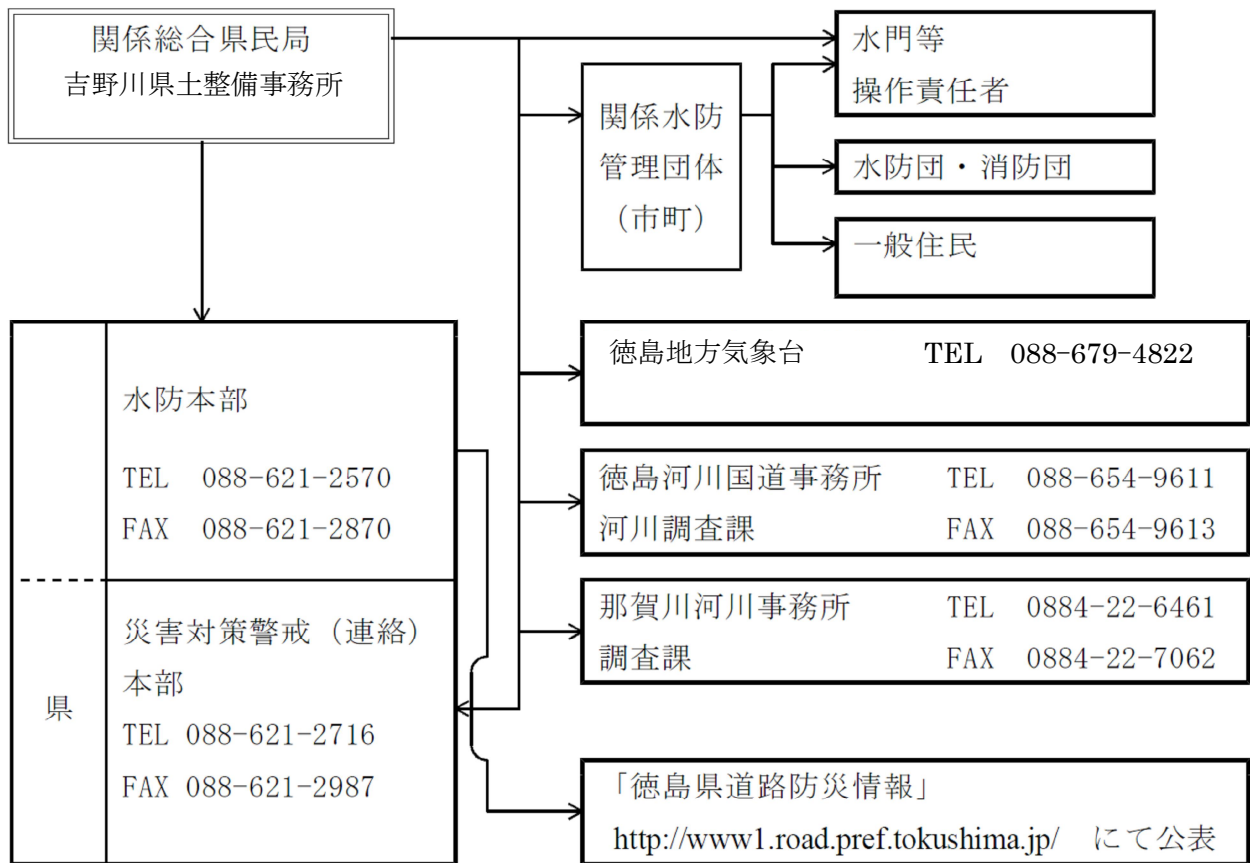
(イ) 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	対象水防 管理団体 名
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
飯尾川	春日	徳島市春日町字宝野	2.40	3.10	3.10	3.40	徳島市
	加茂野	名西郡石井町高川原 字加茂野	1.50	2.00	2.10	2.30	徳島市 石井町
	上浦	名西郡石井町高川原 字関	1.50	2.00	2.30	2.60	吉野川市 徳島市 石井町
川田川	川田	吉野川市山川町村雲	1.80	2.60	3.10	3.70	吉野川市
江川	牛島	吉野川市鴨島町牛島	1.30	1.70	2.10	2.80	吉野川市 石井町
ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	1.30	1.70	1.70	2.20	吉野川市

(ウ) 発表基準（洪水）

河川名	基準水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
飯尾川	春日	氾濫注意水位以上に到達すると 予想されるとき	水位が水防団待機水位2.40mに達しなお上 昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.10mに 達しなお上昇の恐れがある とき	水防作業を必要としなくな ったとき
	加茂野	〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
	上浦	〃	〃 1.50m 〃	〃 2.00m 〃	〃
川田川	川田	〃	〃 1.80m 〃	〃 2.60m 〃	〃
江川	牛島	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.30m 〃	〃 1.70m 〃	〃

(エ) 水防警報の連絡系統



(2) 氾濫警戒情報・氾濫危険情報

ア 県管理河川

(ア) 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報の発表実施基準

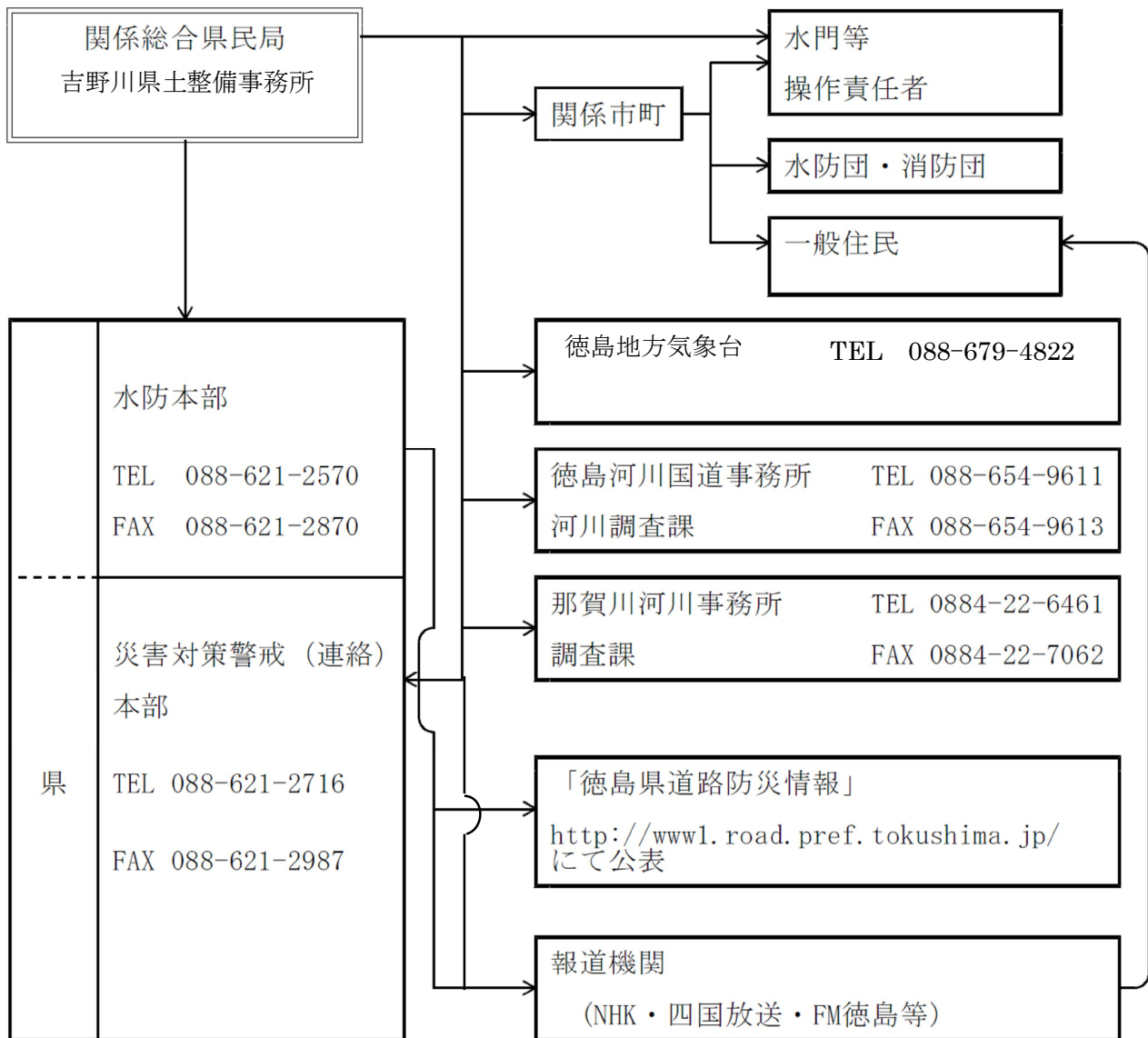
a 氾濫警戒情報

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

b 氾濫危険情報

対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

(イ) 連絡系統図



11 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び大阪管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

(4) 噴火速報

気象庁及び大阪管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び大阪管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html

(7) 火山ガス予報

気象庁及び大阪管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁及び大阪管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

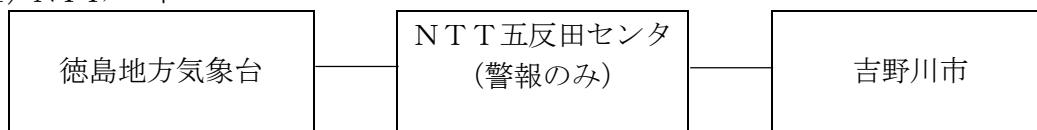
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

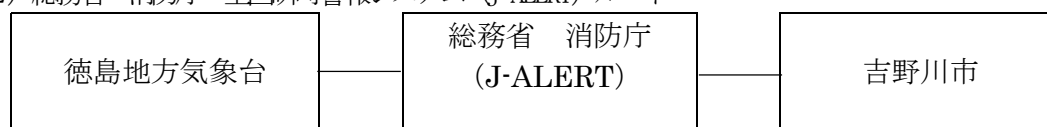
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

12 気象警報等の伝達系統図

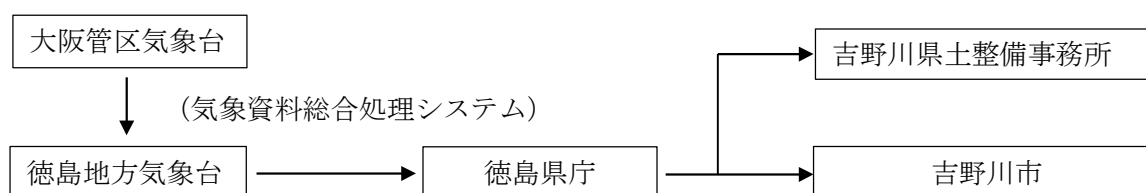
(1) NTTルート



(2) 総務省 消防庁 全国瞬時警報システム (J-ALERT) ルート



13 特別警報、警報、注意報、地震情報等の伝達系統図 (徳島県総合情報通信ネットワークシステム)



※ ファクシミリに自動送信される情報

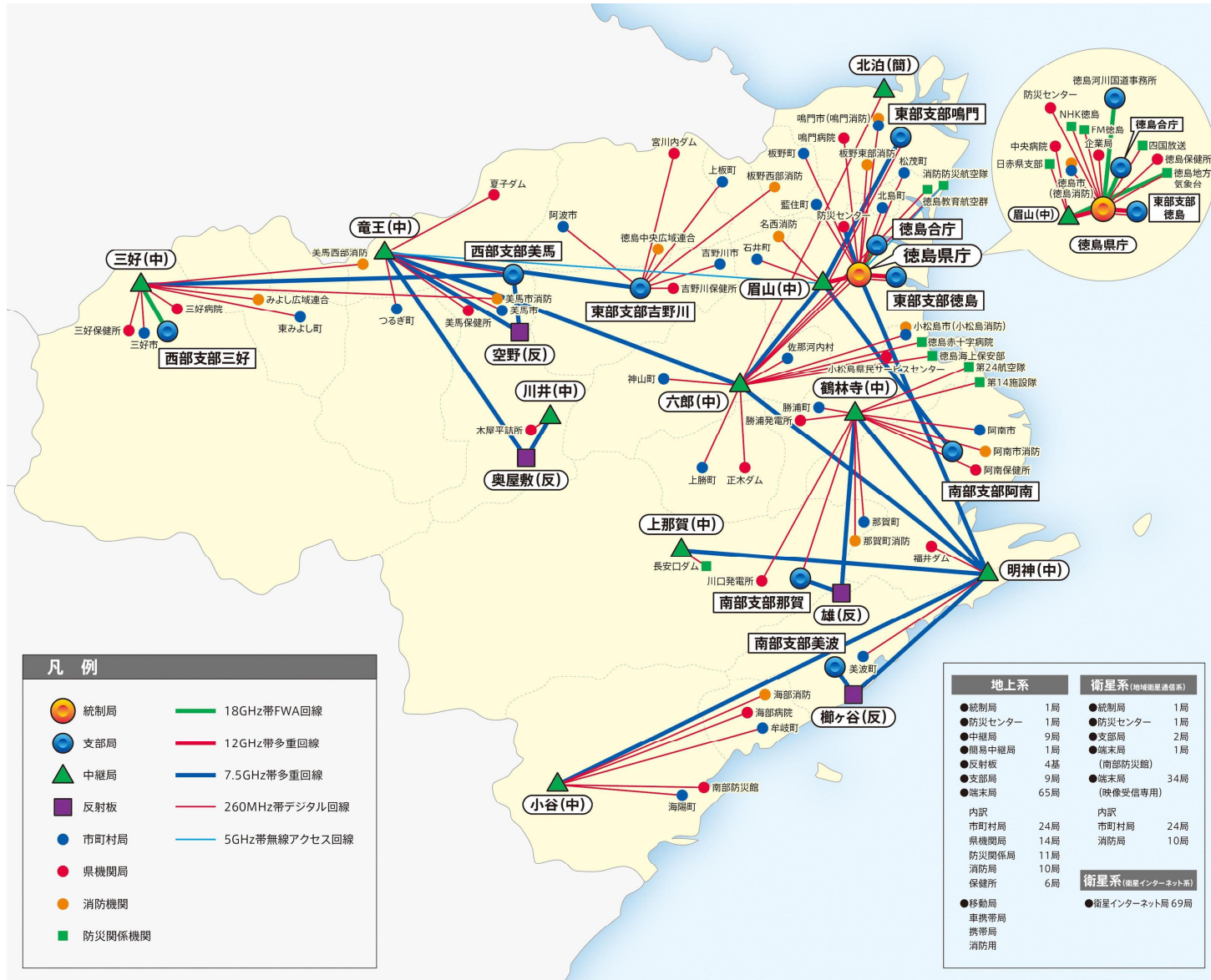
徳島県の特別警報、警報、注意報、震度速報及び地震情報

14 徳島県震度情報ネットワークシステムの構成

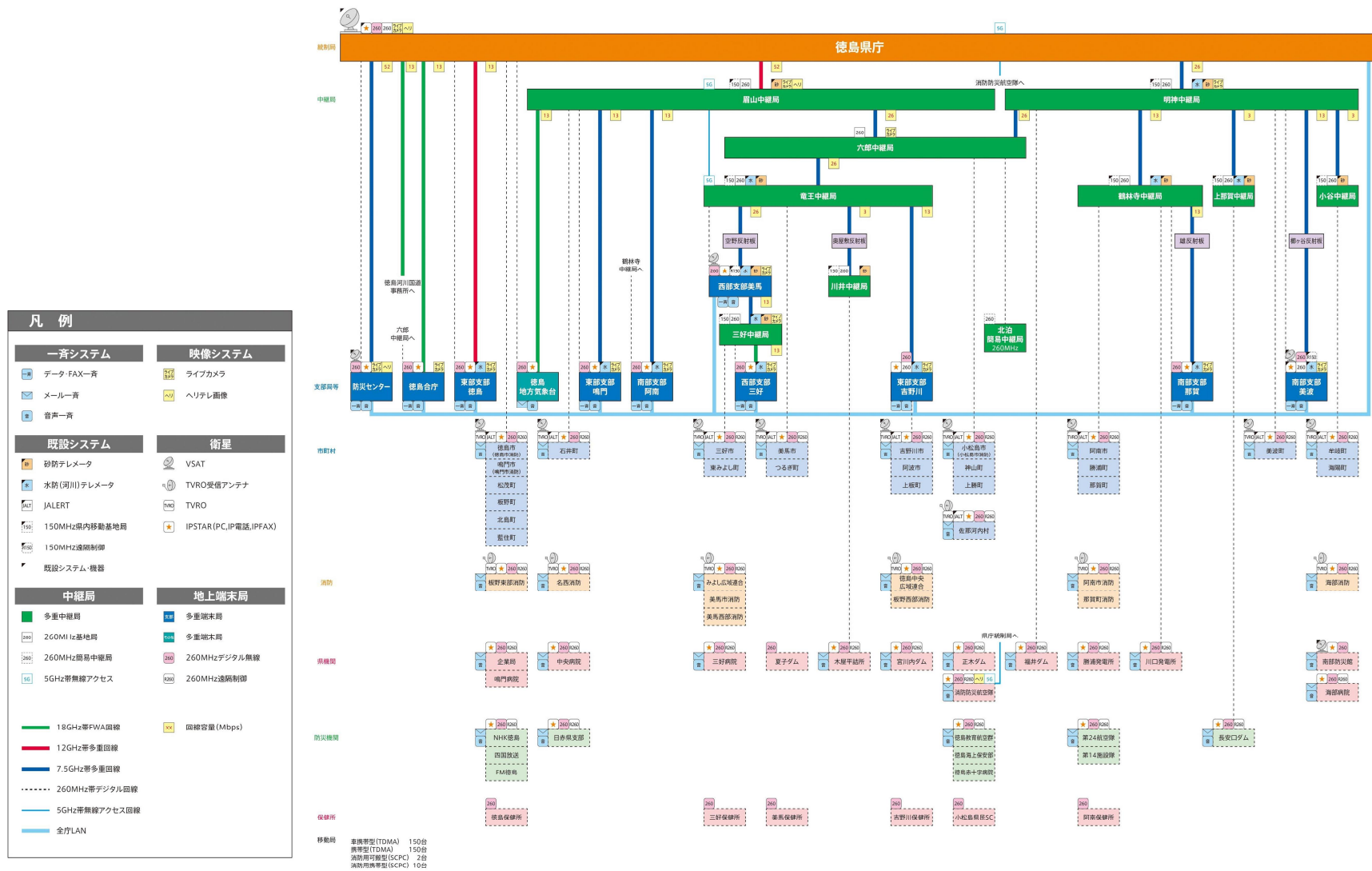
市町村名	徳島県 計測震度計	気象庁 計測震度計	(国研) 防災科学技術研究所 強 震 計	◎設置場所	
吉野川市	—	◎	—	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市役所
	◎	—	—	吉野川市川島町桑村2421-1	吉野川市川島支所
	◎	—	—	吉野川市山川町翁喜台56-2	吉野川市消防会館
	◎	—	—	吉野川市美郷字中筋194-1	吉野川市ふるさとセンター

3. 通信施設に関する資料

1 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成図



2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図



3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

- 2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。
- 3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、徳島県危機管理部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

- 2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。
- 5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。
- 6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。
- 7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。
- 8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

- 2 通信担当者その他通信に係る者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込（完了通知）書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込（完了通知）書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
 - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
 - イ 録画された記録媒体を再生伝送すること。
- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書2部（録画の場合は、記録媒体を添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書1部を返送するものとする。

(防災カメラの取扱い)

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防

災カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。

- 4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと認められる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

(保守運用)

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名
申込者氏名
申込者課名
申込者電話番号
一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

第3章 管理

(通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

付 則
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表 1 - 1 無線局の局名、識別信号及び設置場所等

(関連設置場所のみ)

		識 別 信 号	設 (常) 置 場 所	所 属	使用管理者
1		ぼうさいとうぶし ぶよしのがわ	吉野川市川島 町宮島字南中 須736-1	吉野川合同庁舎	
1	市町村局	ぼうさいとくしま3 22, 165, 854	吉野川市鴨島 町鴨島115-1	吉野川市役所	吉野川市長
3	消防本部局	ぼうさいとくしま3 26	吉野川市鴨島 町上下島21-1	徳島中央広域連合 消防本部	徳島中央広域連合 長
	陸上移動局	ぼうさいとくしま3 11, 567~572, 763~766	吉野川市川島 町宮島字南中 須736-1	吉野川県土整備事 務所	吉野川県土整備事 務所長
	〃	ぼうさいとくしま5 74	吉野川市川島 町宮島字南中 須736-1	吉野川農林事務所	吉野川農林事務所 長
	県出先局	ぼうさいとくしま3 28, 575, 770	吉野川市鴨島 町鴨島鴨島106 -2	吉野川保健所	吉野川保健所長

4 徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表 (各所に設置したデジタル無線、専用FAXから通信する場合)

県庁	*-内線番号(4桁) FAX 8099**FAX番号(4桁)	小松島県民 サービスセンター FAX	399 (防災無線専用) 8-399
<u>(防災対策推進課)</u>	106		
<u>(防災対策推進課)</u>	*-9500	単独県出先機関	
<u>(防災対策推進課)</u>	FAX 8099**9366	消防防災航空隊	378 (事務室) 378**1 (事務室) 378**2 (会議室)
<u>(11階無線統制室)</u>	100 (統制卓)		
(11階無線統制室)	*-9536		FAX 8-378
(11階無線統制室)	FAX 8-109	南部防災館	487 (2階情報機器室) 487**3 (1階事務室)
(11階無線統制室)	FAX 8099**9584		FAX 8-487
合同庁舎・総合県民局等			
徳島	*-088-626-電話番号(4桁) FAX 8099**-088-626-FAX番号(4桁)	木屋平詰所	292 (事務室) 292**1 (事務室) 292**2 (2階会議室)
鳴門	*-088-684-電話番号(4桁) FAX 8099**-088-684-FAX番号(4桁)	中央病院	FAX 8-292 387 (防災センター) 387**1 (3階事務局) 387**2 (3階IC ⁺ 行 ⁺ 室)
吉野川	*-0883-26-電話番号(4桁) FAX 8099**-0883-26-FAX番号(4桁)		FAX 8-387
徳島県土整備	*-088-653- <u>内線番号(4桁)</u> FAX 8099**-0-361-9560	三好病院	259 (事務局) 259**1 (事務局長室) 259**2 (防災センター)
南部美波	*-0884-74-電話番号(4桁) FAX 8099**-0884-74-FAX番号(4桁)		FAX 8-259
南部阿南	*-0884-24-電話番号(4桁) FAX 8099**-0884-24-FAX番号(4桁)	海部病院	481 (事務局) 481**1 (宿直室)
南部那賀	*-0884-62- <u>内線番号</u> (県土2桁、産業3桁) FAX 8099**-0884-62-9500(4桁)	鳴門病院	FAX 8-481 356 (事務局) 356**1 (1階時間外受付) 356**2 (2階リハビリ室)
西部三好	*-0883-76-電話番号(4桁) FAX 8099**-0883-76-FAX番号(4桁)		FAX 8-356
西部美馬	*-0883-53-電話番号(4桁) FAX 8099**-0883-53-FAX番号(4桁)	宮川内ダム	331 (事務室) 331**1 (事務室) 331**2 (宿直室)
防災センター	*-0-223-2- <u>内線番号(3桁)</u> FAX 8099**-0-223-91		FAX 8-331
保健所等		福井ダム	471 (事務局) 471**1 (宿直室)
徳島	389 (防災無線専用) 389-**-内線番号(3桁) FAX 8-389	企業局総管センター	FAX 8-471 376 (3階運転制御室) FAX 8-376
吉野川	328 (防災無線専用) 328-**-内線番号(2桁) FAX 8-328	正木ダム	391 (操作室) 391**1 (事務室) 391**2 (宿直室)
阿南	426 (防災無線専用) 426-**-内線番号(4桁) FAX 8-426	川口ダム	FAX 8-391 451 (制御室) 451**1 (事務室) 451**2 (制御室)
三好	250 (防災無線専用) 250-**-内線番号(2桁) FAX 8-250		FAX 8-451
美馬	287 (防災無線専用) 287-**-内線番号(2桁) FAX 8-287	勝浦発電所	392 (操作室) 392**1 (事務室) FAX 8-392

夏子ダム	321 (事務室) 【FAX 未設置】	那賀町	452 (防災課)
自治研修センター	542, 543 【FAX 未設置】		452**1 (宿直室)
西部防災館	288 (事2階情報機器室)	FAX	8-452
	288**1 (1階事務室)	牟岐町	485 (総務課)
東部防災館	FAX 8-288		485**1 (防災無線室)
	690 (1階事務室)		485**2 (宿直室)
	(FAX 未設置)	FAX	8-485
市町村		美波町	473 (2階放送室)
徳島市	161		473**1 (宿直室)
	381**1 (危機管理課)		473**2 (消防防災課)
	(FAX 未設置:衛星 FAX 利用)	FAX	8-473
鳴門市	351**2 (危機管理課)	海陽町	486 (建設防災課)
	(FAX 未設置:衛星 FAX 利用)		486**1 (建設防災課)
小松島市	393 (無線室)		486**2 (宿直室)
	393**1 (危機管理政策課)	FAX	8-486
	(FAX 未設置:衛星 FAX 利用)	松茂町	352 (危機管理課)
阿南市	421 (危機管理課)		352**1 (警備員室)
	421**1 (宿直室)		352**2 (危機管理課)
	FAX 8-421	FAX	8-352
吉野川市	322 (危機管理課)	北島町	384 (危機情報管理課)
	322**1 (日直室)		384**1 (警備員室)
	322**2 (東館2階221会議室)	FAX	8-384
	FAX 8-322	藍住町	385 (総務課)
阿波市	337 (危機管理課)		385**1 (用務員室)
	337**1 (日直室)		385**2 (3階会議室)
	337**2 (災害対策本部室)	FAX	8-385
	FAX 8-337	板野町	353 (総務課)
美馬市	286 (危機管理室)		353**1 (宿直室)
	286**1 (北館303会議室)		353**2 (総務課)
	286**2 (宿直室)	FAX	8-353
	FAX 8-286	上板町	333 (企画防災課)
三好市	251 (危機管理課)		333**1 (宿直室)
	251**1 (危機管理課)	FAX	8-333
	251**2 (宿直室)	つるぎ町	284 (管理防災課)
	FAX 8-251		284**1 (宿直室)
勝浦町	394 (総務防災課)	FAX	8-284
	394**1 (2階大会議室)	東みよし町	256 (危機管理課)
	394**2 (宿直室)		256**1 (危機管理課)
	FAX 8-394		256**2 (宿直室)
上勝町	395 (総務課)	FAX	8-256
	395**1 (宿直室)	町村会事務局	751, 752 (FAX 未設置)
	395**2 (総務課)		
	FAX 8-395	消防本部 (通信指令室)	
佐那河内村	382 (総務課)	徳島市消防局	381 (通信指令課)
	382**1 (宿直室)		381**2 (4階災害対策室)
	FAX 8-382	FAX	8-381
石井町	172 (危機管理課)	鳴門市消防本部	351 (通信指令室)
	323 (放送室)		351**1 (3階会議室)
	323**1 (休日受付)	FAX	8-351
	323**2 (2階会議室)	小松島市消防本部	852 (通信指令室)
	FAX 8-323		393**2 (消防事務室)
神山町	383 (総務危機管理課)		393**3 (通信指令室)
	383**1 (宿直室)	FAX	8-393
	FAX 8-383		

阿南市消防本部	424 (通信指令室)	FAX 8-425	海自徳島教育航空群	355 (群当直室)
	424**1 (通信指令室)			355**1 (作戦室)
	424**2 (3階事務室)			FAX 8-355
FAX 8-424			海自第24航空隊	397 (運用作業室)
美馬市消防本部	257 (通信指令室)			397**1 (当直室)
	257**1 (通信指令室)			FAX 8-397
	257**2 (本部事務室)		日赤県支部	388 (事業推進課)
FAX 8-257				388**1 (会議室)
那賀町消防本部	454 (通信指令室)			FAX 8-388
	454**1 (消防本部)		徳島赤十字病院	398 (防災センター)
FAX 8-454				398**1 (救急受付)
海部消防組合	484 (本部事務室)			FAX 8-398
	484**1 (通信指令室)		NHK徳島放送局	372 (3階報道部)
	484**2 (本部事務室)			372**1 (3階報道部)
FAX 8-484				372**2 (3階技術部)
板野東部消防組合	354 (通信指令室)			FAX 8-372
	354**1 (第1消防署)		四国放送	373 (報道制作局)
	354**2 (警防課)			373**1 (報道制作局)
FAX 8-354				373**2 (テレビマスター室)
板野西部消防組合	338 (警防課)			FAX 8-373
	338**1 (警防課)		エフエム徳島	375 (事務室入口)
	338**2 (通信指令室)			375**1 (技術運行課)
FAX 8-338				375**2 (マスター室)
名西消防組合	327 (通信指令室)			FAX 8-375
	327**1 (通信指令室)		自衛隊徳島地方協力本部	737 (FAX未設置)
	327**2 (消防長室)			
FAX 8-327			災害拠点病院・災害医療支援病院 (FAX 未設置)	
中央広域連合消防本部	326 (通信指令室)		徳島大学病院	900
	326**1 (指揮本部室)		徳島市民病院	901
FAX 8-326			吉野川医療センター	902
美馬西部消防組合	258 (通信指令室)		阿南医療センター	903, 907
	258**1 (通信指令室)		海南病院	904
	258**2 (総務課)		つるぎ町立半田病院	905
FAX 8-258			田岡病院	906
みよし広域連合消防本部	255 (通信指令室)		阿波病院	909
	255**1 (通信指令室)		上那賀病院	910
FAX 8-255			ハウエツ病院	908
			市立三野病院	911
防災関係機関			とくしま医療センター西病院	912
長安ロダム	441 (事務室)		とくしま医療センター東病院	913
	441**1 (操作室)		美波病院	738
	441**2 (宿直室)			
FAX 8-441				
徳島地方気象台	221 (OAラック)			
	221**1 (観測予報管理室)			
	221**2 (防災管理官室)			
FAX 8-221				
徳島海上保安部	396 (通信室)			
	396**1 (警備救難課)			
FAX 8-396				
陸自第14旅団施設隊	425 (施設隊事務室)			
	425**1 (3F当直室)			
	425**2 (会議室)			

(2) 徳島県庁関係各課防災無線専用番号

防災無線電話から 『*-○○○○』

県庁、警察本部

防災無線 FAX から 『8099**○○○○』

県庁		河川整備課	9 5 7 0
災害対策本部	9 5 1 0	〃	9 5 7 1
〃 FAX	9 5 5 0	〃	9 5 7 2
		〃	9 5 7 3
危機管理部		〃	9 5 7 4
防災対策推進課	9 5 0 0		
〃	9 5 0 1	企業局経営企画戦略課	9 5 4 5
〃	9 5 0 2		
危機管理政策課	9 5 0 3		
消防保安課	2 2 8 4	警 察 本 部	
危機管理部 FAX	9 3 6 6	警備課	9 5 6 0
防災無線統制室	9 5 3 6	総合当直室	9 5 6 1
〃	9 5 3 7	地域課	9 5 6 2
〃	9 5 3 8	会議室	9 5 6 3
〃	9 5 3 9	〃	9 5 6 4
〃 FAX	9 5 8 4		

防災無線電話から 『*-0883-26-○○○○』

吉野川合同庁舎

防災無線 FAX から 『8099**-0883-26-○○○○』

県税局吉野川支所	9 5 4 0	県土整備事務所 総務担当	9 5 2 1
〃 FAX	3 9 9 0	〃 〃 FAX	3 9 9 2
農林事務所	3 7 7 1	〃 河川砂防担当	9 5 2 2
〃 FAX	3 9 9 3	〃 施設管理担当	9 5 2 2
〃 〃	3 9 9 4	〃 〃 FAX	9 5 0 0
〃 〃	3 9 9 6		

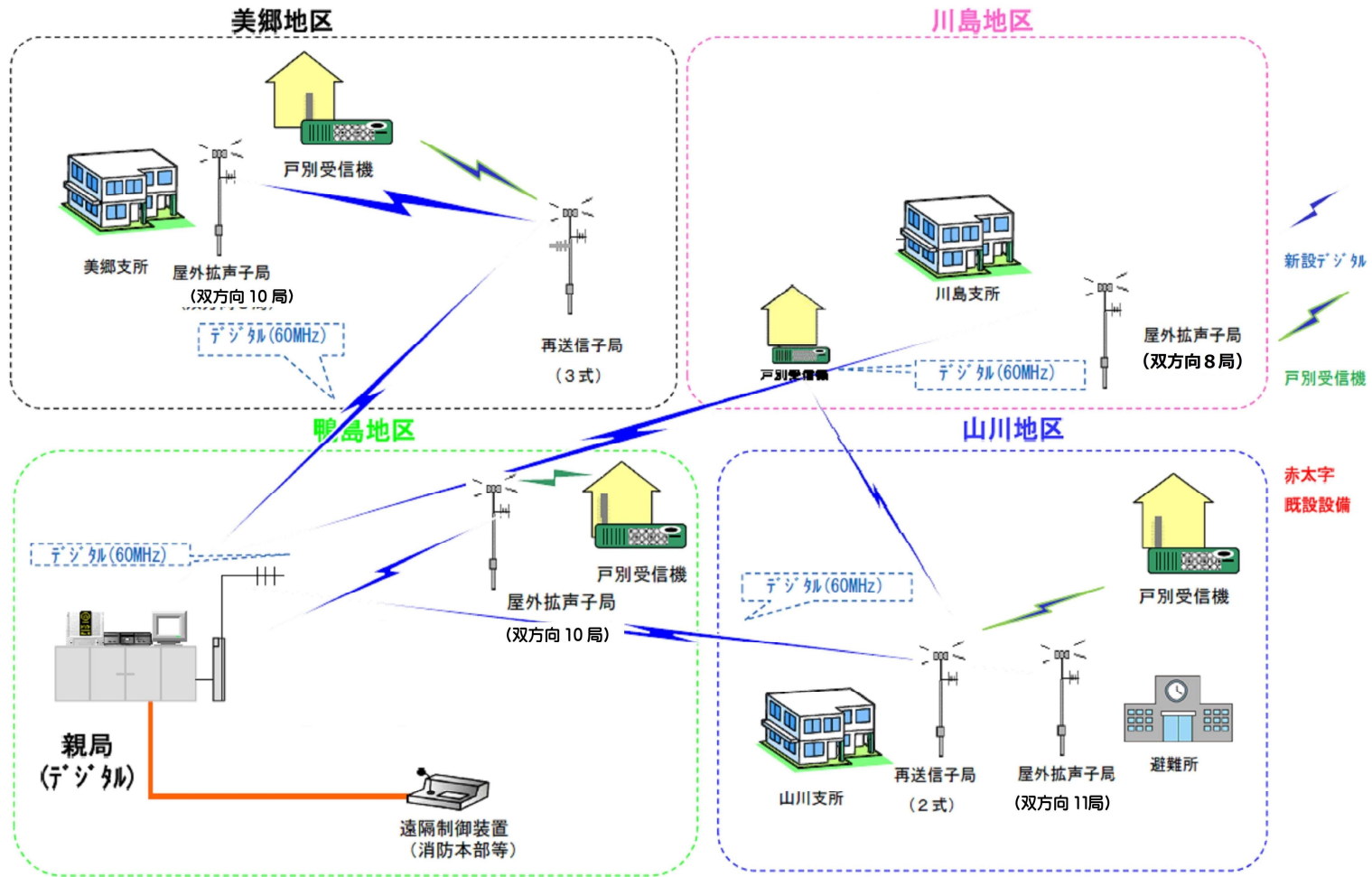
防災無線電話から 『○○○』

単独出先機関

防災無線 FAX から 『8-○○○』

吉野川保健所	3 2 8	宮川内ダム	3 3 1
〃 FAX	8-3 2 8	〃 FAX	8-3 3 1

5 吉野川市防災行政無線システム構成図



6 吉野川市防災行政無線施設条例

平成 26 年 3 月 24 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市民の安全の確保及び防災行政の円滑化を図り、もって住民福祉の向上に資するため、吉野川市防災行政無線施設(以下「防災無線」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 防災無線の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等における緊急事項の通報及び連絡
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の周知及び伝達

(業務の区域)

第 3 条 防災無線の業務を行う区域は、市の全域とする。

(親局等)

第 4 条 防災無線の業務を行うための親局は、吉野川市役所に設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、防災無線の通信業務の効率化を図るため、遠隔制御装置並びに再送信子局及び屋外拡声子局を市長が指定する場所に設置する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(吉野川市山川地区農村情報連絡施設条例の廃止)

- 2 吉野川市山川地区農村情報連絡施設条例(平成 16 年吉野川市条例第 13 号)は、廃止する。

(吉野川市山川地区消防防災無線放送施設条例の廃止)

- 3 吉野川市山川地区消防防災無線放送施設条例(平成 16 年吉野川市条例第 23 号)は、廃止する。

(吉野川市川島地区防災行政無線施設条例の一部改正)

- 4 吉野川市川島地区防災行政無線施設条例(平成 16 年吉野川市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表中「4 局」を「2 局」に改め、「③ 吉野川市川島町栗村字三軒屋 2436 番地の 2 ④ 吉野川市川島町学字吉本 34 番地の 2(老人福祉センター)」を削る。

4. 災害危険箇所等に関する資料

1 災害危険箇所（土砂災害関連）総括

用語	概要
土砂災害(特別)警戒区域	<p>土砂災害防止法に基づき指定された区域（法律に基づいた調査によるもの）。</p> <p>土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（第7条）。</p> <p>土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（第9条）。</p>
地すべり防止区域	<p>「地すべり等防止法」で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。</p>
急傾斜崩壊危険区域	<p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づいて指定されている区域。急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の箇所のうち、保全対象人家が5戸以上、または5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区を知事が指定するもの。</p>
砂防指定地	<p>砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。</p>
山地災害危険地区	<p>山地災害が発生するおそれのある地域を、林野庁が定める調査要領に基づき判定したもので、その予想される災害の形態により次の3種類に区分されている。</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区 山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区。</p> <p>(2) 地すべり危険地区 地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区。</p> <p>(3) 崩壊土砂流出危険地区 山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区。</p> <p>なお、山地災害危険地区は土地利用等に制限を加えるものではない。</p>

2 地すべり防止区域・警戒区域等 指定箇所一覧表

(1) 地すべり防止区域一覧表（国土交通省所管）

令和5年5月1日現在

指定 番号	箇所		位置			面積(ha)	被害を受ける恐れのある公共施設等 ※
	漢字	カタカナ	都市	町村	大字		公 共 施 設 等
378	壇	ダン	吉野川市	鴨島町	森遠	49.80	
416	安楽寺	アンラクジ	吉野川市	山川町	安楽寺	9.23	山川町八坂児童館、八坂福祉センター、隣保館（八坂会館）
366	衣笠	キヌガサ	吉野川市	山川町	八ヶ久保	54.30	
365	山川丸山	ヤマカワマルヤマ	吉野川市	山川町	丸山	98.00	
332	旗見	ハタミ	吉野川市	山川町	旗見	60.60	老人憩いの家山水荘
415	山川大内	ヤマカワオウチ	吉野川市	山川町	大内	44.60	
24	楠根地	クスネ	吉野川市	山川町	楠根地	54.80	
406	山川奥野井	オクノイ	吉野川市	山川町	奥野井	80.86	自然の家
405	西野峯	ニシノミネ	吉野川市	山川町	西野峯	49.17	
157	高野尾	タカノオ	吉野川市	美郷	高野尾	26.20	
430	古土地	コトチ	吉野川市	美郷	古土地	105.00	駐在所、東山小学校、東山幼稚園
399	川俣	カワマタ	吉野川市	美郷	川俣	27.30	美郷中学校、種野小学校、種野幼稚園
431	愛後	アイゴ	吉野川市	美郷	別枝山	107.30	
398	中の谷	ナカノタニ	吉野川市	美郷	中ノ谷	86.80	
19	大神	オホガミ	吉野川市	美郷	別枝山	11.58	
155	張	ハリ	吉野川市	美郷	別枝山	14.73	駐在所、消防庫（2）
154	照尾	テラオ	吉野川市	美郷	別枝山	19.36	
364	来見坂	クルマミザカ	吉野川市	美郷	来見坂	170.50	
156	宮倉	ミヤクラ	吉野川市	美郷	別枝山	3.91	消防団、消防庫
118	田平	タダヒラ	吉野川市	美郷	別枝山	31.99	
156	宮倉（追加）	ミヤクラ	吉野川市	美郷	別枝山	42.75	
433	城戸	シヨウト	吉野川市	美郷	別枝山	62.26	
414	古井	コイ	吉野川市	美郷	別枝山	69.72	
152	檜平	ヒナダヒラ	吉野川市	美郷	中村山	21.70	
397	穴地	アナジ	吉野川市	美郷	別枝山	126.80	
153	岸の峯	キシノミネ	吉野川市	美郷	中村山	44.21	
18	中筋	ナカスジ	吉野川市	美郷	中村山	122.63	中村集落センター
417	東槇山	ヒガシマキヤマ	吉野川市	美郷	中村山	48.85	
155	張（追加）	ハリ	吉野川市	美郷	別枝山	9.83	
	29	箇所					

(2) 地すべり指定地一覧表（農林水産省農村振興局所管分）

令和2年6月5日現在

番号	区域名	所在地			告示年月日	指定面積(ha)
		郡 市	町 村	字		
132	向原	吉野川市	鴨島町	山路	H 5. 11. 29	17. 99
108	峰八	吉野川市	川島町	学	S61. 3. 25	100. 50
4	皆瀬	吉野川市	山川町	皆瀬	S37. 12. 22	168. 99
44	榎谷	吉野川市	山川町	榎谷	S45. 3. 31	16. 39
80	向坂	吉野川市	山川町	向坂	S51. 3. 26	20. 23
133	青木	吉野川市	山川町	青木	H5. 11. 29	17. 15
22	品野	吉野川市	美郷	品野	S39. 6. 9	35. 61
56	丸山	吉野川市	美郷	丸山	S47. 3. 18	24. 90
76	平	吉野川市	美郷	桁山	S49. 7. 3	22. 57
100	中筋北	吉野川市	美郷	中村中筋	S58. 3. 23	115. 20
129	宗田	吉野川市	美郷	別枝山	H 4. 8. 27	66. 32
130	湯下	吉野川市	美郷	湯下	H 4. 8. 27	98. 07

(3) 地すべり指定地一覧表（林野庁所管分）

令和7年4月1日現在

番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡 市	町 村	字	
13	下浦	吉野川市	美郷	下浦	64. 30
51	中村山	吉野川市	美郷	中村山	49. 22
52	大野	吉野川市	美郷	大野	63. 11
53	倉羅	吉野川市	美郷	別枝山倉羅	178. 19
110	大鹿	吉野川市	美郷	大鹿	26. 00
121	月野	吉野川市	美郷	月野	75. 76

(4) 地すべり危険地一覧表（農林水産省農村振興局所管分）

平成28年11月1日現在

整理番号	区域名	所在地			指定面積(ha)
		郡 市	町 村	字	
1	長戸	吉野川市	鴨島町	長戸	38. 00
2	樋山地	吉野川市	鴨島町	樋山地	60. 00
3	東麓	吉野川市	山川町	山路	60. 00
4	忌部山	吉野川市	山川町	忌部山	41. 00
5	田の浦	吉野川市	山川町	田の浦	80. 00
6	藤生	吉野川市	山川町	藤生	49. 00

(5) 地すべり危険地区一覧表(林野庁所管分)

令和7年4月1日現在

整理番号	区域名	所在地			告示年月日	指定面積(ha)
		郡市	町村	字		
1	美郷松尾	吉野川市	美郷	松尾		110.00
2	竹屋敷(西条)	吉野川市	美郷	竹屋敷		15.39
3	竹屋敷(竹屋敷)	吉野川市	美郷	竹屋敷		33.83
4	倉羅	吉野川市	美郷	倉羅		178.19
5	下浦上	吉野川市	美郷	下浦		30.00
6	下浦下	吉野川市	美郷	下浦		30.00
7	月野	吉野川市	美郷	月野		75.76
8	大野	吉野川市	美郷	大野		63.11
9	大鹿	吉野川市	美郷	大鹿		26.00

(6) 土砂災害(特別)警戒区域 地すべり

令和2年3月27日現在

整理番号	位置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				
	漢字	郡市	町村	大字	警戒区域		特別警戒区域		区域の名所
					指定年月	番号	指定年月	番号	
393	照尾	吉野川市	美郷	照尾・字宮倉	H25.11.8	679	—	—	照尾
376	山川大内	吉野川市	山川町	大内	H26.3.28	202	—	—	山川大内
379	西野峯	吉野川市	山川町	西野峯	H26.3.28	202	—	—	西野峯
380	壇	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	—	—	壇
378	山川奥の井	吉野川市	山川町	奥野井	H27.3.31	239	—	—	山川奥の井
594	東麓	吉野川市	山川町	東麓・浦山	H28.3.31	230	—	—	東麓
373	衣笠	吉野川市	山川町	八ヶ久保	H28.11.1	672	—	—	衣笠
374	山川丸山	吉野川市	山川町	丸山	H28.11.1	672	—	—	山川丸山
375	旗見	吉野川市	山川町	旗見	H28.11.1	672	—	—	旗見
377	楠根地	吉野川市	山川町	楠根地	H28.11.1	672	—	—	楠根地
392	張	吉野川市	美郷	張・宮倉・照尾・平	H30.3.29	221	—	—	張
382	種野	吉野川市	美郷	峠・刷石	H30.11.19	732	—	—	種野
383	刷石	吉野川市	美郷	刷石・土井ノ奥	H30.11.19	732	—	—	刷石
385	古土地	吉野川市	美郷	湯下・恵美子・山王・古土地・栗木・奥丸	H30.11.19	732	—	—	古土地
386	川俣	吉野川市	美郷	川俣・湯殿・中筋	H30.11.19	732	—	—	川俣
387	愛後	吉野川市	美郷	愛後・暮石・重野尾・張峯	H30.11.19	732	—	—	愛後
388	柿谷	吉野川市	美郷	柿谷・山王・古土地・恵美子	H30.11.19	732	—	—	柿谷
389	殿河	吉野川市	美郷	殿河・中谷・東山峠	H30.11.19	732	—	—	殿河
390	中の谷	吉野川市	美郷	中谷・東山峠	H30.11.19	732	—	—	中の谷
391	大神	吉野川市	美郷	大神・宮倉・下浦	H30.11.19	732	—	—	大神
394	来見坂	吉野川市	美郷	木屋浦	H30.11.19	732	—	—	来見坂
395	宮倉	吉野川市	美郷	宮倉・張・照尾	H30.11.19	732	—	—	宮倉
396	田平	吉野川市	美郷	田平・下浦・下城戸・一野山	H30.11.19	732	—	—	田平
397	宮倉(2)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	—	—	宮倉(2)

398	城戸	吉野川市	美郷	城戸	H30.11.19	732	—	—	城戸
399	古井	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	—	—	古井
400	小竹	吉野川市	美郷	小竹	H30.11.19	732	—	—	小竹
401	檜平	吉野川市	美郷	檜平	H30.11.19	732	—	—	檜平
402	穴地	吉野川市	美郷	穴地	H30.11.19	732	—	—	穴地
403	岸の峯	吉野川市	美郷	谷向・大岸	H30.11.19	732	—	—	岸の峯
404	中筋	吉野川市	美郷	中村中筋	H30.11.19	732	—	—	中筋
405	東横山	吉野川市	美郷	横山	H30.11.19	732	—	—	東横山
—	向原	吉野川市	鴨島町	山路・森藤	R1.12.20	595	—	—	
—	宗田	吉野川市	美郷	宗田・中筋・張	R1.12.20	595	—	—	
—	皆瀬	吉野川市	山川町	皆瀬・桑内・馬見尾	R1.12.20	595	—	—	
—	大野	吉野川市	美郷	大野	R2.3.27	175	—	—	大野
—	大鹿	吉野川市	美郷	大鹿	R2.3.27	175	—	—	大鹿
—	月野	吉野川市	美郷	月野	R2.3.27	175	—	—	月野
—	倉羅	吉野川市	美郷	倉羅・古井	R2.3.27	175	—	—	倉羅
—	下浦	吉野川市	美郷	下浦・大神・宮倉	R2.3.27	175	—	—	下浦
—	峯八	吉野川市	川島町	学字峯八・吉本・唐戸・二ツ森・大戸井	R2.3.27	175	—	—	峯八
—	丸山	吉野川市	美郷	丸山	R2.3.27	175	—	—	丸山
—	湯下	吉野川市	美郷	土用地・暮石・湯下	R2.3.27	175	—	—	湯下
—	中筋北	吉野川市	美郷	品野・中筋・平・湯殿	R2.3.27	175	—	—	中筋北
—	平	吉野川市	美郷	平	R2.3.27	175	—	—	平
—	品野	吉野川市	美郷	品野・大神・下浦・中筋・平	R2.3.27	175	—	—	品野
—	榎谷	吉野川市	山川町	榎谷・大内	R2.3.27	175	—	—	榎谷

3 急傾斜地崩壊危険区域・警戒区域等一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧表（国土交通省所管）

平成30年11月26日現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
37	城山	吉野川市	川島町	S47.3.14	211	0.64	0.72	
120	岡山	吉野川市	川島町	S50.4.11	249	0.43	0.53	
120	岡山(追加)	吉野川市	川島町	S55.4.30	349	1.35	1.48	
176	春日原	吉野川市	川島町	S53.3.17	222	0.65	0.74	
177	北町	吉野川市	川島町	S53.3.17	222	0.46	0.55	
213	西谷	吉野川市	川島町	S56.2.13	119	0.14	0.14	
214	山の神	吉野川市	川島町	S56.2.13	119	0.84	0.94	
173	鼓山	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.22	1.42	
174	川東	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.10	1.32	
175	祇園	吉野川市	山川町	S53.3.17	222	1.26	1.50	
121	平	吉野川市	美郷村	S50.4.11	249	0.58	0.63	
178	宗田	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	1.00	1.20	
179	張	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.54	0.66	
180	宮倉	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.39	0.50	
181	川俣	吉野川市	美郷村	S53.3.17	222	0.39	0.47	
380	毛無	吉野川市	美郷村	H12.3.31	253	1.42	1.58	
380	毛無(追加)	吉野川市	美郷村	H14.10.15	867	0.58	0.65	
419	宗田(2)	吉野川市	美郷村	H17.3.29	239	0.88	1.09	

(2) 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊

令和元年12月20日現在

整理 番号	位 置				土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				
	漢字	郡市	町村	大字	警戒区域		特別警戒区域		区域の名称
					指定 年月	番号	指定 年月	番号	
	古林裾(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾字古林裾	H23.3.24	168	H23.3.24	170	古林裾(1)
	古林裾(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾字古林裾	H23.3.24	168	H23.3.24	170	古林裾(3)
	宮前(2)	吉野川市	鴨島町	森藤字宮前	H23.3.24	168	H23.3.24	170	宮前(2)
	宮前(1)	吉野川市	鴨島町	森藤字宮前	H23.3.24	168	H23.3.24	170	宮前(1)
	王子壇(1)	吉野川市	鴨島町	上浦字王子壇	H23.3.24	168	H23.3.24	170	王子壇(1)
	王子壇(2)	吉野川市	鴨島町	上浦字王子壇	H23.3.24	168	H23.3.24	170	王子壇(2)
	玉取(1)	吉野川市	鴨島町	上浦字玉取	H23.3.24	168	H23.3.24	170	玉取(1)
	国中(1)	吉野川市	鴨島町	上浦字国中	H23.3.24	168	H23.3.24	170	国中(1)
	国中(2)	吉野川市	鴨島町	上浦字国中	H23.3.24	168	H23.3.24	170	国中(2)
	国中(3)	吉野川市	鴨島町	上浦字国中	H23.3.24	168	H23.3.24	170	国中(3)
	井堰(1)	吉野川市	鴨島町	敷地字井堰	H23.3.24	168	H23.3.24	170	井堰(1)
	井堰(2)	吉野川市	鴨島町	敷地字井堰	H23.3.24	168	H23.3.24	170	井堰(2)
	井堰(3)	吉野川市	鴨島町	敷地字井堰	H23.3.24	168	H23.3.24	170	井堰(3)
	井堰(4)	吉野川市	鴨島町	敷地字井堰	H23.3.24	168	H23.3.24	170	井堰(4)
	西ノ宮(1)	吉野川市	鴨島町	敷地字西ノ宮	H23.3.24	168	H23.3.24	170	西ノ宮(1)

	檀/原(1)	吉野川市	鴨島町	西麻植字檀ノ原	H23.3.24	168	H23.3.24	170	檀/原(1)
	三谷寺	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	H26.3.28	203	三谷寺
	藤井寺	吉野川市	鴨島町	飯尾、敷地	H26.3.28	202	H26.3.28	203	藤井寺
	藤井谷(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H26.3.28	202	H26.3.28	203	藤井谷(1)
	古林裾(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H26.3.28	202	H26.3.28	203	古林裾(2)
	高/原(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾、森藤	H26.3.28	202	H26.3.28	203	高/原(3)
	宮前(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	H26.3.28	203	宮前(3)
	壇林(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	H26.3.28	203	壇林(1)
	壇/鼻(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	H26.3.28	202	H26.3.28	203	壇/鼻(1)
	高/原(5)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H26.3.28	202	H26.3.28	203	高/原(5)
	山王(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	H26.3.28	202	H26.3.28	203	山王(1)
	吳谷(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	H26.3.28	202	H26.3.28	203	吳谷(2)
	東生福(1)	吉野川	鴨島町	山路字東生福	H26.3.28	202	H26.3.28	203	東生福(1)
	梅/宮(1)	吉野川	鴨島町	敷地字梅ノ宮	H26.3.28	202	H26.3.28	203	梅/宮(1)
	新田	吉野川市	鴨島町	西麻植字東禪寺	H30.11.19	732	H30.11.19	733	新田
	西浦谷(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	H30.11.19	732	H30.11.19	733	西浦谷(1)
	六防(1)	吉野川市	鴨島町	森藤	H30.11.19	732	H30.11.19	733	六防(1)
	六防(2)	吉野川市	鴨島町	森藤	H30.11.19	732	H30.11.19	733	六防(2)
	六防(3)	吉野川市	鴨島町	森藤	H30.11.19	732	H30.11.19	733	六防(3)
	天神(1)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	天神(1)
	東禪寺(2)	吉野川市	鴨島町	西麻植字東禪寺	H30.11.19	732	H30.11.19	733	東禪寺(2)
	樋山地(1)	吉野川市	鴨島町	樋山地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	樋山地(1)
	樋山地(2)	吉野川市	鴨島町	樋山地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	樋山地(2)
	西/鼻・老/坪	吉野川市	鴨島町	森藤	H30.11.19	732	H30.11.19	733	西/鼻・老/坪
	天神(2)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	天神(2)
	天神(3)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	天神(3)
	円生(1)	吉野川市	鴨島町	敷地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	円生(1)
	円生(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	円生(2)
	壇/原(2)	吉野川市	鴨島町	西麻植字壇ノ原	H30.11.19	732	H30.11.19	733	壇/原(2)
	壇/原(3)	吉野川市	鴨島町	西麻植字壇ノ原	H30.11.19	732	H30.11.19	733	壇/原(3)
	壇/原(4)	吉野川市	鴨島町	西麻植字壇ノ原	H30.11.19	732	H30.11.19	733	壇/原(4)
	大塚(3)	吉野川市	鴨島町	敷地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大塚(3)
	山王(2)	吉野川市	鴨島町	敷地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	山王(2)
	天神(4)	吉野川市	鴨島町	飯尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	天神(4)
	岡原(2)	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	R1.9.24	398	岡原(2)
	西寺谷(1)	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	R1.9.24	398	西寺谷(1)
	西寺谷(2)	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	R1.9.24	398	西寺谷(2)
	西寺谷(3)	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	R1.9.24	398	西寺谷(3)
	玉取(2)	吉野川市	鴨島町	上浦	R1.9.24	396	R1.9.24	398	玉取(2)
	玉取(3)	吉野川市	鴨島町	山路・上浦	R1.9.24	396	R1.9.24	398	玉取(3)
	鴨島山路	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	R1.9.24	398	鴨島山路
	井堰(5)	吉野川市	鴨島町、川島町	敷地、山田字平倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	井堰(5)
	向麻山	吉野川市	鴨島町	山路	R1.9.24	396	H21.3.2	134	向麻山
	王子壇(3)	吉野川市	鴨島町	上浦	R1.9.24	396	H21.3.2	134	王子壇(3)
	国中(4)	吉野川市	鴨島町	上浦	R1.9.24	396	H21.3.2	134	国中(4)
	向麻山(2)	吉野川市	鴨島町	上浦字国中	R1.9.24	396	H21.3.2	134	向麻山(2)
	向麻山(3)	吉野川市	鴨島町	麻植塚字向麻	R1.9.24	396	H21.3.2	134	向麻山(3)

				山下、山路字 道ノ北					
	日ノ浦(2)	吉野川市	鴨島町	山路字阿葉谷	R1.9.24	396	H21.3.2	134	日ノ浦(2)
	日ノ浦(3)	吉野川市	鴨島町	山路字阿葉谷	R1.9.24	396	H21.3.2	134	日ノ浦(3)
	八幡(3)	吉野川市	川島町	八幡	H21.3.2	131	H23.3.24	1210	八幡(3)
	八幡(4)	吉野川市	川島町	八幡	H21.3.2	131	H24.1.12	19	八幡(4)
	二ツ森団地	吉野川市	川島町	二ツ森	H21.3.2	131	H28.3.31	231	二ツ森団地
	峯八(1)	吉野川市	川島町	峰八	H21.3.2	131	H28.3.31	231	峯八(1)
	峯八(2)	吉野川市	川島町	峰八	H21.3.2	131	H28.3.31	231	峯八(2)
	吉本(1)	吉野川市	川島町	吉本	H21.3.2	131	H28.3.31	231	吉本(1)
	唐戸(1)	吉野川市	川島町	唐戸	H21.3.2	131	H28.3.31	231	唐戸(1)
	岡山	吉野川市	川島町	桑村字岡山、 上山田、下山 田	H23.3.24	1210	H28.3.31	231	岡山
	樋口	吉野川市	川島町	学字大戸井	H24.1.12	18	H28.3.31	231	樋口
	北町	吉野川市	川島町	川島	H28.3.31	230	H28.3.31	231	北町
	城山	吉野川市	川島町	川島	H28.3.31	230	H28.3.31	231	城山
	西ノ谷(2)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H28.3.31	231	西ノ谷(2)
	西ノ谷(1)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H28.3.31	231	西ノ谷(1)
	山の神(1)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H28.3.31	231	山の神(1)
	山の神(2)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H28.3.31	231	山の神(2)
	春日原	吉野川市	川島町	桑村,川島	H28.3.31	230	H28.3.31	231	春日原
	北原(1)	吉野川市	川島町	山田字北原	H28.3.31	230	H28.3.31	231	北原(1)
	平倉(1)	吉野川市	川島町	山田字平倉・ 大塚	H28.3.31	230	H28.3.31	231	平倉(1)
	平倉(2)	吉野川市	川島町	山田字平倉	H28.3.31	230	H28.3.31	231	平倉(2)
	前田(1)	吉野川市	川島町	川島	H28.3.31	230	H28.3.31	231	前田(1)
	源光寺(1)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H28.3.31	231	源光寺(1)
	大塚(2)	吉野川市	川島町	山田字大塚・ 平倉	H28.3.31	230	H28.3.31	231	大塚(2)
	北原(2)	吉野川市	川島町	山田字北原	H28.3.31	230	H28.3.31	231	北原(2)
	平倉(3)	吉野川市	川島町	山田字平倉	H28.3.31	230	H28.3.31	231	平倉(3)
	平倉(4)	吉野川市	川島町	山田字平倉	H28.3.31	230	H28.3.31	231	平倉(4)
	平倉(6)	吉野川市	川島町	山田字平倉	H28.3.31	230			平倉(6)
	平倉(7)	吉野川市	川島町	山田字平倉	H28.3.31	230			平倉(7)
	芝生(1)	吉野川市	川島町	桑村、山田字 芝生	H28.3.31	230	R1.12.20	597	芝生(1)
	西ノ谷(3)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	R1.12.20	597	西ノ谷(3)
	二ツ森(1)	吉野川市	川島町	学字二ツ森	H28.3.31	230	R1.12.20	597	二ツ森(1)
	植桜(1)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230			植桜(1)
	植桜(2)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230			植桜(2)
	春日北	吉野川市	川島町	川島	H28.3.31	230			春日北
	山の神(3)	吉野川市	川島町	桑村	H28.3.31	230	H30.11.19	733	山の神(3)
	桑村(1)	吉野川市	川島町	桑村	R1.12.20	595	H21.5.20	311	桑村(1)
	学(2)	吉野川市	川島町	学字大戸井・ 樋口	R1.12.20	595	H21.5.20	311	学(2)
	学(3)	吉野川市	川島町	学字唐戸・王 子	R1.12.20	595	H21.5.20	311	学(3)
	桑村(2)	吉野川市	川島町	桑村	R1.12.20	595	H21.5.20	311	桑村(2)
	学(1)	吉野川市	川島町	学字樋口・近 久	R1.12.20	595	H21.5.20	311	学(1)
	学(4)	吉野川市	川島町	学字王子	R1.12.20	595	H23.3.24	1210	学(4)
	東禪寺(3)	吉野川市	川島町、 鴨島町	山田字中須 賀、西麻植字 東禪寺	H30.11.19	732	H23.3.24	1210	東禪寺(3)
	湯下(1)	吉野川市	美郷	美郷湯下	H21.5.20	310	H23.3.24	170	湯下(1)

	湯下(6)	吉野川市	美郷	美郷湯下	H21.5.20	310	H24.1.12	19	湯下(6)
	湯下(2)	吉野川市	美郷	美郷湯下	H21.5.20	310	H24.1.12	19	湯下(2)
	湯下(3)	吉野川市	美郷	美郷湯下	H21.5.20	310	H24.1.12	19	湯下(3)
	湯下(4)	吉野川市	美郷	美郷湯下	H21.5.20	310	H24.1.12	19	湯下(4)
	宮倉	吉野川市	美郷	張	H23.3.24	1210	H24.1.12	19	宮倉
	張	吉野川市	美郷	張	H23.3.24	1210	H24.1.12	19	張
	本平北	吉野川市	美郷	別枝山字平	H23.3.24	168	H24.1.12	19	本平北
	栗ノ木(1)	吉野川市	美郷	栗ノ木字栗ノ木	H24.1.12	18	H30.3.29	222	栗ノ木(1)
	天神	吉野川市	美郷	栗ノ木字栗ノ木	H24.1.12	18	H30.3.29	222	天神
	毛無	吉野川市	美郷	毛無字毛無	H24.1.12	18	H30.3.29	222	毛無
	川俣	吉野川市	美郷	川俣字川俣	H24.1.12	18	H30.3.29	222	川俣
	川俣西(1)	吉野川市	美郷	川俣字川俣	H24.1.12	18	H30.3.29	222	川俣西(1)
	川俣(3)	吉野川市	美郷	川俣字川俣	H24.1.12	18	H30.3.29	222	川俣(3)
	川俣(4)	吉野川市	美郷	川俣字川俣	H24.1.12	18	H30.3.29	222	川俣(4)
	平(1)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	平(1)
	張(2)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	張(2)
	宗田(12)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	宗田(12)
	張(4)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	張(4)
	張(3)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	張(3)
	張(5)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	張(5)
	張(6)	吉野川市	美郷	張	H30.3.29	221	H30.11.19	733	張(6)
	下大神	吉野川市	美郷	大神・下浦・平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	下大神
	中古井	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中古井
	古井(1)	吉野川市	美郷	古井・倉羅	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古井(1)
	井頭	吉野川市	美郷	古井・宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	井頭
	田平(1)	吉野川市	美郷	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	田平(1)
	美郷下浦(1)	吉野川市	美郷	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	美郷下浦(1)
	倉羅(1)	吉野川市	美郷	倉羅	H30.11.19	732	H30.11.19	733	倉羅(1)
	勘藏(1)	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	勘藏(1)
	勘藏(2)	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	勘藏(2)
	古井(2)	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古井(2)
	古井(3)	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古井(3)
	古井(4)	吉野川市	美郷	古井	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古井(4)
	美郷下浦(2)	吉野川市	美郷	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	美郷下浦(2)
	美郷下浦(3)	吉野川市	美郷	下浦・大神・宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	美郷下浦(3)
	美郷下浦(4)	吉野川市	美郷	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	美郷下浦(4)
	大神(1)	吉野川市	美郷	大神	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大神(1)
	美郷下浦(5)	吉野川市	美郷	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	美郷下浦(5)
	宮倉(4)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宮倉(4)
	田平(3)	吉野川市	美郷	田平・宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	田平(3)
	宮倉(5)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宮倉(5)
	宮倉(6)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宮倉(6)
	田平(6)	吉野川市	美郷	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	田平(6)
	陰(1)	吉野川市	美郷	田平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	陰(1)
	陰(2)	吉野川市	美郷	田平・一野山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	陰(2)
	倉羅(2)	吉野川市	美郷	倉羅	H30.11.19	732	H30.11.19	733	倉羅(2)
	愛後(1)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(1)
	愛後(3)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(3)
	愛後(5)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(5)

	下城戸(1)	吉野川市	美郷	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	下城戸(1)
	穴地(1)	吉野川市	美郷	穴地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	穴地(1)
	下浦(5)	吉野川市	美郷	下浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	下浦(5)
	下城戸(2)	吉野川市	美郷	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	下城戸(2)
	下城戸(3)	吉野川市	美郷	下城戸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	下城戸(3)
	上戸峯	吉野川市	美郷	上戸峯	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上戸峯
	宗田	吉野川市	美郷	宗田、中筋	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田
	宗田(2)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(2)
	宗田(3)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(3)
	品野(1)	吉野川市	美郷	品野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	品野(1)
	土地(1)	吉野川市	美郷	土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土地(1)
	土地(2)	吉野川市	美郷	土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土地(2)
	土地(3)	吉野川市	美郷	土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土地(3)
	土地(4)	吉野川市	美郷	土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土地(4)
	愛後(2)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(2)
	愛後(4)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(4)
	愛後(6)	吉野川市	美郷	愛後	H30.11.19	732	H30.11.19	733	愛後(6)
	宗田(13)	吉野川市	美郷	宗田、重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(13)
	重野尾(2)	吉野川市	美郷	重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	重野尾(2)
	重野尾(3)	吉野川市	美郷	重野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	重野尾(3)
	宗田(5)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(5)
	宗田(11)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(11)
	宗田(4)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(4)
	宗田(6)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(6)
	宗田(7)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(7)
	宗田(8)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(8)
	宗田(9)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(9)
	宗田(10)	吉野川市	美郷	宗田	H30.11.19	732	H30.11.19	733	宗田(10)
	平(2)	吉野川市	美郷	平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	平(2)
	湯殿(2)	吉野川市	美郷	湯殿、中筋	H30.11.19	732	H30.11.19	733	湯殿(2)
	中筋(5)	吉野川市	美郷	中筋	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中筋(5)
	中筋(2)	吉野川市	美郷	中筋	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中筋(2)
	中筋(3)	吉野川市	美郷	中筋	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中筋(3)
	湯殿(1)	吉野川市	美郷	湯殿	H30.11.19	732	H30.11.19	733	湯殿(1)
	品野(2)	吉野川市	美郷	品野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	品野(2)
	品野(3)	吉野川市	美郷	品野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	品野(3)
	毛無(1)	吉野川市	美郷	毛無	H30.11.19	732	H30.11.19	733	毛無(1)
	土地(5)	吉野川市	美郷	土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土地(5)
	殿河(1)	吉野川市	美郷	古土地・栗木・殿河	H30.11.19	732	H30.11.19	733	殿河(1)
	古土地(3)	吉野川市	美郷	山王	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古土地(3)
	山王(3)	吉野川市	美郷	山王	H30.11.19	732	H30.11.19	733	山王(3)
	山王(4)	吉野川市	美郷	山王	H30.11.19	732	H30.11.19	733	山王(4)
	川俣西(2)	吉野川市	美郷	川俣	H30.11.19	732	H30.11.19	733	川俣西(2)
	大鹿(1)	吉野川市	美郷	大鹿	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大鹿(1)
	丸山(4)	吉野川市	美郷	丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	丸山(4)
	丸山(5)	吉野川市	美郷	丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	丸山(5)
	丸山(1)	吉野川市	美郷	丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	丸山(1)
	丸山(2)	吉野川市	美郷	丸山・栩谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	丸山(2)
	丸山(3)	吉野川市	美郷	丸山・大鹿	H30.11.19	732	H30.11.19	733	丸山(3)
	栩谷(1)	吉野川市	美郷	栩谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	栩谷(1)

	棚谷(2)	吉野川市	美郷	棚谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	棚谷(2)
	大野(1)	吉野川市	美郷	大野・丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大野(1)
	大野(2)	吉野川市	美郷	大野・丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大野(2)
	大野(3)	吉野川市	美郷	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大野(3)
	大野(4)	吉野川市	美郷	大野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大野(4)
	月野(3)	吉野川市	美郷	月野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	月野(3)
	月野(4)	吉野川市	美郷	月野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	月野(4)
	月野(5)	吉野川市	美郷	月野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	月野(5)
	月野(1)	吉野川市	美郷	月野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	月野(1)
	月野(2)	吉野川市	美郷	月野	H30.11.19	732	H30.11.19	733	月野(2)
	中/谷西(1)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中/谷西(1)
	中/谷西(2)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中/谷西(2)
	中/谷西(3)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中/谷西(3)
	中/谷西(4)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中/谷西(4)
	中/谷西(5)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中/谷西(5)
	中谷(1)	吉野川市	美郷	東山峠・殿河	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中谷(1)
	中谷(2)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中谷(2)
	中谷(3)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中谷(3)
	中谷(4)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中谷(4)
	中谷(5)	吉野川市	美郷	中谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中谷(5)
	峠(4)	吉野川市	美郷	東山峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(4)
	峠(5)	吉野川市	美郷	東山峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(5)
	殿河(2)	吉野川市	美郷	殿河	H30.11.19	732	H30.11.19	733	殿河(2)
	殿河(4)	吉野川市	美郷	殿河	H30.11.19	732	H30.11.19	733	殿河(4)
	殿河(6)	吉野川市	美郷	殿河	H30.11.19	732	H30.11.19	733	殿河(6)
	柿谷(1)	吉野川市	美郷	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	柿谷(1)
	奥丸(1)	吉野川市	美郷	奥丸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	奥丸(1)
	古土地(1)	吉野川市	美郷	古土地	H30.11.19	732	H30.11.19	733	古土地(1)
	恵美子(1)	吉野川市	美郷	恵美子	H30.11.19	732	H30.11.19	733	恵美子(1)
	上谷(5)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上谷(5)
	上谷(6)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上谷(6)
	上谷(1)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上谷(1)
	上谷(2)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上谷(2)
	上谷(3)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733	上谷(3)
	栗/木(4)	吉野川市	美郷	栗木	H30.11.19	732	H30.11.19	733	栗/木(4)
	栗/木(5)	吉野川市	美郷	上谷/栗木	H30.11.19	732	H30.11.19	733	栗/木(5)
	栗/木(2)	吉野川市	美郷	栗木	H30.11.19	732	H30.11.19	733	栗/木(2)
	奥丸(2)	吉野川市	美郷	奥丸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	奥丸(2)
	奥丸(3)	吉野川市	美郷	奥丸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	奥丸(3)
	恵美子(4)	吉野川市	美郷	恵美子	H30.11.19	732	H30.11.19	733	恵美子(4)
	恵美子(2)	吉野川市	美郷	湯下/恵美子	H30.11.19	732	H30.11.19	733	恵美子(2)
	恵美子(3)	吉野川市	美郷	恵美子/湯下	H30.11.19	732	H30.11.19	733	恵美子(3)
	恵美子(5)	吉野川市	美郷	恵美子	H30.11.19	732	H30.11.19	733	恵美子(5)
	中筋(1)	吉野川市	美郷	下畑/中村中筋	H30.11.19	732			中筋(1)
	檜平(1)	吉野川市	美郷	檜平	H30.11.19	732	H30.11.19	733	檜平(1)
	大岸(1)	吉野川市	美郷	大岸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	大岸(1)
	中島(3)	吉野川市	美郷	西島	H30.11.19	732	H30.11.19	733	中島(3)
	奥丸(4)	吉野川市	美郷	奥丸	H30.11.19	732	H30.11.19	733	奥丸(4)
	日浦	吉野川市	美郷	日浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733	日浦
	東條	吉野川市	美郷	東條	H30.11.19	732	H30.11.19	733	東條
	上谷(7)	吉野川市	美郷	上谷	H30.11.19	732	H20.9.16	542	上谷(7)

	照尾(1)	吉野川市	美郷	照尾、宮倉	H30.11.19	732	H20.9.16	542	照尾(1)
	照尾(2)	吉野川市	美郷	照尾、古井	H30.11.19	732	H20.9.16	542	照尾(2)
	照尾(3)	吉野川市	美郷	照尾	H30.11.19	732	H20.9.16	542	照尾(3)
	照尾(4)	吉野川市	美郷	照尾	H30.11.19	732	H20.9.16	542	照尾(4)
	宮倉(2)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	H20.9.16	542	宮倉(2)
	宮倉(3)	吉野川市	美郷	宮倉	H30.11.19	732	H21.3.2	134	宮倉(3)
	貞田(1)	吉野川市	山川町	貞田	H20.9.16	541	H26.3.28	203	貞田(1)
	貞田(2)	吉野川市	山川町	貞田	H20.9.16	541	H26.3.28	203	貞田(2)
	井傍(2)	吉野川市	山川町	井傍	H20.9.16	541	H26.3.28	203	井傍(2)
	赤刎(2)	吉野川市	山川町	赤刎	H20.9.16	541	H26.3.28	203	赤刎(2)
	貞田(4)	吉野川市	山川町	貞田	H20.9.16	541	H26.3.28	203	貞田(4)
	貞田(5)	吉野川市	山川町	貞田	H20.9.16	541	H26.3.28	203	貞田(5)
	忌部山(1)	吉野川市	山川町	忌部山	H21.3.2	131	H26.3.28	203	忌部山(1)
	川東(2)	吉野川市	山川町	麦原、川東、石堂	H26.3.28	202	H26.3.28	203	川東(2)
	久宗(1)	吉野川市	山川町	久宗	H26.3.28	202	H26.3.28	203	久宗(1)
	井上(1)	吉野川市	山川町	井上、大室	H26.3.28	202	H26.3.28	203	井上(1)
	御饅免	吉野川市	山川町	御饅免、奥原	H26.3.28	202	H26.3.28	203	御饅免
	八幡(1)	吉野川市	山川町	川田八幡、天王原	H26.3.28	202	H26.3.28	203	八幡(1)
	丸山(1)	吉野川市	山川町	丸山	H26.3.28	202	H26.3.28	203	丸山(1)
	石堂(1)	吉野川市	山川町	石堂、川東	H26.3.28	202	H26.3.28	203	石堂(1)
	石堂(2)	吉野川市	山川町	石堂	H26.3.28	202	H26.3.28	203	石堂(2)
	久宗(3)	吉野川市	山川町	久宗	H26.3.28	202	H26.3.28	203	久宗(3)
	井上(2)	吉野川市	山川町	井上	H26.3.28	202	H26.3.28	203	井上(2)
	井上(3)	吉野川市	山川町	井上、大室	H26.3.28	202	H26.3.28	203	井上(3)
	井上(4)	吉野川市	山川町	井上	H26.3.28	202	H26.3.28	203	井上(4)
	井上(5)	吉野川市	山川町	井上	H26.3.28	202	H26.3.28	203	井上(5)
	奥原(1)	吉野川市	山川町	奥原	H26.3.28	202	H27.3.31	240	奥原(1)
	奥原(2)	吉野川市	山川町	奥原	H26.3.28	202	H27.3.31	240	奥原(2)
	奥原(3)	吉野川市	山川町	奥原	H26.3.28	202	H27.3.31	240	奥原(3)
	奥原(4)	吉野川市	山川町	奥原	H26.3.28	202	H27.3.31	240	奥原(4)
	大室(1)	吉野川市	山川町	大室	H26.3.28	202	H27.3.31	240	大室(1)
	津由谷(1)	吉野川市	山川町	津由谷	H26.3.28	202	H27.3.31	240	津由谷(1)
	八幡(5)	吉野川市	山川町	川田八幡	H26.3.28	202	H27.3.31	240	八幡(5)
	宮地	吉野川市	山川町	宮地、青木	H27.3.31	239	H27.3.31	240	宮地
	季邦	吉野川市	山川町	季邦	H27.3.31	239	H27.3.31	240	季邦
	大内(1)	吉野川市	山川町	大内	H27.3.31	239	H27.3.31	240	大内(1)
	古城(1)	吉野川市	山川町	古城、赤岩	H27.3.31	239	H27.3.31	240	古城(1)
	青木(2)	吉野川市	山川町	青木、境谷	H27.3.31	239	H27.3.31	240	青木(2)
	新田谷(1)	吉野川市	山川町	新田谷、宮地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	新田谷(1)
	境谷(2)	吉野川市	山川町	境谷	H27.3.31	239	H27.3.31	240	境谷(2)
	朝日(1)	吉野川市	山川町	朝日	H27.3.31	239	H27.3.31	240	朝日(1)
	御旅館(1)	吉野川市	山川町	御旅館、楮本、木戸口	H27.3.31	239	H27.3.31	240	御旅館(1)
	御旅館(2)	吉野川市	山川町	御旅館、楮本	H27.3.31	239	H27.3.31	240	御旅館(2)
	鼓山	吉野川市	山川町	一里塚、鼓山、舟戸、藤生	H27.3.31	239	H27.3.31	240	鼓山
	榎谷(2)	吉野川市	山川町	榎谷	H27.3.31	239	H27.3.31	240	榎谷(2)
	榎谷(3)	吉野川市	山川町	榎谷、大内	H27.3.31	239	H27.3.31	240	榎谷(3)
	大内(3)	吉野川市	山川町	大内	H27.3.31	239	H27.3.31	240	大内(3)
	楠根地(1)	吉野川市	山川町	楠根地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	楠根地(1)

	楠根地(2)	吉野川市	山川町	楠根地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	楠根地(2)
	楠根地(3)	吉野川市	山川町	楠根地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	楠根地(3)
	楠根地(4)	吉野川市	山川町	楠根地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	楠根地(4)
	大内(2)	吉野川市	山川町	大内、楠根地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	大内(2)
	宮谷(1)	吉野川市	山川町	宮谷	H27.3.31	239	H27.3.31	240	宮谷(1)
	一ツ石(1)	吉野川市	山川町	一ツ石	H27.3.31	239	H27.3.31	240	一ツ石(1)
	一ツ石(2)	吉野川市	山川町	一ツ石、矢落	H27.3.31	239	H27.3.31	240	一ツ石(2)
	矢落(1)	吉野川市	山川町	矢落	H27.3.31	239	H27.3.31	240	矢落(1)
	牛ノ子尾(1)	吉野川市	山川町	牛ノ子尾	H27.3.31	239	H27.3.31	240	牛ノ子尾(1)
	八ヶ久保	吉野川市	山川町	高頭、八ヶ久保	H27.3.31	239	H27.3.31	240	八ヶ久保
	高頭(1)	吉野川市	山川町	高頭、八ヶ久保	H27.3.31	239	H27.3.31	240	高頭(1)
	小路(1)	吉野川市	山川町	小路、黒岩	H27.3.31	239	H27.3.31	240	小路(1)
	山川引地(3)	吉野川市	山川町	引地	H27.3.31	239	H27.3.31	240	山川引地(3)
	山川引地(1)	吉野川市	山川町	川田、引地、藤生	H27.3.31	239			山川引地(1)
	山川引地(2)	吉野川市	山川町	引地、川田	H27.3.31	239	H28.3.31	231	山川引地(2)
	舟戸(1)	吉野川市	山川町	舟戸、川田、藤生	H27.3.31	239	H28.3.31	231	舟戸(1)
	一里塚(1)	吉野川市	山川町	麻掛、一里塚、鼓山	H27.3.31	239	H28.3.31	231	一里塚(1)
	宮谷(2)	吉野川市	山川町	宮谷、川田八幡	H27.3.31	239	H28.3.31	231	宮谷(2)
	山川引地(4)	吉野川市	山川町	引地、川田	H27.3.31	239	H28.3.31	231	山川引地(4)
	山川引地(5)	吉野川市	山川町	川田、引地	H27.3.31	239	H28.11.1	673	山川引地(5)
	坂田(2)	吉野川市	山川町	坂田、浦山	H27.3.31	239	H28.11.1	673	坂田(2)
	西麓(1)	吉野川市	山川町	西麓	H28.3.31	230	H28.11.1	673	西麓(1)
	東麓(2)	吉野川市	山川町	東麓	H28.3.31	230	H28.11.1	673	東麓(2)
	西麓(5)	吉野川市	山川町	西麓	H28.3.31	230	H28.11.1	673	西麓(5)
	山路(1)	吉野川市	山川町	西麓、山路	H28.3.31	230	H28.11.1	673	山路(1)
	西麓(3)	吉野川市	山川町	西麓	H28.3.31	230	H28.11.1	673	西麓(3)
	丸山(2)	吉野川市	山川町	丸山・麦原	H28.11.1	672	H28.11.1	673	丸山(2)
	皆瀬(9)	吉野川市	山川町	皆瀬	H28.11.1	672	H28.11.1	673	皆瀬(9)
	馬見尾(2)	吉野川市	山川町	馬見尾	H28.11.1	672	H28.11.1	673	馬見尾(2)
	桑内(1)	吉野川市	山川町	桑内	H28.11.1	672	H28.11.1	673	桑内(1)
	皆瀬(1)	吉野川市	山川町	皆瀬	H28.11.1	672	H28.11.1	673	皆瀬(1)
	榎谷(7)	吉野川市	山川町	榎谷	H28.11.1	672	H28.11.1	672	榎谷(7)
	皆瀬(2)	吉野川市	山川町	皆瀬	H28.11.1	672	H28.11.1	672	皆瀬(2)
	桑内(2)	吉野川市	山川町	桑内	H28.11.1	672	H28.11.1	672	桑内(2)
	桑内(3)	吉野川市	山川町	桑内	H28.11.1	672	H28.11.1	672	桑内(3)
	皆瀬(7)	吉野川市	山川町	皆瀬	H28.11.1	672	H28.11.1	672	皆瀬(7)
	皆瀬(8)	吉野川市	山川町	皆瀬	H28.11.1	672	H28.11.1	672	皆瀬(8)
	榎谷(6)	吉野川市	山川町	榎谷	H28.11.1	672	H28.11.1	672	榎谷(6)
	片岸(1)	吉野川市	山川町	片岸	H28.11.1	672	H28.11.1	672	片岸(1)
	土橋	吉野川市	山川町	片岸、天王原、土橋、天神佐古	H28.11.1	672	H28.11.1	672	土橋
	瀬津	吉野川市	山川町	土橋、瀬津、坂口、川田、土橋ノ上	H28.11.1	672	R1.9.24	398	瀬津
	片岸(2)	吉野川市	山川町	片岸	H28.11.1	672	R1.9.24	398	片岸(2)
	天神佐古(1)	吉野川市	山川町	天神佐古	H28.11.1	672	R1.9.24	398	天神佐古(1)
	権現谷(1)	吉野川市	山川町	権現谷、塚穴	H28.11.1	672	R1.9.24	398	権現谷(1)
	平山(3)	吉野川市	山川町	平山	H28.11.1	672	R1.9.24	398	平山(3)

	平山(1)	吉野川市	山川町	平山、川田、瀬津	H28.11.1	672	R1.9.24	398	平山(1)
	平山(2)	吉野川市	山川町	瀬津、平山、坂口、川田	H28.11.1	672	R1.9.24	398	平山(2)
	祇園	吉野川	山川町	祇園、西麓	H25.11.8	679	H25.11.8	680	祇園
	祇園(3)	吉野川	山川町	祇園、坂田	H25.11.8	679	H25.11.8	680	祇園(3)
	青木(1)	吉野川	山川町	古城	H25.11.8	679	H25.11.8	680	青木(1)
	榎谷(1)	吉野川	山川町	榎谷	H25.11.8	679	H25.11.8	680	榎谷(1)
	西麓(2)	吉野川	山川町	西麓	H25.11.8	679	H25.11.8	680	西麓(2)
	坂田(1)	吉野川	山川町	坂田	H25.11.8	679	H25.11.8	680	坂田(1)
	榎谷(5)	吉野川	山川町	榎谷	H25.11.8	679	H25.11.8	680	榎谷(5)
	西麓(4)	吉野川	山川町	西麓	H25.11.8	679	H25.11.8	680	西麓(4)
	川東(1)	吉野川	山川町	川東	H26.3.28	202	H26.3.28	203	川東(1)
	川東(3)	吉野川	山川町	川東	H26.3.28	202	H26.3.28	203	川東(3)
	上原	吉野川	山川町	楠根地	H26.3.28	202	H26.3.28	203	上原
	奥川田(1)	吉野川	山川町	奥川田、久宗	H26.3.28	202	H26.3.28	203	奥川田(1)
	久宗(2)	吉野川	山川町	久宗	H26.3.28	202	H26.3.28	203	久宗(2)
	奥川田(2)	吉野川	山川町	奥川田、久宗	H26.3.28	202	H26.3.28	203	奥川田(2)
	忌部山(4)	吉野川市	山川町	忌部山、東麓	H28.3.31	230	H28.3.31	231	忌部山(4)
	東麓(3)	吉野川市	山川町	東麓、山路	H28.3.31	230	H28.3.31	231	東麓(3)
	坂田(3)	吉野川市	山川町	坂田	H28.3.31	230	H28.3.31	231	坂田(3)
	境谷(1)	吉野川市	山川町	青木、境谷、古城	H28.3.31	230	H28.3.31	231	境谷(1)
	迎坂	吉野川市	山川町	迎坂	H28.11.1	672	H28.11.1	673	迎坂
	迎坂(2)	吉野川市	山川町	迎坂	H28.11.1	672	H28.11.1	673	迎坂(2)
	向坂(2)	吉野川市	山川町	向坂	H28.11.1	672	H28.11.1	673	向坂(2)
	向坂(3)	吉野川市	山川町	向坂	H28.11.1	672	H28.11.1	673	向坂(3)
	旗見(1)	吉野川市	山川町	旗見	H28.11.1	672	H28.11.1	673	旗見(1)
	旗見(2)	吉野川市	山川町	旗見	H28.11.1	672	H28.11.1	673	旗見(2)
	横走(2)	吉野川市	山川町	横走	H28.11.1	672	H28.11.1	673	横走(2)
	皆瀬(4)	吉野川市	山川町	皆瀬、桑内	H28.11.1	672	H28.11.1	673	皆瀬(4)
	大峯(1)	吉野川市	山川町	大峯	H28.11.1	672	H28.11.1	673	大峯(1)
	迎坂(3)	吉野川市	山川町	迎坂	H28.11.1	672	H28.11.1	673	迎坂(3)
	瀬津(2)	吉野川市	山川町	川田、坂口、瀬津	H28.11.1	672	H28.11.1	673	瀬津(2)
	湯下(5)	吉野川市	美郷	大字湯下字(湯下)	H21.5.20	310	H21.5.20	311	湯下(5)
	峠(6)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(6)
	高野尾西	吉野川市	美郷	高野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	高野尾西
	峠(2)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(2)
	峠(3)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(3)
	土井ノ奥(1)	吉野川市	美郷	土井ノ奥、峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土井ノ奥(1)
	峠(7)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(7)
	土井ノ奥(6)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土井ノ奥(6)
	土井ノ奥(8)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土井ノ奥(8)
	土井ノ奥(9)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土井ノ奥(9)
	土井ノ奥(10)	吉野川市	美郷	土井ノ奥	H30.11.19	732	H30.11.19	733	土井ノ奥(10)
	刷石(1)	吉野川市	美郷	刷石、峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(1)
	刷石(2)	吉野川市	美郷	刷石	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(2)
	峠(8)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(8)
	刷石(4)	吉野川市	美郷	刷石、峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(4)
	刷石(5)	吉野川市	美郷	刷石、峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(5)
	刷石(6)	吉野川市	美郷	刷石	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(6)

刷石(7)	吉野川市	美郷	刷石	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(7)
刷石(8)	吉野川市	美郷	刷石、峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	刷石(8)
高野尾東	吉野川市	美郷	高野尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733	高野尾東
峠(9)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(9)
峠(10)	吉野川市	美郷	峠	H30.11.19	732	H30.11.19	733	峠(10)
土井ノ奥(5)	吉野川市	美郷	土井ノ奥、峠	H30.11.19	732			土井ノ奥(5)

4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒態勢をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の目雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の目雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

5 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

令和元年9月24日時点

整理 番号	位 置			大字	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				
	漢字	郡市	町村		警戒区域		特別警戒区域		区域の名所
					指定 年月	番号	指定 年月	番号	
	西浦谷川	吉野川市	鴨島町	三谷	2011.03.24	168	2011.03.24	170	西浦谷川
	東原谷川支流	吉野川市	鴨島町	東原	2011.03.24	168	2011.03.24	170	東原谷川支流
	立石谷川	吉野川市	鴨島町	上浦	2011.03.24	168	2011.03.24	170	立石谷川
	藤井谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	2014.03.28	202	2014.03.28	203	藤井谷川
	二ツ森谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	2014.03.28	202	2014.03.28	203	二ツ森谷川
	西端谷川	吉野川市	鴨島町	敷地	2014.03.28	202			西端谷川
	天神中谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	2018.11.29	732	2018.11.29	733	天神中谷川
	三谷川	吉野川市	鴨島町	森藤	2018.11.29	732	2018.11.29	733	三谷川
	天神西谷川	吉野川市	鴨島町	飯尾	2018.11.29	732			天神西谷川
	西寺谷東谷	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396	2019.09.24	398	西寺谷東谷
	檜原谷川	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396	2019.09.24	398	檜原谷川
	阿葉谷西谷	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396	2019.09.24	398	阿葉谷西谷
	西寺谷西谷	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396	2019.09.24	398	西寺谷西谷
	日ノ浦谷	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396	2019.09.24	398	日ノ浦谷
	黒岩谷	吉野川市	鴨島町	山路	2019.09.24	396			黒岩谷
	西八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	2009.03.02	131	2009.03.02	134	西八幡谷川
	八幡谷川	吉野川市	川島町	西出目	2009.03.20	131	2009.03.20	134	八幡谷川
	善勝寺西谷川	吉野川市	川島町	王子	2009.03.20	131	2009.03.20	134	善勝寺西谷川
	善勝寺谷川	吉野川市	川島町	王子	2009.03.20	131	2009.03.20	134	善勝寺谷川
	王子東谷川	吉野川市	川島町	王子	2009.03.20	131	2009.03.20	134	王子東谷川
	唐戸谷川	吉野川市	川島町	唐戸	2009.03.20	131	2009.03.20	134	唐戸谷川
	薬師寺谷川	吉野川市	川島町	吉本	2009.03.20	131	2009.03.20	134	薬師寺谷川
	大戸井谷川	吉野川市	川島町	大戸井	2009.03.20	131			大戸井谷川
	久保田谷川	吉野川市	川島町	久保田	2011.03.24	168	2011.03.24	170	久保田谷川
	稲荷西谷川	吉野川市	川島町	久保田	2011.03.24	168	2011.03.24	170	稲荷西谷川
	近久谷川	吉野川市	川島町	樋口	2012.01.22	18	2012.01.22	19	近久谷川
	樋口谷川	吉野川市	川島町	桑村	2012.01.22	18	2012.01.22	19	樋口谷川
	鷺ヶ巣谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	鷺ヶ巣谷川
	大明神谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	大明神谷川
	大明神東谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	大明神東谷川
	風呂谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	風呂谷川
	神宮谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	神宮谷川
	天神谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	天神谷川
	蓮池東谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	蓮池東谷川
	稲荷谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	稲荷谷川
	源光寺谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.31	230	2016.03.31	231	源光寺谷川
	湯吸谷川	吉野川市	川島町	山田	2016.03.31	230	2016.03.31	231	湯吸谷川
	蓮池谷川	吉野川市	川島町	桑村	2016.03.21	230	2016.03.21	231	蓮池谷川
	毛無谷川	吉野川市	美郷	毛無	2006.11.10	1210			毛無谷川
	湯下東谷	吉野川市	美郷	美郷湯下	2009.5.20	310	2009.5.20	311	湯下東谷
	平勘蔵谷川	吉野川市	美郷	平	2011.03.24	1210			平勘蔵谷川
	照尾谷川	吉野川市	美郷	照尾	2011.03.24	1210			照尾谷川
	平谷川	吉野川市	美郷	平	2011.03.24	1210			平谷川
	田平谷川(1)	吉野川市	美郷	田平	2018.11.19	732	2018.11.19	733	田平谷川(1)
	田平谷川(2)	吉野川市	美郷	宮倉	2018.11.19	732	2018.11.19	733	田平谷川(2)
	宗田谷川	吉野川市	美郷	宗田	2018.11.19	732	2018.11.19	733	宗田谷川
	湯殿谷川	吉野川市	美郷	川俣	2018.11.19	732	2018.11.19	733	湯殿谷川
	山王谷川	吉野川市	美郷	山王	2018.11.19	732	2018.11.19	733	山王谷川
	牝ヶ谷川	吉野川市	美郷	古土地・恵美子・山王	2018.11.19	732	2018.11.19	733	牝ヶ谷川

丸山谷川	吉野川市	美郷	棚谷・丸山・大鹿	2018.11.19	732	2018.11.19	733	丸山谷川
湯谷川	吉野川市	美郷	恵美子	2018.11.19	732	2018.11.19	733	湯谷川
日浦谷川	吉野川市	美郷	古土地	2018.11.19	732	2018.11.19	733	日浦谷川
東庄古谷川(2)	吉野川市	美郷	奥丸	2018.11.19	732	2018.11.19	733	東庄古谷川(2)
南7ス谷川	吉野川市	美郷	上谷	2018.11.19	732	2018.11.19	733	南7ス谷川
栗ノ木谷川	吉野川市	美郷	栗木	2018.11.19	732	2018.11.19	733	栗ノ木谷川
恵美子	吉野川市	美郷	恵美子	2018.11.19	732	2018.11.19	733	恵美子
東庄古谷川	吉野川市	美郷	奥丸	2018.11.19	732	2018.11.19	733	東庄古谷川
下上谷川	吉野川市	美郷	上谷ノ栗木	2018.11.19	732	2018.11.19	733	下上谷川
円住寺谷川	吉野川市	美郷	栗木	2018.11.19	732	2018.11.19	733	円住寺谷川
横山谷川	吉野川市	美郷	日浦	2018.11.19	732			横山谷川
棚谷川	吉野川市	美郷	棚谷・丸山・大鹿	2018.11.19	732			棚谷川
上谷川	吉野川市	美郷	上谷	2018.11.19	732			上谷川
7ス谷川	吉野川市	美郷	上谷	2018.11.19	732			7ス谷川
谷蔵谷川	吉野川市	美郷	上谷	2018.11.19	732			谷蔵谷川
土用地谷川	吉野川市	美郷	字土用地	2009.5.20	310	2009.5.20	311	土用地谷川
湯下谷川	吉野川市	美郷	字湯下	2009.5.20	310	2009.5.20	311	湯下谷川
土井奥谷川	吉野川市	美郷	土井ノ奥	2018.11.19	732			土井奥谷川
刷石谷川	吉野川市	美郷	土井ノ奥、刷石、峠	2018.11.19	732			刷石谷川
皆瀬谷	吉野川市	山川町 美郷	桑内、皆瀬・川俣、高野尾	2016.11.21	672			皆瀬谷
大藤谷川	吉野川市	山川町	藤生	2008.9.16	541	2008.9.16	542	大藤谷川
茂草谷川	吉野川市	山川町	貞田	2008.9.16	541	2008.9.16	542	茂草谷川
上谷川	吉野川市	山川町	貞田	2008.9.16	541	2008.9.16	542	上谷川
青木谷	吉野川市	山川町	新田谷	2011.08.25	563	2011.08.25	565	青木谷
風呂ノ谷川	吉野川市	山川町	奥原、井上	2014.03.28	202	2014.03.28	203	風呂ノ谷川
加久谷川	吉野川市	山川町	奥川田、久宗	2014.03.28	202	2014.03.28	203	加久谷川
飴屋川	吉野川市	山川町	井上	2014.03.28	202			飴屋川
新田谷	吉野川市	山川町	新田谷、宮地、青木、東麦原	2015.03.31	239	2015.03.31	240	新田谷
古城谷川	吉野川市	山川町	古城、安楽寺、赤岩、境谷、青木	2015.03.31	239	2015.03.31	240	古城谷川
山神谷川	吉野川市	山川町	麦原、東麦原、朝日、丸山	2015.03.31	239			山神谷川
麦原谷	吉野川市	山川町	朝日、東麦原、麦原、新田谷	2015.03.31	239			麦原谷
権現谷川(2)	吉野川市	山川町	西麓、山路、流	2015.03.31	230	2015.03.31	231	権現谷川(2)
権現谷川(1)	吉野川市	山川町	西麓、山路、流、雲宮	2015.03.31	230			権現谷川(1)
西法寺谷	吉野川市	山川町	東麓、山路、流、岩戸	2015.03.31	230			西法寺谷
どんど谷川	吉野川市	山川町	東麓、山路、流	2015.03.31	230			どんど谷川
竜王西谷川	吉野川市	山川町	瀬津、川田、平山、野宮谷	2016.11.1	672			竜王西谷川
竜王谷川	吉野川市	山川町	土橋、川田、瀬津、坂口	2016.11.1	672			竜王谷川
権現谷川(3)	吉野川市	山川町	西麓・山路・流	2018.11.19	732	2018.11.19	733	権現谷川(3)
榎谷川	吉野川市	山川町	榎谷	2013.11.08	679	2013.11.08	680	榎谷川
山川八幡谷	吉野川市	山川町	川田八幡、御饅免、田ノ浦	2014.03.28	202	2014.03.28	203	山川八幡谷
穀屋谷川	吉野川市	山川町	井上、奥川田、恵下	2014.03.28	202	2014.03.28	203	穀屋谷川
平山谷川	吉野川市	山川町	奥川田、恵	2014.03.28	202	2014.03.28	203	平山谷川

				下、井上					
	津由谷	吉野川市	山川町	津由谷、赤岩、横走	2016. 11. 21	672			津由谷
	岩屋谷川	吉野川市	山川町	片岸、天王原	2016. 11. 21				岩屋谷川

6 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日量	150 mm以上	200 mm以上
6時間量	120 mm以上	180 mm以上
4時間量	100 mm以上	150 mm以上
2時間量	70 mm以上	100 mm以上
1時間量	50 mm以上	60 mm以上

7 砂防指定地一覧表

平成30年10月1日現在

単位：ha

溪番	枝番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	鴨島町	飯尾川	S25. 9. 16	1074	1.12	1.12	0	0	0	0	0	
2	1	鴨島町	三谷川	S27. 8. 8	1112	6.26	0.2	0	3.07	0	0.72	2.27	
2	2	鴨島町	三谷川	S29. 3. 29	283	2.81	0.2	0	0	0	0	2.61	
2	3	鴨島町	三谷川	S39. 1. 18	51	2.2	0.6	0	0.4	0.2	0	1	
3	1	鴨島町	立石谷	S41. 7. 26	2355	3.54	0.6	0	2.42	0.1	0	0.42	
3	2	鴨島町	立石谷	S42. 12. 28	4605	5.16	0.53	0	1.4	0.33	0	2.9	
4		鴨島町	黒岩谷	S42. 12. 28	4605	3.3	0.17	0	2.05	0.08	0	1	
5		鴨島町	檜原谷及び阿葉谷	S44. 1. 16	20	13.2	0.45	0	8.96	0.31	0	3.48	
6	1	鴨島町	藤井谷及び支川	S46. 5. 28	957	2.91	0.29	0	2.42	0.1	0	0.1	
7		鴨島町	西天神谷	S48. 2. 21	331	1.2	0.08	0	1.1	0.02	0	0	
8		鴨島町	玄華寺谷	S48. 2. 21	331	3.6	0.24	0	1.64	0.16	0.05	1.51	
1	2	鴨島町	飯尾川	S53. 1. 23	50	2.9	0.3	0	1.85	0.2	0	0.55	
9		鴨島町	竜高東谷	S56. 4. 30	959	1.8	0.1	0	1.7	0	0	0	
10		鴨島町	竜高西谷	S59. 3. 29	758	1.04	0.11	0	0.91	0.02	0	0	鴨島町上浦字浦山の一部
2	4	鴨島町	三谷川	S61. 8. 15	1418	0.91	0.15	0	0.51	0	0.04	0.21	
2	5	鴨島町	三谷川	H 3. 3. 1	371	112	0.5	0	109.8	1	0	0.7	
6	2	鴨島町	藤井谷	H 9. 3. 7	402	21.2	0.24	0	18.54	0.97	0	1.45	
11		鴨島町	天神谷	H 9. 3. 7	402	14.85	0.28	0	4.25	2.87	0	7.45	
11	2	鴨島町	天神谷	H12. 1. 27	158	1.05	0	0	0.25	0.24	0	0.56	
		小計	19 11			201.05	6.16	0	161.27	6.6	0.81	26.21	
1		川島町	湯吸谷	S42. 12. 28	4605	3.6	0.33	0	2.17	0.02	0	1.08	
2		川島町	久保田谷、蓮池谷及び鴻巣谷	S44. 1. 16	20	10.89	0.6	0	4.17	1.8	0	4.32	
3		川島町	西出目谷	S45. 9. 14	1390	5.86	0.5	0	3.07	0.06	0	2.23	
4		川島町	唐戸谷	S46. 5. 28	957	3.6	0.3	0	2.92	0.06	0	0.32	
5		川島町	天神谷	S47. 5. 11	930	1.5	0.09	0	0.98	0.08	0	0.35	
6		川島町	鷹ヶ巣谷	S47. 5. 11	930	2.4	0.2	0	2.09	0.01	0	0.1	
7		川島町	薬師寺谷	S47. 5. 11	930	2.7	0.22	0	2.45	0.01	0	0.02	
8		川島町	風呂の谷及び石割谷	S48. 2. 21	331	1.28	0.1	0	0.49	0.04	0	0.65	
9		川島町	稲荷谷	S48. 2. 21	331	1.55	0.09	0	1.29	0.07	0	0.1	
10		川島町	源光寺谷	S53. 1. 23	50	0.87	0.08	0	0.74	0.03	0	0.02	
11		川島町	八幡谷川	H 4. 3. 25	831	1.19	0.1	0	0.58	0.01	0	0.5	
		小計	11 11			35.44	2.61	0	20.95	2.19	0	9.69	

単位：ha

溪番	枝番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	山川町	川田川	S24. 9. 13	760	13.73	0.5	0	12.18	0	0.38	0.67	
2	1	山川町	風呂の谷	S31. 9. 29	1536	18.84	0.4	0.23	0.41	0	0	17.8	
3		山川町	飴屋谷	S33. 4. 8	1029	2.52	0.07	0	0.26	0	0.08	2.11	
4		山川町	岩屋谷	S38. 2. 23	271	23.85	1	0	20	0.45	0	2.4	
5		山川町	津由谷及び山ノ神谷	S38. 2. 23	271	1.7	0.25	0	0.2	0.15	0	1.1	
6		山川町	上谷川	S38. 2. 26	277	2.3	0.1	0	1.38	0.04	0	0.78	
7	1	山川町	どんど谷	S38. 2. 26	277	1.49	0.07	0	0.64	0.1	0.46	0.22	
8		山川町	大藤谷川及び支川	S38. 2. 26	277	12.35	1.73	0	4.2	0	0	6.42	
9	1	山川町	茂草谷	S39. 1. 18	51	6.9	0.1	0	5.3	0.1	0	1.4	
1b	1	山川町	奥野井谷	S40. 7. 5	1694	3.1	0.3	0	1.4	0.1	0	1.3	
9	2	山川町	茂草谷	S41. 5. 26	1597	5.31	0.1	0	0.01	0.1	0	5.1	
11	1	山川町	権現谷	S41. 7. 26	2350	1.94	0.01	0	0.81	0.02	0	1.1	
12		山川町	山の神谷	S42. 8. 26	2630	4.66	0.1	0	3.67	0.02	0	0.87	
13		山川町	ほたる川	S42. 8. 26	2630	2.3	0.23	0	0.37	0.2	0	1.5	
14	1	山川町	西法寺谷	S42. 8. 26	2630	6.87	0.11	0	5.78	0.05	0	0.93	
15		山川町	忌部谷	S44. 1. 16	20	2.04	0.06	0	1.15	0.04	0	0.79	
10	2	山川町	奥野井谷	S45. 9. 14	1390	37.26	7.5	0	25.04	1.2	0	3.52	
16		山川町	平山谷及び支流	S45. 9. 14	1390	6.58	0.75	0	4	0.2	0	1.63	
17		山川町	麦原谷	S47. 4. 17	815	6.04	0.27	0	1.71	0.03	0	4.03	
18		山川町	古城谷	S49. 4. 22	613	3.2	0.17	0	1.79	0.08	0	1.16	
10	3	山川町	奥野井谷	S55. 5. 26	1059	5.7	1.14	0	4.33	0.23	0	0	
19		山川町	竜王谷	S56. 4. 30	959	2.4	0.1	0	2.3	0	0	0	
20		山川町	皆瀬谷	S57. 5. 17	1168	0.97	0.17	0	0.79	0.01	0	0	
1	2	山川町	川田川	S60. 9. 7	1218	3.3	1.5	0	1.8	0	0	0	
11	2	山川町	権現谷	S62. 10. 26	1838	0.92	0.05	0	0.85	0.01	0	0.01	
14	2	山川町	西法寺谷	H 1. 10. 11	1731	0.11	0	0	0.11	0	0	10	
7	2	山川町	どんど谷	H 5. 1. 22	101	0.64	0.02	0	0.61	0	0	0.01	
2	2	山川町	風呂の谷及び同右支川大室谷	H 5. 3. 25	948	7	1.02	0	3.03	1.58	0.11	1.26	
7	3	山川町	どんど谷	H 7. 2. 22	263	0.72	0.04	0	0.61	0.07	0	0	
21		山川町	竜王西谷	H 7. 2. 22	263	1.95	0.09	0	1.56	0.03	0	0.27	
2	3	山川町	風呂の谷	H 8. 3. 21	728	1.24	0.07	0	1.1	0.04	0	0.03	
4	2	山川町	岩屋谷	H14. 3. 7	155	2.3	0	0	1.45	0.04	0	0.81	
7	4	山川町	どんど谷	H28. 1. 21	237	0.04	0	0.03	0.01	0	0	0	
		小計	33 24			190.27	18.02	0.26	108.85	4.89	1.03	57.22	

単位：ha

溪番	枝番	町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積	指定地面積の内訳						備考
							河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地	
1	1	美郷	川田川	S39. 1. 18	51	7.8	2.6	0	2.7	0.5	0	2	
2		美郷	中滝谷	S41. 7. 26	2355	2.06	0.2	0	1.16	0.06	0	0.64	
3		美郷	倉羅谷	S44. 1. 16	20	29.5	1.62	0	17.64	0.84	0	9.4	
4		美郷	棚谷	S50. 9. 8	1230	1.8	0.15	0	0.95	0.01	0	0.69	
1	2	美郷	川田川	S52. 2. 3	93	2.88	0.3	0	1.2	0.32	0	1.06	山川町にまたがる
5		美郷	小竹谷	S55. 5. 26	1059	3	0.2	0	2.71	0.09	0	0	
6	1	美郷	榎山谷	S56. 4. 30	959	1.71	0.28	0	1.42	0.01	0	0	
7		美郷	大神谷	S58. 1. 27	70	0.48	0.07	0	0.16	0.01	0	0.24	
8		美郷	古井谷	S59. 3. 29	758	0.35	0.08	0	0.27	0	0	0	
9		美郷	東山谷	S61. 8. 15	1418	1.08	0.33	0	0	0.01	0	0.74	
6	2	美郷	榎山谷	S62. 10. 26	1838	1.03	0.26	0	0.76	0.01	0	0	
10	1	美郷	東山棚谷	S62. 10. 26	1838	0.73	0.11	0	0.59	0.03	0	0	
11		美郷	カトラ谷	S63. 11. 11	2198	0.58	0.08	0	0.5	0	0	0	
12	1	美郷	奥丸谷	H 1. 1. 21	83	1.46	0.16	0	1.04	0	0	0.26	
10	2	美郷	東山棚谷	H 3. 3. 1	371	1.5	0.07	0	1.28	0.08	0	0.07	
13		美郷	柿谷	H 3. 3. 1	371	92.8	2	0	80.5	1.1	0	9.2	
1	3	美郷	川田川	H 3. 3. 20	652	7.7	1	0	6.7	0	0	0	
6	3	美郷	榎山谷	H 4. 3. 25	831	4.13	0.65	0	3.38	0.1	0	0	
12	2	美郷	奥丸谷	H 4. 3. 25	831	5.28	0.18	0	4.83	0.27	0	0	
14		美郷	土井の奥谷	H 5. 1. 22	101	1.25	0.09	0	1.1	0.06	0	0	
15		美郷	谷蔵谷	H 5. 3. 16	763	6.18	0.33	0	5.15	0.18	0	0.52	
16		美郷	殿河谷	H 5. 11. 19	2192	1.21	0.19	0	0.92	0.1	0	0	
17		美郷	愛後谷	H 6. 11. 28	2264	0.59	0.03	0	0.56	0	0	0	
18	1	美郷	湯殿谷	H 8. 3. 21	728	1.4	0.07	0	1.32	0.01	0	0	
18	2	美郷	湯殿谷	H 9. 3. 7	402	1.12	0.15	0	0.7	0.02	0	0.25	
19		美郷	フズ谷	H 9. 3. 7	402	24	0.12	0	22.8	0.24	0	0.84	
20		美郷	毛無谷	H11. 3. 19	740	4.57	0.17	0	4.4	0	0	0	
21		美郷	上谷	H14. 5. 9	386	2.85	0.09	0	2.66	0.1	0	0	
22		美郷	湯下谷	H16. 6. 9	630	0.43	0.06		0.24	0.03		0.10	
23		美郷	湯谷	H16. 6. 9	630	0.41	0.02		0.17			0.21	
24		美郷	湯下東谷	H19. 4. 25	507	1.35	0.07		0.90	0.03		0.35	
		小計	31 21			211.23	11.73		168.71	4.21	0	26.57	
		合計	94 67			637.99	38.52	0.25	459.80	17.90	1.84	119.70	

8 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覽表

令和7年4月1日現在

番 号	山腹崩壊危険 地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
1	敷地南	吉野川市	鴨島町	円生	3.00
2	敷地	〃	〃	敷地	1.00
3	敷地東	〃	〃	新林	13.00
4	飯尾	〃	〃	古林ノ裾	4.00
5	飯尾東	〃	〃	天神	11.00
6	高ノ原	〃	〃	下山	14.00
7	壇	〃	〃	壇	10.00
8	山路	〃	〃	黒岩	24.00
9	西出目	〃	川島町	西出目	7.00
10	唐戸	〃	〃	唐戸	4.00
11	蓮池谷	〃	〃	蓮池	8.00
12	源光寺	〃	〃	山ノ原	5.00
13	桑村	〃	〃	桑村	1.00
14	平倉	〃	〃	平倉	2.00
15	船戸1	〃	山川町	藤生	2.00
16	船戸2	〃	〃	藤生	14.00
17	引地	〃	〃	引地	3.00
18	貞田	〃	〃	貞田	3.00
19	塚穴	〃	〃	塚穴	6.00
20	片岸	〃	〃	天神佐古	14.00
21	大峰	〃	〃	大峰	23.00
22	奥野井上	〃	〃	奥野井	9.00
23	奥野井下	〃	〃	奥野井	2.00
24	大内	〃	〃	大内	4.00
25	久宗	〃	〃	久宗	24.00
26	奥川田	〃	〃	久宗	2.00
27	迎坂	〃	〃	迎坂	2.00
28	坂田1	〃	〃	青木	3.00
29	坂田2	〃	〃	浦山坂田	7.00
30	坂田3	〃	〃	坂田	21.00
31	西麓	〃	〃	西麓	11.00
32	東麓	〃	〃	西麓	8.00
33	桁山谷	〃	美郷	小竹	12.00
34	槇山下	〃	〃	槇山	12.00
35	大平谷上	〃	〃	大平	5.00
36	大平谷下	〃	〃	大平	14.00
37	田平	〃	〃	田平	32.00
38	倉羅県道上	〃	〃	滝ヶ山	4.00
39	古井	〃	〃	古井	3.00
40	照尾	〃	〃	照尾	4.00
41	宗田	〃	〃	宗田	2.00
42	殿河	〃	〃	殿河	31.00

番 号	山腹崩壊危険 地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
43	中の谷	吉野川市	美郷	中の谷	12.00
44	東山	〃	〃	大野	2.00
45	上谷	〃	〃	上谷	5.00
46	栗の木谷	〃	〃	栗の木	12.00
47	古土地	〃	〃	天神	11.00
48	古土地下	〃	〃	古土地	5.00
49	土用地谷東	〃	〃	毛無	8.00
	小計	49箇所			439.00

9 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）一覧表

令和7年4月1日現在

番 号	崩壊土砂流出 危険地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
1	壇ノ原	吉野川市	鴨島町	壇ノ原	1.05
2	樋山地	〃	〃	樋山地	0.90
3	長戸谷 1	〃	〃	樋山地	0.48
4	長戸谷 2	〃	〃	滝倉	0.84
5	長戸谷 3	〃	〃	滝倉.長戸	0.90
6	敷地谷	〃	〃	シンバヤシ	0.45
7	藤井谷川	〃	〃	西端山	1.68
8	天神谷 1	〃	〃	天神	2.10
9	天神谷 2	〃	〃	天神	0.96
10	天神谷 3	〃	〃	天神	0.12
11	東端山谷	〃	〃	東端山	2.16
12	三谷川	〃	〃	深堀	1.50
13	西浦谷	〃	〃	トカツイワ	1.80
14	一丁谷	〃	〃	ヨコウ	1.35
15	西寺谷	〃	〃	下山	0.75
16	阿葉谷	〃	〃	阿葉谷	1.80
17	玄華寺谷	〃	〃	広谷	1.05
18	長谷	〃	〃	廣谷	1.50
19	上浦上	〃	〃	廣谷	2.40
20	上浦谷	〃	〃	王取	0.30
21	竜高東谷	〃	〃	浦山	1.05
22	立石谷	〃	〃	ウラヤマ	2.64
23	八幡谷	〃	川島町	八幡	1.35
24	善勝寺谷	〃	〃	王子	1.50
25	王子谷	〃	〃	王子	0.72
26	唐戸谷	〃	〃	王子	2.10
27	吉本	〃	〃	吉本	1.68
28	薬師寺谷	〃	〃	唐戸	1.68
29	大戸井谷上	〃	〃	樋口	0.27
30	大戸井谷下	〃	〃	樋口	1.68
31	近久谷	〃	〃	鳶ヶ巣	1.20
32	鳶ヶ巣谷川	〃	〃	鳶ヶ巣	1.05
33	風呂谷川	〃	〃	イワリ	0.78
34	神宮谷	〃	〃	イワリ	0.90
35	天神	〃	〃	山ノ原	1.80
36	久保田 1	〃	〃	ヤマノハラ	2.10
37	久保田 2	〃	〃	山ノ原	1.80
38	源光寺谷	〃	〃	植桜	2.52
39	古地谷 1	〃	〃	湯吸	0.90
40	古地谷 2	〃	〃	湯吸	0.84
41	湯吸谷	〃	〃	湯吸	2.31
42	貞田	〃	山川町	貞田	1.68

番 号	崩壊土砂流出 危険地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
43	大藤谷 1	吉野川市	山川町	大藤	0.30
44	大藤谷上	"	"	大藤谷	0.42
45	大藤西谷上	"	"	大藤谷	0.34
46	大藤西谷下	"	"	木戸口	0.45
47	大藤谷下	"	"	カシノモト	1.44
48	大藤谷 2	"	"	御旅館	0.38
49	八幡谷	"	"	黒岩	6.55
50	奥野井谷上	"	"	奥野井	3.26
51	奥野井谷下 1	"	"	奥野井	0.75
52	奥野井谷下 2	"	"	奥ノ井	2.70
53	榎谷上	"	"	榎谷	1.47
54	榎谷 1	"	"	榎谷	0.63
55	楠根地	"	"	楠根地	3.60
56	榎谷下	"	"	榎谷	1.35
57	大内上	"	"	大内上	0.32
58	大内谷	"	"	大内	3.30
59	榎谷 2	"	"	榎谷	2.52
60	紙漉	"	"	桑内	1.80
61	奥川田	"	"	久宗	2.70
62	井上	"	"	久宗	3.60
63	奥原谷	"	"	オオムロ	2.64
64	八幡谷下	"	"	川田八幡	0.74
65	天王原	"	"	川田八幡	1.50
66	西野峰 1	"	"	西野峰	1.05
67	西野峰 2	"	"	西野峰	1.44
68	横走	"	"	赤岩	1.50
69	坂田 1	"	"	赤岩	0.45
70	坂田 2	"	"	浦山	0.84
71	浦山	"	"	浦山	0.18
72	権見谷	"	"	東麓	0.15
73	どんど谷 1	"	"	東麓	0.54
74	どんど谷 2	"	"	東麓	0.13
75	忌部谷西	"	"	東麓	1.47
76	忌部谷	"	"	忌部山	0.38
77	忌部谷東	"	"	忌部山	1.80
78	母衣暮露谷	"	美郷	小竹	2.10
79	小竹谷	"	"	小竹谷	5.10
80	西条西	"	"	西条	3.24
81	大岸谷	"	"	岸宗	0.90
82	竹屋敷	"	"	西條	0.90
83	上東条谷	"	"	上東条谷	0.43
84	中筋	"	"	中分	1.08
85	賓谷	"	"	穴地	2.64
86	大平谷	"	"	大平一野山	6.48

番 号	崩壊土砂流出 危険地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
87	下浦谷	吉野川市	美郷	下浦	0.72
88	南古井谷	〃	〃	倉羅	1.10
89	倉羅谷	〃	〃	滝ヶ山	1.68
90	古井上	〃	〃	古井	0.60
91	照尾谷	〃	〃	照尾	0.84
92	別枝山	〃	〃	平	0.48
93	宗田谷	〃	〃	宗田	1.20
94	宗田東谷	〃	〃	宗田	0.60
95	重野尾	〃	〃	重野尾	3.00
96	柿谷	〃	〃	柿谷	5.10
97	山王谷	〃	〃	山王	2.88
98	古土地	〃	〃	古土地	0.38
99	来見坂谷	〃	〃	来見坂	1.20
100	木屋浦	〃	〃	木屋浦	2.52
101	中の谷	〃	〃	東山峠	2.40
102	殿河	〃	〃	殿河	0.27
103	栗木	〃	〃	栗木	0.15
104	栩谷 1	〃	〃	栩谷	1.80
105	栩谷 2	〃	〃	栩谷	0.90
106	栩谷 3	〃	〃	栩谷	0.84
107	大鹿谷	〃	〃	大鹿	2.10
108	管草	〃	〃	管草	6.00
109	谷蔵谷	〃	〃	上谷	2.31
110	花地 1	〃	〃	花地	1.80
111	花地 2	〃	〃	花地	1.50
112	フズ谷	〃	〃	上谷	1.08
113	奥丸谷	〃	〃	奥丸	3.36
114	東庄古谷	〃	〃	奥丸	1.05
115	中庄古谷	〃	〃	奥丸	2.40
116	西庄古谷	〃	〃	奥丸	1.44
117	つみきり谷	〃	〃	古土地	0.90
118	鎌谷川	〃	〃	恵美子	1.47
119	湯下東谷	〃	〃	湯下	1.62
120	湯下谷	〃	〃	土用地	1.50
121	土用地谷	〃	〃	土用地	1.68
122	毛無谷	〃	〃	毛無	2.16
123	川俣	〃	〃	川俣	0.18
124	刷石谷	〃	〃	土井の奥	0.30
125	土井奥谷	〃	〃	土井の奥	0.30
126	種野谷 1	〃	〃	土井の奥	0.30
127	種野谷 2	〃	〃	土井の奥	0.09
128	種野谷 3	〃	〃	峠三山	0.18
129	種野谷 4	〃	〃	峠三山	0.30
130	種野谷 5	〃	〃	峠三山	0.50

番 号	崩壊土砂流出 危険地区 箇所名	所 在 地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
131	種野谷 6	吉野川市	美郷	峠三山	0.19
132	種野谷 7	〃	〃	峠三山	0.36
133	種野谷 8	〃	〃	峠三山	0.32
134	刷石谷 1	〃	〃	刷石	0.24
135	刷石谷 2	〃	〃	刷石	0.14
136	高野谷	〃	〃	高野	0.54
137	中滝谷	〃	〃	下林	0.67
138	槇山	〃	〃	槇山	0.54
139	土井奥谷 2	〃	〃	土井の奥	0.25
	合計	139箇所			198.69

10 重要水防箇所評価基準（案）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号
 建設省河川局治水課長通達
 最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上もっとも重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日河第878号河川課長通知
最終改正：平成18年11月2日河第398号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所については、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所については、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所については、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位等が設定されていない箇所については、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間については河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間については河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるとは、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

11 重要水防区域一覧表

吉野川県土整備事務所管内

令和6年1月現在

付図番号	河川名 海岸名別	左右岸	区分	担当水防 管理団体の 名称	重要水防区域						関係区域					備考		
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水 防団及 び人数		避難場所	収納能力 (人)
1	吉野川	右	国	吉野川市	知恵島	1,542	542 (542)	1,000		水衝・洗堀 堤体漏水 基盤漏水	捨てブロック工 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工	北須賀	305	1,056	鴨島方面 第12,13分団 27	知恵島小学校 知恵島小学校体育館	110 60	
2	"	"	"	"	川島	1,682		1,263	419	基盤漏水 旧川跡 工作物(橋梁)	月の輪工 現状監視 -	城山 城東	78	235	川島方面 第2分団 16	川島公民館	121	
3	"	"	"	"	鍛冶屋敷 三軒屋 中須	620	174	446		基盤漏水	月の輪工	鍛冶屋敷 敷地	129	382	川島方面 第4,5分団 29	川島体育館	224	
4	"	"	"	"	三ツ島 学	3,590	3,296 294 (633) (1,000)	(294)		基盤漏水 堤体漏水 水衝・洗堀 工作物(橋梁)	- - 捨てブロック工 -	伊加々志 長塚、児島 むつみ 北久保	424	1,221	川島方面 第5,8,10分団 43 (16)	交流センター	141	
5	"	"	"	"	瀬詰	2,740		2,740		基盤漏水	月の輪工	湯立北 外7自治会	568	2,042	山川方面 第1,2,3分団 70	山川中学校 同体育館 山瀬小学校 同体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	413 232 298 95 19 168	
6	"	"	"	"	川田	3,352		3,352 (3,352) (1,200)		基盤漏水 堤体漏水 水衝・洗堀	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工	北島 村雲	114	435	山川方面 第7分団 26	山川中学校 同体育館 旧川田西小学校 同体育館 高越小学校	(413) (232) 205 106 200	
18	飯尾川	左右	県	"	石井町界 ～ 鳥取畑	12,520	8,360 (2,840)	4,160 (300)		洪水痕跡 堤防高	積土のう工 むしろ張り 木流し工	上浦・牛島 山路・中島 飯尾・敷地	430	1,210	鴨島方面第 1,3,4,5,6,7,8 ,9,10分団 166	上浦公民館 上浦小学校 同体育館 牛島小学校 同体育館 森山小学校 同体育館 飯尾敷地小学校 同体育館	55 108 60 184 125 157 126 222 145	
19	三谷川	"	"	"	森藤～ 飯尾川合 流点まで	250	250			堤防高	積土のう工	森藤	50	200	鴨島方面 第7分団 (15)	森山小学校 同体育館 森山公民館	(157) (126) 52	
20	寺谷川	"	"	"	山路	960	480	480		"	"	山路	40	150	鴨島方面 第5分団 (12)	森山小学校 同体育館 岡野コミュニティセンター	(157) (126) 19	

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	担当水防 管理団体の 名称	重要水防区域						関係区域					備考		
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水 防団及 び人数		避難場所	収納能力 (人)
21	立石谷川	左	県	吉野川市	上浦	300	300			〃	積土のう工	辻川丸山	50	200	鴨島方面 第4分団 (15)	旧上浦小学校 同体育館 上浦公民館	(108) (60) (55)	
22	江川	右	〃	〃	鴨島新橋 から吉野 川高校裏 まで	1,000	1,000			〃	〃	新開地 神島	400	1,200	鴨島方面 第1分団 (30)	鴨島小学校 同体育館 鴨島第一中学校 同体育館 鴨島公民館 鴨島老人福祉センター 市民プラザ	363 143 355 143 121 52 750	
23	〃	〃	〃	〃	石井町界 ～ 江川北橋	400 (400)		400 (400)		堤防高 洪水痕跡	〃	牛島	3	10	鴨島方面 第3分団 (34)	牛島小学校 同体育館	(184) (125)	
24	寺谷川	左	〃	〃	飯尾川 合流点 ～ 山路橋	480	480			堤防高	〃	山路	40	120	鴨島方面 第5分団 (12)	森山小学校 同体育館	(157) (126)	
25	藤井川	左右	〃	〃	飯尾川合 流点～鴨 島町飯尾 辻	1,000	1,000			〃	〃	飯尾	70	200	鴨島方面 第8分団 (15)	飯尾敷地小学校 同体育館	(222) (145)	
26	桑村川	〃	〃	〃	吉野川合 流点～ 学、桑村 の字界	5,300 (1,650)		5,300		堤防高 洪水痕跡	〃	宮島 桑村	84	252	川島方面 第4,5分団 (29)	川島公民館 川島体育館	(121) (224)	
27	〃	〃	〃	〃	近久 ～ 大戸井	1,796		1,796		堤防高	〃	近久第一 近久第二 近久第三	76	189	川島方面 第6分団 13	こだま会館	66	
28	学島川	〃	〃	〃	吉野川合 流点～山 川町流	7,300 (2000)		6,000 1,300		堤防高 洪水痕跡	〃	児島 三ツ島 学	55	165	川島方面 第8,10分団 (27)	東児島老人憩いの家 川島老人福祉センター	32 55	
29	ほたる川	〃	〃	〃	〃	5,600	3,400	2,200		洪水痕跡	〃	諏訪 ほたる川 宮地	141	436	山川方面 第1,2,8分団 71 (50)	西久保地区コミュニティセンター 山瀬小学校 同体育館	15 298 95	
30	源光寺谷川	〃	〃	〃	桑村 湯浅フサ 子宅西	100		100		堤防高	〃	南寺 南寺中央 江ノ島	71	176	川島方面 第3分団 18	川島公民館	(121)	

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	担当水防 管理団体の 名称	重要水防区域						関係区域 危険な場合の措置					備考			
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水 防団及 び人数		避難場所	収納能力 (人)	
31	岩谷川	左	県	吉野川市	吉野川合流点～上流端	5,000	5,000				洪水痕跡	積土のう工	北島村雲片岸	164	682	山川方面第6,7分団 51 (26)	中部農業構造改善センター 高越小学校	28 (200)	
32	岩谷川	〃	〃	〃	J R 橋から川田川合流点まで	(1,265)		(1,265)			法すべり	積土のう工 木流し工	北町外4自治会	306	1,104	山川方面第6,7分団 (51)	中部農業構造改善センター 高越小学校	(28) (200)	
33	大藤谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町川田	3,200	3,200				洪水痕跡	〃	瀬津貞田	68	210	山川方面第7分団 (26)	舟戸農業改善センター 旧川田西小学校 同体育館	15 (205) (106)	
34	船戸谷川	〃	〃	〃	大藤谷川合流点～上流端	1,400		1,400			〃	〃	舟戸西 舟戸東	14	45	〃 (26)	〃	(15) (205) (106)	
35	中川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～上流端	2,200	2,200				〃	〃	町	12	38	山川方面第6分団 (25)	高越小学校 中部農業構造改善センター	(200) (28)	
36	風呂の谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町井上	2,000		2,000			〃	〃	〃	(4)	(15)	〃 (25)	〃	(200) (28)	
37	川田川	右	〃	〃	庄司橋～川田橋	237		237			堤体漏水	積土のう工 せき板工 シート張り工	恵下外6自治会	409	1,445	山川方面第3,4,8分団 64 (41)	山川地域総合センター 吉野川市アミューズセンター	264 49	
38	川田川	左	〃	〃	堰～川田橋	320	320				基盤漏水	漏水対策工	瀬津外15自治会	703	1,648	山川方面第5,6,7分団 72 (51)	旧川田西小学校 山川地域総合センター 吉野川市アミューズセンター 旧川田小学校 同体育館	(205) (264) (49) (190) (90)	
39	ほたる川	左	〃	〃	季邦～前川	1,910	1,910				洗掘	積土のう工 木流し工	季邦外4自治会	100	300	山川方面第1,2,3分団 (70)	山川地域総合センター 吉野川市アミューズセンター 山川体育館	(264) (49) (168)	
40	学島川	〃	〃	〃	忌部～山路	2,100	2,100				堤防高	積土のう工 木流し工 シート張り工	西久保外11自治会	539	2,015	山川方面第1分団 (20)	山瀬小学校 同体育館 西久保地区コミュニティセンター	(298) (95) (15)	

付 図 番 号	河 川 名 海 岸 別	左 右 岸	区 分	担当水防 管理団体 の名称	重 要 水 防 区 域						関 係 区 域 危 険 な 場 合 の 措 置					備 考		
					場 所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	対 策	地区名	戸 数 (戸)	住民数 (人)	担当水 防団及 び人数		避 難 場 所	収 納 能 力 (人)
65	湯吸谷川	左	準	吉野川市	川島町界 から麻名 用水合流 点まで	500		500		堤防高	積土のう工	新 田	50	150	鴨島方面 第11分団 30	西麻植小学校 同体育館	159 137	
66	鷹ヶ巣谷川	〃	〃	〃	桑 村 池ノ内秀 治宅西	30		30		〃	〃	鷹 ヶ 巣	17	39	川島方面 第6分団 (13)	こだま会館	(66)	
67	吉本東谷川	〃	〃	〃	吉 本 麻野義光 宅西	100		100		〃	〃	吉 本	81	247	川島方面 第7分団 13	学島小学校 同体育館	170 104	
68	湯吸谷川	〃	〃	〃	山 田 阿部俊仁 宅 下 流	400		400		〃	〃	山田北部	25	80	川島方面 第1分団 13	川島公民館山田西分館	14	
69	祇園谷川	〃	〃	〃	祇 園	500	150	350		洗掘	積土のう工 木流し工	祇 園	27	106	山川方面 第2分団 (30)	八坂会館	42	
70	旗見谷川	〃	〃	〃	旗見から 川田川合 流点まで	1,150	450	700		法すべり	積土のう工 木流し工 シート張り工	旗 見 川 東	67	233	山川方面 第4分団 (23)	旧川田小学校 同体育館	190 90	
71	八幡谷川	〃	〃	〃	宮谷から 風呂ノ谷 川の合流 点まで	1,000	800	200		〃	〃	西 山 南 町	146	520	山川方面 第6分団 (25)	高越小学校	(200)	
72	翁喜台谷川	〃	〃	〃	川 東 ～ 季 邦	300		300		〃	〃	翁 喜 台 外 2 自治会	156	539	山川方面 第4,8分団 (44)	吉野川市立アネティセンター 山川地域総合センター	(49) (264)	
73	王子谷川	〃	普	〃	王 子	40	40			〃	〃	王 子	38	126	川島方面 第9分団 15	学島小学校 同体育館	(170) (104)	

※水防区域及び収納能力の（ ）は重複距離及び重複人数

12 地震時に緊急点検する「農業用ため池」一覧表

令和5年3月末現在

震度5弱以上

番号	名称	所在地	堤高 [m]	堤頂長 [m]	貯水量 [m ³]	管理者名	所管事務所	被害想定公共施設
1	上浦大月1号池	鴨島町上浦字玉取1770	4.6	50.0	6,000	自然人	吉野川農林事務所	
2	上浦大月2号池	鴨島町上浦字玉取1765	5.3	20.0	1,000	自然人	吉野川農林事務所	
3	岡原池	鴨島町山路字廣谷2193-5地先	8.0	70.0	19,000	自然人	吉野川農林事務所	
4	壇1号池	鴨島町森藤字滝ノ上414-2、416、417-2、418-2、鴨島町森藤字西ノ鼻1264-2、水	5.3	158.0	7,000	吉野川市	吉野川農林事務所	
5	壇2号池	鴨島町森藤字壇林2478-2	3.0	11.0	6,000	自然人	吉野川農林事務所	
6	一ノ坪池	鴨島町森藤字西浦谷1531-7他15筆	10.2	50.0	12,000	一ノ坪土地改良区	吉野川農林事務所	宮前公民館
7	昭和池	鴨島町飯尾字天神1863地先	11.0	45.0	6,000	吉野川市	吉野川農林事務所	
8	敷地池	鴨島町敷地字平山674-7 他20筆	9.9	67.0	27,000	敷地土地改良区	吉野川農林事務所	
9	大正池	川島町桑村字新池尻562番2他34筆	14.1	200.0	175,000	川島東土地改良区	吉野川農林事務所	県立川島高校, 病院
10	古池	川島町桑村字新池尻605、605-2	9.3	71.0	12,000	川島東土地改良区	吉野川農林事務所	

番号	名称	所在地	堤高 [m]	堤頂長 [m]	貯水量 [m3]	管理者名	所管事務所	被害想定公共施設
11	平倉池	川島町山田字湯吸5番3 他9筆	11.5	67.0	31,000	川島東土地改良区	吉野川農林事 務所	県立川島高校, 病院
12	塚池	川島町山田字平倉3番1 他15筆	5.7	51.0	5,000	川島東土地改良区	吉野川農林事 務所	
13	源光寺池	川島町桑村字山ノ神712番1、川島町桑村字源光寺712番4	5.8	44.0	4,800	川島東土地改良区	吉野川農林事 務所	
14	古志田池	川島町山田字平倉 116 番	9.5	97.0	12,700	川島東土地改良区	吉野川農林事 務所	県立川島高校, 病院
15	旗見池	山川町旗見 150	7.0	47.0	7,000	川俣土地改良区	吉野川農林事 務所	
16	坂田新池	山川町字坂田85-6、86-9、87-2、87-3、道	10.4	39.0	6,000	吉野川市	吉野川農林事 務所	
17	山路池	鴨島町山路字山ノ南 1935	3.5	23.0	500	吉野川市	吉野川農林事 務所	
18	向原溜	鴨島町森藤字城ヶ丸 280、道	2.0	18.0	200	自然人	吉野川農林事 務所	

13 防災重点ため池一覧表

令和5年3月末現在

番号	名称	所在地	管理者名	所管事務所
1	上浦大月1号池	鴨島町上浦字玉取1770	自然人	吉野川農林事務所
2	上浦大月2号池	鴨島町上浦字玉取1765	自然人	吉野川農林事務所
3	岡原池	鴨島町山路字廣谷2193-5地先	自然人	吉野川農林事務所
4	壇1号池	鴨島町森藤字滝ノ上414-2他	吉野川市	吉野川農林事務所
5	壇2号池	鴨島町森藤字壇林2478-2	自然人	吉野川農林事務所
6	一ノ坪池	鴨島町森藤字西浦谷1531-7他	一ノ坪土地改良区	吉野川農林事務所
7	昭和池	鴨島町飯尾字天神1863地先	吉野川市	吉野川農林事務所
8	敷地池	鴨島町敷地字平山674-7他	敷地土地改良区	吉野川農林事務所
9	大正池	川島町桑村字新池尻562番2他	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
10	古池	川島町桑村字新池尻605他	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
11	平倉池	川島町山田字湯吸5番3他	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
12	塚池	川島町山田字平倉3番1他	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
13	源光寺池	川島町桑村字山ノ神712番1他	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
14	古志田池	川島町山田字平倉116番	川島東土地改良区	吉野川農林事務所
15	旗見池	山川町旗見 150	川俣土地改良区	吉野川農林事務所
16	坂田新池	山川町坂田85-6他	吉野川市	吉野川農林事務所
17	山路池	鴨島町山路字山ノ南 1935	吉野川市	吉野川農林事務所
18	向原溜	鴨島町森藤字城ヶ丸 280、道	自然人	吉野川農林事務所

14 保安林配備一覧表

令和7年3月31日現在

(1) 民有保安林配備現況表

保安林の種類	水源の涵養		土砂関係						その他保安林								合計	
			土砂の流出の防備		土砂の崩壊の防備		小計		水害の防備		干害の防備		公衆の保険		小計			
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
計	47	566	221	446	1	1	222	447	2	1	0	0	5	75	7	76	276	1,089

(2) 国有保安林配備現況表

保安林の種類	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有	官有	計
	国有	官有	国有	官有			
鴨島町					0	0	0
川島町					0	0	0
山川町					0	0	0
美郷					0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

5. 危険物等に関する資料

1 危険物施設一覧表

令和7年10月1日現在

	名 称	施設区分	設置場所
1	小森石油(株)	給油取扱所(屋外セル)	鴨島町西麻植字絵馬堂 64-4
2	(株)阿波銀行	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 716-11
		一般取扱所	鴨島町鴨島 716-11
3	吉野川医療センター	地下タンク貯蔵所	鴨島町知恵島 120
		一般取扱所(消費)	鴨島町知恵島 120
4	(株)志幸開発	給油取扱所	鴨島町西麻植字新田 17-1
5	吉野川市民プラザ	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島字本郷 252 番地 1
		地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島字本郷 252 番地 1
6	吉野川市 喜来ポンプ場	地下タンク貯蔵所	鴨島町喜来乙 42-2
7	徳島県農協鴨島給油所	給油取扱所	鴨島町山路 1077
8	医療法人徳寿会 鴨島病院	地下タンク貯蔵所	鴨島町内原 432
9	(株)川島石油	給油取扱所(屋内セル)	鴨島町牛島 851-1, 851-4
10	独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター 西病院	一般取扱所(消費)	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
		地下タンク貯蔵所	鴨島町敷地 1354
11	(有)佐藤石油	給油取扱所(屋内)	鴨島町内原 214
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町内原 214
12	イワタニ四国(株)	一般取扱所(小詰)	鴨島町知恵島 761-13
13	(株)四国オイル	給油取扱所	鴨島町上浦 943-1
		地下タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		地下タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		一般取扱所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上浦 956
		屋外貯蔵所	鴨島町上浦 1502-1
14	四国牛乳輸送(株)	給油取扱所(自家用)	鴨島町牛島 133-3
15	篠原商事(有)	給油取扱所(屋外セル)	鴨島町中島 435-4
		移動タンク貯蔵所	鴨島町上下島 3-5
16	四宮祐一	一般取扱所(詰替)	鴨島町西麻植字江川 228
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字麻植市 108
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字麻植市 108
17	大協運輸(株)	給油取扱所(自家用)	鴨島町森藤 807
18	(株)大真空	屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-15
		屋内タンク貯蔵所	鴨島町牛島 1939-11
		一般取扱所(消費)	鴨島町牛島 1939-11
19	中央橋石油(有)	給油取扱所	鴨島町知恵島 459-1
20	徳島急送(株)	給油取扱所(自家用)	鴨島町上浦 155-1
21	昭和精機工業(株)	一般取扱所	鴨島町牛島 1939-13
		一般取扱所(焼入れ作業等)	鴨島町牛島 1939-13
		屋内貯蔵所	鴨島町牛島 1939-13
22	徳島石油(株)	給油取扱所	鴨島町牛島 2142-1
23	日清紡テキスタイル(株) 吉野川事業所	屋内貯蔵所	鴨島町牛島 2429-1
24	(有)山下運送	地下タンク貯蔵所	鴨島町牛島字中開 1939 番地 8
25	N T T 西日本(株)	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 169-1
26	ハッピー鴨島	屋内タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 750

	名 称	施設区分	設置場所
27	ミータス(株)	給油取扱所(屋外セルフ)	鴨島町知恵島 1372-1, 1372-4
28	(株)マイサン	給油取扱所(屋外セルフ)	鴨島町西麻植字絵馬堂 21-1, 36-1, 44-17, 44-18
29	藤井達三	屋内貯蔵所(特定)	鴨島町知恵島 1631-1
30	松川産業(有)	一般取扱所(詰替)	鴨島町知恵島 904-4
31	介護老人保健施設 やすらぎ荘	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 495-5
32	社会福祉法人白鳳会 菊美荘	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 441-7, 443-2
33	(有)ユアサ石油	給油取扱所	鴨島町西麻植字新田 166-1
		移動タンク貯蔵所	鴨島町西麻植字新田 166-1
34	DCM株式会社	一般取扱所(詰替)	鴨島町上下島 405-1
35	徳島河川国道事務所 吉野川下流出張所	地下タンク貯蔵所	鴨島町喜来 529-5
36	(株)フジタイト	屋内貯蔵所(特定)	鴨島町牛島 2322-20
37	徳島中央広域連合	地下タンク貯蔵所	鴨島町上下島 21-1
38	吉野川市役所	地下タンク貯蔵所	鴨島町鴨島 126-3
39	小原石油	給油取扱所(屋外セルフ)	鴨島町知恵島 1779-1、1780-1
40	(株)北光社	屋外貯蔵所	鴨島町牛島字先須賀ノ三 115-1
41	吉野川市環境センター	屋外タンク貯蔵所	鴨島町山路字東野 2069 番地 1 他 12 筆
42	(有)西阿運送	給油取扱所(自家用)	川島町桑村 2409-1
43	E H I ピースマネイジメント(株)	給油取扱所(屋外セルフ)	川島町桑村 2657-8
44	(株)川島石油	移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-2
		移動タンク貯蔵所	川島町学字北久保 31-2
		給油取扱所(屋内セルフ)	川島町川島 262-1
		地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		一般取扱所(充てん)	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		移動タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
		地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1
地下タンク貯蔵所	川島町学字西出目 175-1		
屋内貯蔵所	川島町学字北久保 29-1		
屋外貯蔵所	川島町学字西出目 149 番地 1		
45	川島排水機場	一般取扱所	川島町宮島地先
		地下タンク貯蔵所	川島町宮島地先
46	学島川排水機場	地下タンク貯蔵所	川島町学島地先
47	学島排水機場	屋外タンク貯蔵所	川島町学島地先
48	吉野川リハビリセンター	地下タンク貯蔵所	川島町川島 106-2
49	日本フネン(株)	屋内貯蔵所	川島町三ツ島字新田 179-1
50	(有)石井石油商会	給油取扱所(自家用)	川島町児島字西須賀 116-1、117-1
51	(株)コメリ	一般取扱所(詰替)	川島町学字北久保 111-1 他
52	徳島ガーデンクリエイト(株)	屋内貯蔵所	川島町児島字喜来 24-1
53	(有)松家運送	給油取扱所(自家用)	川島町学字北久保 105
54	岩屋谷川排水機場	屋外タンク貯蔵所	山川町川田 55-1
55	(有)川田重機建設	給油取扱所(自家用)	山川町天神 23
56	京野石油ガス(有)	給油取扱所	山川町前川 162
57	(有)蔵本運送	給油取扱所(自家用)	山川町湯立 167-2
58	徳島日鉱石油(株)	一般取扱所(小詰)	山川町季邦 38
59	コーナン商事(株)	一般取扱所(詰替)	山川町春日 149-5

	名 称	施設区分	設置場所
60	(有)山川自動車	屋内貯蔵所(特定)	山川町前川 172-6
61	養護老人ホーム芳越荘	地下タンク貯蔵所	山川町青木 17
62	(有)湯立丸十	給油取扱所	山川町翁喜台 276-1
63	株川島石油	給油取扱所	山川町前川 64-3, 68-3
64	原井林業(株)温泉事業部ふいご温泉	地下タンク貯蔵所	山川町久宗 31-3
65	ほたる川排水機場	地下タンク貯蔵所	山川町中須賀地先
		一般取扱所	山川町中須賀地先
66	徳島中央広域連合西消防署	屋内貯蔵所	山川町三島 30 番地 3
67	阿麻橋石油	給油取扱所	美郷字川俣 4-4
		一般取扱所	美郷字恵美子 220
		地下タンク貯蔵所	美郷字恵美子 220

2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

令和7年10月1日現在

第一種製造者（一般）

事業所名	所在地	電話	ガスの名称
(株)大真空 徳島事業所	鴨島町牛島1939-11	0883-24-5161	窒素
日清紡テキスタイル(株) 吉野川事業所	鴨島町牛島字明治開 2429-1	0883-24-1161	LNG

第一種製造者（液石、貯槽設置）

事業所名	所在地	電話	貯槽	摘要
丸善商事(株) 鴨島充填所	鴨島町牛島字先須賀 ノ一149-1	0883-24-4311	20 t × 1基	充填所
徳島県エールガス容器 再検査協同組合	鴨島町牛島2214-1	0883-24-5686	0.5 t × 1基 0.75 t × 1基	

特定高圧ガス消費者（液石）

事業所名	所在地	電話	高圧ガスの種類
日本フネン(株)	川島町三ツ島字新田179-1	0883-25-2450	液化石油ガス

※ 記載事項について

注1 「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は、高圧ガス保安法による。

注2 「液石」は、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。

注3 高圧ガス関係事業所のうち、処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

3 火薬類販売業者一覧表

令和4年7月1日現在

販売業者名	販売所所在地
(有) 後藤田銃砲火薬店	川島町川島71番地

4 毒物・劇物取扱施設数

令和5年6月30日現在

業種	販売業			
	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
吉野川市	10	7	1	18

6. 防災資機材等に関する資料

1 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

(1) 県備蓄資機材

徳島県地域防災計画 資料編 R 6.1

設置場所 水防倉庫	河川名 海岸名 港湾名	照明器具	器 具 資 材																				
			鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	むしろ ビニールシート	縄 ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入り土砂
	(単位)	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	(巻束)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
吉野川県土整備事務所	管内河川		4	3	4	31	1	4	10	5	4000	93	92	40	200	60	24	5	100	200			
〃 吉野地区水防倉庫	〃		5		1	9	3		3	2	3700	3	69	51		40	5	4					
計			9	3	5	40	4	4	13	7	7700	96	161	91	200	100	29	9	100	200			

(2) 吉野川市備蓄資機材

設置場所 水防倉庫（消防倉庫）		河川名 海岸名 港湾名	照明器具	器具資材																				
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	むしろ ビニールシート	縄 ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入り土砂
				(単位)	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³
鴨 島	敷地唐谷水防倉庫	飯尾川		10	1	1	4	2		2	4	1000		1			15	20						
	呉郷〃	藤井谷川		6			3			1	2	400		1			50							
	寺谷〃	寺谷谷川		10			3	3		4	2	400		1			180							
川 島	西出目・学〃	学島川	2	10	10	5	15	10		5	10	2000	30	5			70	20						
山 川	翁喜台〃	吉野川各河川	5	35	10	19	20	10	22	13	10	3750	100	30		100	40		1	50				
	町〃	川田川	2				15	15	5	10	10	200												
美 郷	美郷庁舎倉庫	川田川・東山谷川	1	20	15	7	20	7	7	7	15	1300		20				20	10	10				
	市消防団 美郷方面第1分団	東山谷川・川田川										200												
	〃 第2分団	川田川										50												
	〃 第3分団	〃										100												
			14	111	41	37	89	50	34	47	59	10100	194	68		100	401		110	11	60			

2 林野火災用空中消火資機材等保有状況

(1) 県保有分

徳島県地域防災計画 資料編 R6.1

資機材等の名称数量規格等	数量	規格等
散布装置（水のう型）	20 基	中型ヘリ用700ℓ型
混合機	4 基	
組立水そう	6 基	2,500ℓ型
可搬式動力ポンプ	4 台	B-3級
ホース	24 本	口径65mm 長さ20m
吸管	6 本	口径75mm 長さ8m
消火薬剤（20kg 入）	100 缶	エフアールS
展着剤（20kg 入）	50 袋	CMC
着色剤（5kg 入）	4 缶	
バケツ	4 基	<ul style="list-style-type: none"> ・7,570ℓ型 1基（大型ヘリ用） （保管場所：徳島県消防防災航空隊） ・600ℓ型 3基（うち1基は陸上自衛隊 第14飛行隊に貸与中）

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：防災人材育成センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課（088-621-2284）

(2) 消防本部、町村保有分

徳島県地域防災計画 資料編 R6.1

団体名／資機材	ジェットシューター	チェーンソー
吉野川市	75	—
徳島中央広域連合	34	6
合 計	109	6

3 応急食料及び副食調味料調達先一覧表

徳島県地域防災計画 資料編 R6.1

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
米穀	全国農業協同組合連 合会徳島県本部	徳島県北佐古一番町 5番12号	(088)634-2501	
米穀	徳島県食糧卸協同組 合	美馬郡つるぎ町貞光 字小山北115-3	(0883)63-6015	
漬物	徳島県漬物加工販売 協同組合	名西郡石井町 高川原天神337-6	(088)674-2503	たくあん、梅干し、 奈良漬、きざみ漬 等
味噌	徳島県味噌工業 協同組合	徳島市中昭和町1丁目 95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088)652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造 協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088)602-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088)664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産 加工業協同組合	徳島市北中洲4丁目1-38	(088)628-2259	
水産加工品	徳島県漁業 協同組合連合会	徳島市東中洲2丁目13	(088)636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株)徳島営業所	板野郡松茂町住吉	(088)699-3355	
	八百秀(株)	徳島市金沢町1丁目	(088)664-0260	

4 災害救助物資備蓄数

徳島県地域防災計画 資料編 令和2年4月1日現在

品目	在庫数量	保管場所	規格
毛布（圧縮真空パック）	3,420枚	日本通運株式会社徳島支店沖洲事務所 松茂倉庫 板野郡松茂町中喜来字稲本183	140cm×190cm
	1,800枚	徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦11-12	
	3,890枚	県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165	
	790枚	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 阿南保健所 阿南市領家町野神319 南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1	
	250枚	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	
	250枚	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241	
計	10,400枚		
日用品セット	2,160セット	日本通運松茂流通センター 板野郡松茂町中喜来字稲本183	タオル、箸、スプーン、 石鹸、コップ、軍手、 ポリ袋、包帯、歯ブラ シ、ポケットティッシュ
	3,600セット	徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫 小松島市立江町大田ノ浦11-12	
	1,910セット	県立防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165	
	40セット	県庁倉庫 徳島市万代町1-1	
	1,480セット	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46 南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 海陽町立海南病院 海部郡海陽町四方原字広谷16-1	
	240セット	西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	
	240セット	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ241	
計	9,670セット		

5 吉野川市災害用備蓄品の目標基本数量

			目標基本数量 (1日)		
			南海トラフ地震	中央構造線活断層地震	
備蓄品目	食料	食料(一般)	(食)	7,760	7,019
		食料(要配慮者)	(食)	3,792	3,466
		飲料水	(リットル)	17,400	15,900
		粉ミルク	(g)	2,295	2,025
	食料以外	哺乳瓶	(本)	17	15
		毛布	(枚)	2,900	2,650
		簡易トイレ	(基)	110	101
		トイレットペーパー	(ロール)	638	583
		生理用品	(枚)	1,566	1,428
		紙おむつ(乳幼児)	(枚)	660	600
		紙おむつ(大人)	(枚)	324	296
尿もれパッド	(枚)	972	888		

注：備蓄物資の対象者は、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和8年2月4日公表）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」における「家屋の全壊、消失のため、避難所等で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象とする。

南海トラフ地震	避難者数合計（津波警報解除後当日）	5,800人
	避難所生活者数	3,500人
	避難所外生活者数	2,300人
中央構造線・活断層地震	避難所生活者数（1日後）	5,300人

6 吉野川市災害用備蓄品の現況

令和8年1月1日現在

品目	備蓄	食糧	目標基本数量 (1日)	吉野川市備蓄品	保管場所															
					吉野川市役所	市民プラザ	備蓄センター	運転管理センター	山川地域総合センター	ふるさとセンター	川島こども園	鴨島東中学校	鴨島第一中学校	旧上浦小学校	牛島小学校	知恵島小学校	鴨島小学校			
食糧	食糧(一般)	食	7,760	アルファ米	750	300	0	0	100	200	0	0	0	0	0	0	0			
				サバイバルフーズ	2,940	0	0	6,900	0	0	0	0	0	0	120	0	0			
				パン缶等	1,258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
食糧以外	日用品	食糧		ライスるん等	1,500	1,750	600	0	275	25	0	0	0	0	0	0	0			
				飲料水	17,400	飲料水	リットル	720	1,464	2,736	0	3,372	180	0	0	0	0	0	0	
				粉ミルク	2,295	粉ミルク	g	3,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				哺乳瓶	17	使い捨てほ乳ボトル	本	192	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				毛布	2,900	毛布	枚	1,345	255	0	450	500	120	170	30	30	20	15	20	30
				簡易トイレ	110	簡易トイレ	台	15	0	60	10	70	20	0	14	14	14	19	14	14
				携帯トイレ		携帯トイレ	個	19,500	9,600	42,900	4,100	1,200	300	500	500	500	0	200	0	0
				マンホールトイレ		マンホールトイレ	台	15	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
				トイレットペーパー	638	トイレットペーパー	ロール	0	1,152	0	504	576	96	0	0	0	0	0	0	0
				生理用品	1,566	生理用品	枚	2,365	4,840	0	1,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ	紙おむつ(乳幼児)	枚	660	おむつ(子供用)	0	3,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
				おむつ(大人用)	996	0	0	0	996	0	0	0	0	996	0	0	0			
					尿もれパッド(大人)	972	0	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0		

	目標基本数量 (1日)	吉野川市備蓄品	保管場所														
			森山小学校	飯尾敷地小学校	西麻植小学校	川島中学校	川島小学校	学島小学校	山川中学校	山瀬小学校	高越小学校	旧川田西小学校	旧東山小学校	西麻植会館	川島公民館		
食糧	7,760	アルファ米	食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
		サバイバル フーズ	食	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	75	75	
		パン缶等	食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食糧 (要配慮者)	3,792	ライスるん 等	食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲料水	17,400	飲料水	リットル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36
粉ミルク	2,295	粉ミルク	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備蓄品	17	使い捨てほ 乳ボトル	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毛布	2,900	毛布	枚	20	20	20	30	20	20	30	15	20	0	23	10	10	
簡易 トイレ	110	簡易 トイレ	台	14	14	14	14	14	14	14	19	14	0	5	0	0	
		携帯 トイレ	個	0	0	0	500	0	0	500	200	0	0	200	0	0	
		マンホール トイレ	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トイレ トーパー	638	トイレト ーパー	ロール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生理 用品	1,566	生理用品	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紙おむ つ (乳幼児)	660	おむつ (子供用)	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紙おむ つ (大人)	324	おむつ (大人用)	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
尿もれ パッド (大人)	972			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	目標基本数量 (1日)	吉野川市備蓄品	保管場所					現保有数量	
			交流センター	こだま会館	センター	三ヶ名ふれあい	旧社協跡		
食糧	7,760	アルファ米	食	75	150	0	0	1,750	13,088
		サバイバルフーズ	食	0	0	0	0	10,080	
		パン缶等	食	0	0	0	0	1,258	
食糧 (要配慮者)	3,792	ライスるん等	食	0	50	0	0	4,200	
飲料水	17,400	飲料水	リットル	36	36	0	0	8,616	
粉ミルク	2,295	粉ミルク	g	0	0	0	0	3,240	
備蓄品	17	使い捨てほ乳ボトル	本	0	0	0	0	192	
	2,900	毛布	枚	10	10	10	0	3,253	
	110	簡易トイレ	台	0	0	0	0	400	
		携帯トイレ	個	0	500	0	8,000	89,200	
		マンホールトイレ	台	0	0	0	0	25	
食糧 以外	638	トイレットペーパー	ロール	0	0	0	0	2,328	
	1,566	生理用品	枚	0	0	0	0	8,325	
	660	紙おむつ(乳幼児)	枚	0	0	0	0	3,780	
	324	紙おむつ(大人)	枚	0	0	0	0	1,992	
	972	尿もれパッド(大人)		0	0	0	0	3,240	

7 木材保有数

徳島県地域防災計画 資料編 令和5年4月1日現在

貯木場名	面積 (m ²)	貯木能力 (m ³)	現在量 (m ³)	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場 13,300 土場 4,752	製品 3,500 素材 400	1,000 0	
県営貯木場	水面 19,400	素材 15,500	0	
徳島県木材団地 協同組合連合会	土場 54,196	素材 154,000	9,500	
徳島中央森林組合 (神山共販所)	土場 6,630	素材 1,700	500	
徳島中央森林組合 (勝浦郡木材 センター)	土場 3,734	素材 1,000	700	
木頭森林組合 (相生及び横石)	土場 27,000	素材 5,500	1,500	
三好木材センター事業 協同組合	土場 45,080	素材 15,000	6,500	
計	土場面積 154,692 水面面積 19,400	製品 3,500 素材 193,100	1,000 18,700	

8 給水容器の備蓄状況（市）

令和7年4月1日時点

給水タンク		携行容器	給水袋・ポリ袋		
～0.9 t	1.5～2.0 t	20ℓ	4～6ℓ	10ℓ	20ℓ以上
4	5	43	1,240	200	100

7. 報道体制に関する資料

1 日本放送協会の災害報道体制

災害の種類と体制

- ◎ 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- ◎ 規模によって以下の体制をとる。

体制	編成	動員
第1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
第2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する。	1種体制の動員数を超えて動員
第3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象全員を動員

気象警報等

対応	対象となる警報
G-E (スーパー)	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪
R1 (上のせ)	竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報
FM (上のせ)	土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報 避難指示、避難準備の情報、ダム放流情報

地震・津波情報

震 度	徳 島 単	全 国
1 2	テレビ：G（スーパー） ラジオ：R 1（上乘せ）	
3 4	四国管内や徳島単で 特設ニュースの場合あり	テレビ：全波（スーパー） ラジオ：R 1（上乘せ）
5弱・5強	全国で特設ニュースの場合あり （徳島から参加も）	テレビ：全波（スーパー） ラジオ：R 1—FM（上乘せ） 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波警 報	全波臨時ニュース	

※ 総合テレビ・R 1・FMは、24時間放送

2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5強以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報または津波警報）
- c. その他、災害・事故など報道制作局長が必要と認めた時

1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4または震度5弱、近県（香川・愛媛・高知・和歌山・大阪・兵庫南部）で震度6弱以上、首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）で震度6弱以上）
- b. 報道制作局長が必要と認めた時

II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA
テレビ	① 第一報スーパー（CM・提供中も） ② 徳島県内で震度6弱以上の地震の場合は、CM・提供中でもNNNニュース24にカットイン 体制を整えば「臨時ニュース」放出、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報
ラジオ	① 番組・CM中断で第一報（アナウンサー不在の場合は地震・津波CDを放出） ② キー局で特番始まっていれば必要に応じてカットイン ③ 知事の要請によって「EWS」放出 ④ アナウンサー確保後に臨時ニュース ※必要に応じてテレビサイマル放送 ⑤ 情報が入り次第続報 危険告知を挿入

Ⅲ 非常災害総合対策本部の設置

ランク A に区分された非常事態の場合、非常災害総合対策本部を設置する。またその下部組織として放送対策部と B C P 対策部も設置する。

3-1 総合対策本部

総合対策本部はランク A に区分された非常事態の場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

3-2 総合対策本部の構成

非常災害総合対策本部は、社長、常勤役員、局長により構成される。

(2022年度職制による 以下の記述も同じ)

本部長は社長があたり、
社長不在の時は役員局長が代行する。

3-3 放送対策部

放送対策部は、非常災害総合対策本部設置と同時に設置される。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を立案し遂行する。

3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、報道制作局、技術局、編成局、審議室の責任者により構成される。

放送対策部には部長をおき報道制作局長があたる。(放送対策部の組織図及び役員は別冊の非常災害マニュアル参照)

3-5 B C P 対策部

B C P 対策部は重要業務の継続、早期復旧をはかるため、社員と施設の安全確保、重要書類の確保、物流の調達や補給、救護所の設置などの業務にあたる。

3-6 B C P 対策部の構成

B C P 対策部は、総務、経理、ラ・テ営業、営業開発の部員により構成される。B C P 対策部には部長を置き、総務局長があたる。(組織図及び役割は下記を参照)

Ⅳ 非常事態発生時の初動の動き

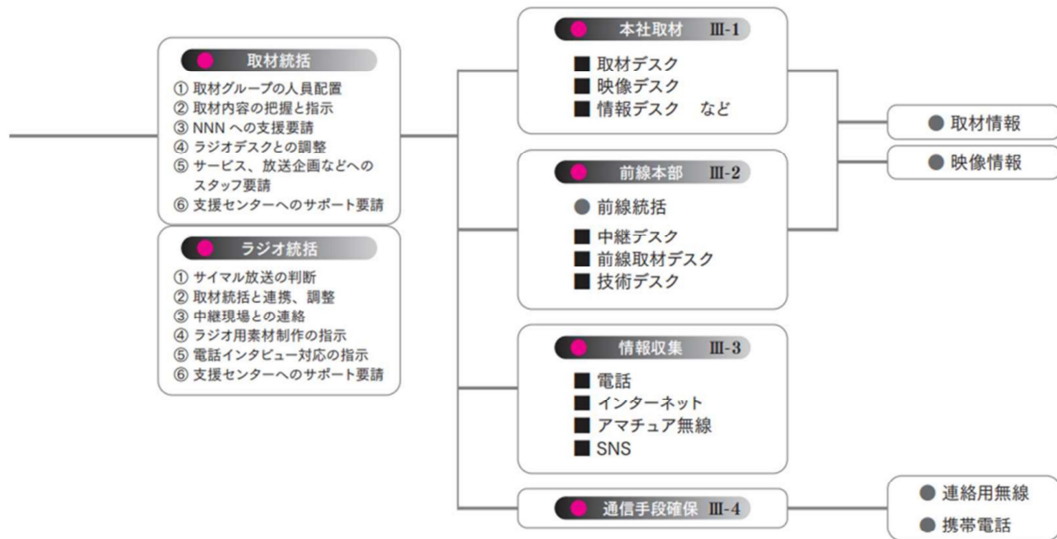
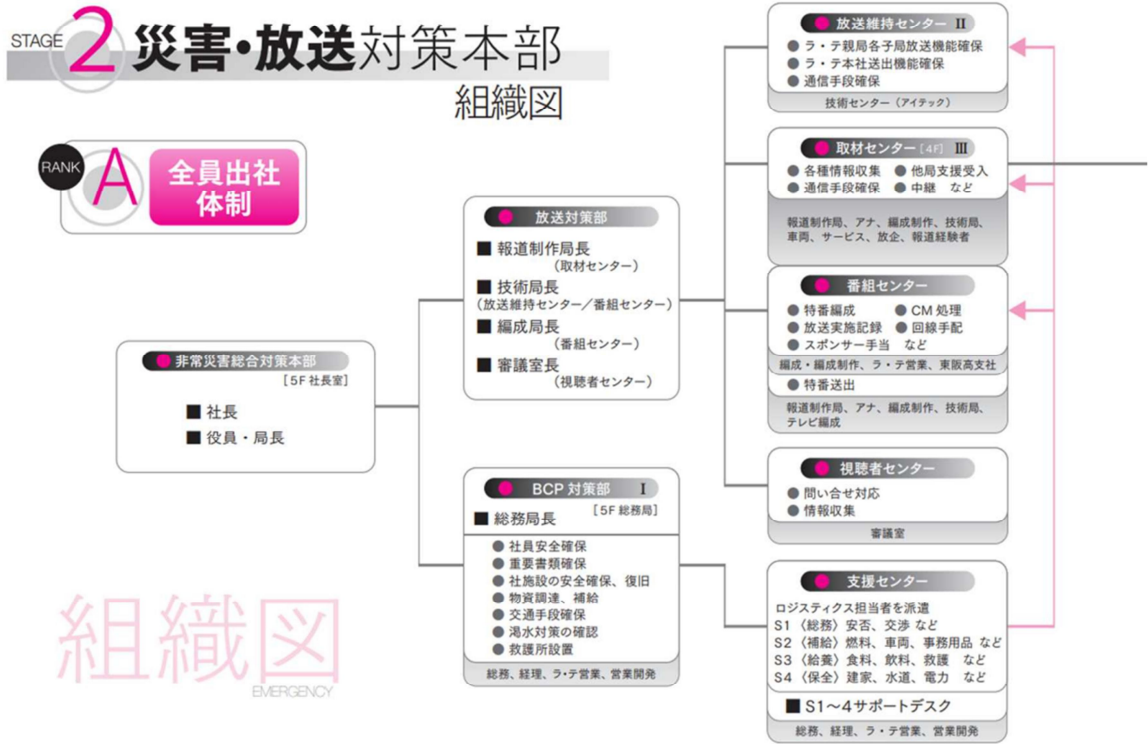
非常事態の発生が、夜間及び早朝の場合、報道責任者(部長、不在のときにはデスク)は出社したあとアナウンサーの確保をはかる。また出社してきた人員に指示を出し、報道態勢を整える。

(緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照)

Ⅴ 非常事態発生時の放送

災害報道については迅速正確な被災状況の報道による流語飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害者住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

VI 非常事態下の対策本部組織図



3 エフエム徳島非常事態対策要綱

[1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

[2] 非常災害時と初期報道

1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

3. 非常災害発生時の番組編成措置

(1) A級

a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

(2) B級

a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

c CM処理

A級に同じ。

4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議）。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

[3] 非常災害対策本部の設置

1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

3. 非常災害発生時の連絡

(1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。

(2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。

(3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。

(4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4. 非常災害下の放送内容規制

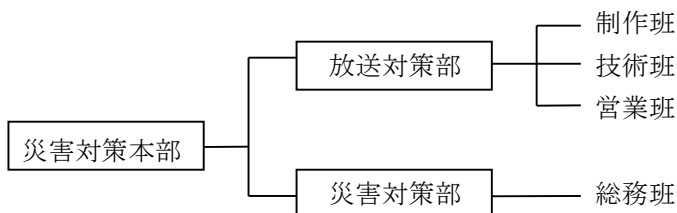
(1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。

(2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。

(3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。

(4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

5. 非常災害下の対策本部組織図



(連絡・厚生・補給・経理)

4 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予備情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機のスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報放送受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめての受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源を入れるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1 kHz近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議がすすめられた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報信号が対象とする災害情報は、当面3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適応対象地域を占める「地域符号」（地域共通符号、広域符号および県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大規模地震の警戒宣言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災対法による放送要請	第 1 種	徳 島

5 避難情報の放送に係る申し合わせ

市町村あて申し合わせ通知

企第162号
平成18年6月27日

各市町村防災主管課長殿

徳島県危機管理局企画課長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成16年の台風・集中豪雨の経験等により、災害時における避難勧告等の避難情報について、放送を通じてより広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制の整備を、都道府県・市町村・放送事業者が連携して行う必要があることについては、先に国から指摘されているところです。

これを受けて、県では昨年度より、放送事業者との協議を進めるとともに、各市町村への意見照会及び市町村防災担当者を集めた説明会などを行ってまいりました。

その結果、このほど、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各放送事業者と合意にいたりましたのでご報告いたします。

あわせて、平成18年7月1日より、「避難情報の放送に係る申し合わせ」の運用を開始いたしますのでお知らせします。

今後は、各市町村とも同申し合わせにより、避難情報等の放送事業者への依頼及び県への報告を、適切・迅速に行っていただけますようお願い申し上げます。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島 様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理環境部
(徳島県総合県民局)

(市・町・村)長

住民への避難情報(第 号)の周知について(依頼)

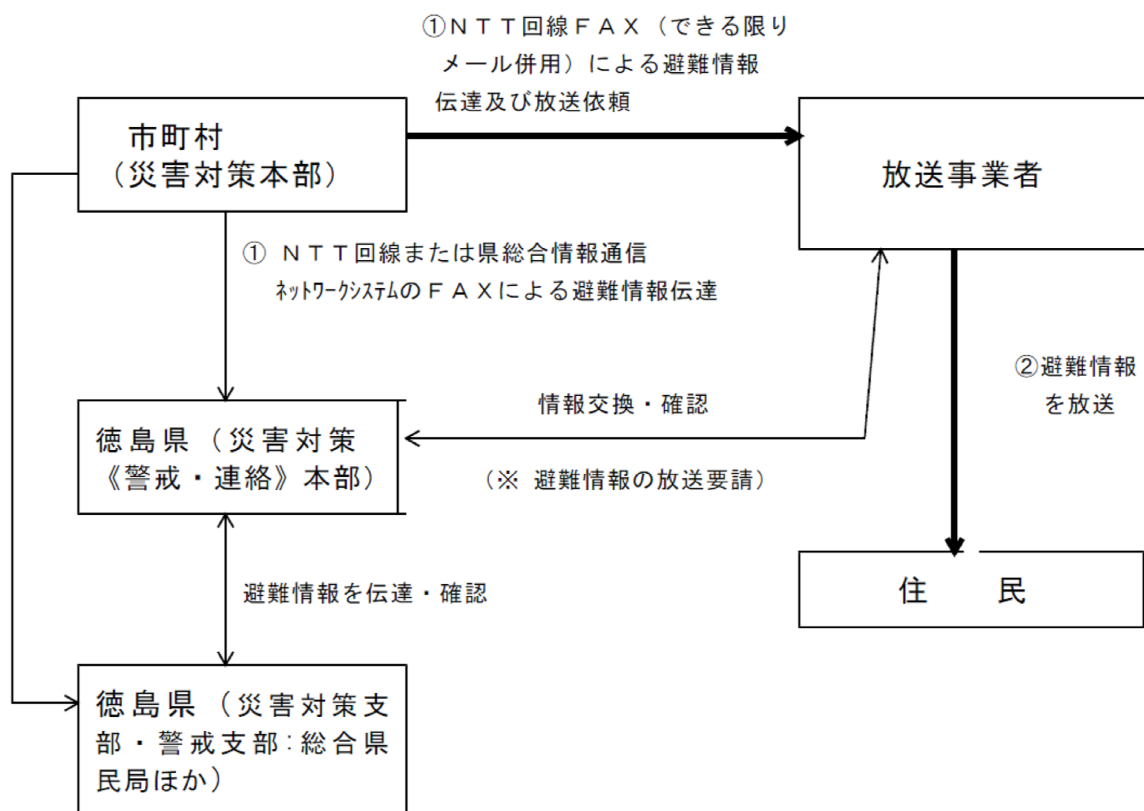
本市(町・村)において避難情報を発令しました(することとしました)ので、貴社(局)より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市町村名		発令情報の種類 ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所属名			<input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電話番号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他()		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区	世帯	人
	()		
	地区	世帯	人
()			
地区	世帯	人	
()			
備考 (発令理由など)			

※注1 該当する項目の「」に、はっきりとチェックを入れること。
※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

(別紙2)

放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に、徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。
 - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
 - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。
※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。